

京政府の財政の項に譲つて置く。

日清戦争と團匪事件に依る支那の國債は十億元を突破したので、此の二大事件は今日支那財政破綻の重大な原因ではあるが、清朝當時の借款は全部償還の財源が確定して居たのであるし、支那の大を以てして十億内外の負債は決して致命的でも何でもない。支那の財政を眞に絶望の域に誘致したのは、實に民國以來の内争に基くものである。以下内外債に分けて述べることにする。

## 第七章 外債

### 第一節 前清時代の政治借款

#### 第一款 日清戦役以前の政治借款

同治六年、長髮賊討伐の爲めの征討捻匪借款百二十萬兩を外債の嚆矢として、其後同時十三年の日清臺灣役賠償借款二百萬兩、光緒三年の西北善後借款五百萬兩、同四年の海軍建設借款二百五十萬馬克、同五年の興辦要政借款千六百十五萬兩と反覆起債され、一面同治四年以來露國の伊犁占領は、露清間の面倒な外交問題を惹き起して居つたが、光緒七年伊犁條約締結と共に、占領費の賠償として英金百四十三萬餘磅を英國倫敦銀行から借款して之に充て、降つて光緒十三年海軍經費追加借款五百萬馬克を起したが、日清戦以前に於ける支那外債の總て、ある右起債直後から順次償還され、光緒二十年日清戦争の勃發迄には、最後の五百萬馬克借款の一部分以外は、全部償還各種借款を現在の金額に換算するに、五千七餘萬元で、其額が極めて少ないの三百擔、借款保が確實であつた爲めされて居たのである。

今前記各借款の條件を示すに次表の如くであつた。



名稱	債權者	金額	利率	擔保	成立期
征討檢費借款	上海外商	1,000,000兩	未詳	海關稅及海關納稅票	同治六年(公年)
臺灣役賠償同	同	2,000,000	八分	海關納稅票	同十三年(公年)
西北善後同	英商滙豐銀行	5,000,000	一割五分	海關稅及同稅票	光緒三年(公年)
創興海軍同	德華銀行	2,500,000	五分五厘	同	同四年(公年)
興辦要政同	滙豐銀行	2,150,000	七分	海關納稅票	同五年(公年)
伊犁賠償同	倫敦銀行	1,300,000	未詳	同	同七年(公年)
加籌海軍經費同	獨逸會社	5,000,000	五分	海關稅及同稅票	同十三年(公年)

第二款 日清戰役關係の外債

日清戰役は支那の積弱を世界に暴露し、其國勢を一變したのみでなく、財政上に於ても破綻の第一轉機を劃した重大事件であつた。同光から光緒の初年迄反覆された借款は、兎も角日清戰爭以前に殆んど全部が償還されて居つた。ここを見ても、當時の支那財政には多少餘裕のあつたことが頷かれるが、いざ戰爭となつて、之に要する莫大な軍費を急遽調達する程の餘力も無く、一千九十九萬兩の滙豐銀款を手始めに、前後三回に亙り五百萬兩の金借款を起して軍費に充當したのであつた。之等借款の内容は次の通りである。

公債名稱	金額	手取	利率	發行期	擔保	償還法	債權者
滙豐銀款	10,000,000兩	九八	七分	一九九四	海關稅	十年償還	滙豐銀行

公債名稱	金額	手取	利率	發行期	擔保	償還法	債權者
滙豐金款	3,000,000	九二	六分	一九九五	同	五年償還	同
克薩洋款	1,000,000	九五、五	同	同	同	同	怡和洋行
瑞記洋款	1,000,000	九六	同	同	同	同	瑞記洋行
合計	10,000,000						

備考 一、克薩及瑞記洋款は馬關條約に基く第一回の賠償金に充當の目的を以て起債されたものであるが實際は戰費の補救に供されたものである。  
二、克薩洋款は麥加利借款とも呼んで居る。

然るに戰爭の結果、脆くも敗北した支那は、馬關條約第四條の規定に依つて、二億兩の賠償金を負擔することになり、次で三國干涉の結果遼東還附の代償三千萬兩、威海衛占領費代償百五十萬兩、合計二億三千五百五十萬兩の賠償金支拂の要が生じたので、遂に次の大借款を順次に起すことになつたのである。

公債名稱	金額	手取	利率	發行期	擔保	償還法	債權者
俄法洋款	500,000,000法	九四・八分一	四分	光緒二十一年(一八九五)	海關稅及同稅票(露政府保證付)	三十六箇年	露佛兩國
英德洋款	200,000,000	九四	五分	光緒二十二年	海關稅	同	英獨兩國
續英德洋款	200,000,000	八三	四分五厘	光緒二十四年	海關稅釐金等	四十五箇年	同



即ち四億法郎三十二百萬磅の巨債を起し、之を前述の四借款に合計するときは、邦貨五億五千萬圓に達し、斯くて支那は一大對外債務國に下落し、漸く財政難に呻吟するに至れるのみならず、支那の内情を知つた列國は、好機乘すべしと爲して公債引受けに猛烈な競争を起し、延いては對支利權の獲得競争となり、遂に今日の狀態に陥るの素因を成したのであつた。

戰爭中起された四借款は、期限が短かつた爲め、民國四年迄に完済されたが、俄法洋款以下の三借款は、今尙之が償還中で、永く支那財政の患を爲して居る。

第三款 團匪賠償金

列國對支利權競争の反動たる團匪事件の結果、列國は四億六千二十九萬六千三百九十三兩の損害賠償を支那政府に要求したのであつたが、交渉の結果、結局四億五千萬兩を負擔することに、なり、之を公債に改めて、年利四分三十九個年賦で償却することに議定された。今其狀況を示すに次の通りである。

- 一、賠償金の條件
- 1、總額四億五千萬海關兩を、當時の爲替相場一兩對三志の割合で、六千七百五十萬磅の金債權とした。
- 2、利息四分。
- 3、償還期限 一九〇二年一月一日から起つて三十九個年間に元利完済。
- 4、銀價變動の損害預防 和議條約六款に次の通り極めて居る

海關兩一兩〓獨三馬克〇五五〓奧國三クロニ五九五〓米國一弗〇七四二〓佛國三佛郎七五〓英國三シルリン  
 グ〓日本一圓四〇七〓和蘭一フロリン七九〓六露國一留四一三

5、擔保

イ、海關收入中從來擔保の元利を除きたる部分、輸入税を現實五分に改訂して收入増加の部分及從來免稅品たる物品中外國から輸入の米、雜穀、小麥粉、地金銀、金銀貨を除く其他のものに、現實五分税を課したる收入

ロ、各開港場を距る五十四支里内の常關を海關の管理に歸し其收入

ハ、從來外債の擔保部分を除く鹽稅收入

6、利子 六個月毎に支拂ふ。第一回は一九二〇年七月一日

7、償還元金は上海に於て列國から各一名の委員を選任して組織する銀行委員會に交附する

二、各國別賠償金額

國 別	支那銀兩額	各本國貨幣額	百分率
露 國	一三〇、三七一、二二〇 <sup>兩</sup>	一八四、〇八四、〇三三 <sup>馬克</sup>	二八・九七三三六
獨 國	九〇、〇七〇、五一五	二七五、一六五、四二三 <sup>馬克</sup>	二〇・二五八七〇
佛 國	七〇、八七八、二四〇	二六五、七九三、四〇〇 <sup>佛郎</sup>	一五・七五〇七二
英 國	五〇、六二〇、五四五	七、五六三、〇八一・二五 <sup>磅</sup>	一一・二四七〇一
第七章外債			一八五



最近支那財政概説

日 國	三四、七九三、一〇〇	四八、九五三、九七七、八三	七、七三一八〇
米 國	三二、九三九、〇五五	二四、四四〇、七七八、八一	七、三一九七九
伊 國	二六、六一七、〇〇五	九九、八一三、七六八、七五	五、九一四八九
白 國	八、四八四、三四五	三一、八一六、二九三、七五	一、八八五四一
澳 國	四、〇〇三、九二〇	一四、三九四、〇九二、四〇	〇、八八九七五
和 國	七八二、一〇〇	一四四、六五一、五〇	〇、一七三八〇
西 國	一三五、三一五	五〇七、四三一、二五	〇、五〇〇七
葡 國	九二、二五〇	一三、八三七、一〇	〇、〇二〇五〇
那 瑞 國	六二、八二〇	九、四二三、〇〇	〇、〇一三九六
雜 費	一四九、六七〇	二二、四五〇、一〇	〇、〇三五六
合 計	四五〇、〇〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

三、年次別元金償還額

第一年—第九年	二八八、四六一
第十年—第十三年	五八八、四六一
第十四年	一、四五三、八四四
第十五年—第三十年	一、七五三、八四六
第三十一年—第三十九年	三、六七〇、五二二

合 計

六七、五〇〇、〇〇〇

備考 右期間内に於ける仕拂利子合計七五、三六三、六一一磅となり、元利支拂總計は一四二、八六三、六一一磅の計算となる。

四、各省への賠償金配當額

支那政府は償却基金の年額を、庫平銀二千二百萬兩を概定したが、動亂の直後に於ては國費が頗る多い爲め、賠償金の支出に窮し、八旗兵の俸給、南洋水陸營勇、綠營等の經費を縮減し、田賦の整頓、家屋捐の設定、鹽斤の加價、阿片、茶、砂糖の加税等に依り、三百餘萬兩を捻出し、不足の一千八百八十餘萬兩は之を左の如く各省に配當したのである。

直 隸	八〇〇、〇〇〇 <sup>兩</sup>	山 東	九〇〇、〇〇〇 <sup>兩</sup>
河 南	九〇〇、〇〇〇	山 西	九〇〇、〇〇〇
西 西	六〇〇、〇〇〇	甘 肅	三〇〇、〇〇〇
新 疆	四〇〇、〇〇〇	安 徽	一、〇〇〇、〇〇〇
江 蘇	二、五〇〇、〇〇〇	江 西	一、四〇〇、〇〇〇
浙 江	一、四〇〇、〇〇〇	福 建	八〇〇、〇〇〇
湖 北	一、二〇〇、〇〇〇	湖 南	七〇〇、〇〇〇
廣 東	二、〇〇〇、〇〇〇	廣 西	三〇〇、〇〇〇

第七章外 債

一八七



四	川	二、二〇〇、〇〇〇	雲	南	三〇〇、〇〇〇
貴	州	二〇〇、〇〇〇			

然るに第十一年に至りて民國となり、各省への配當は之を停止して、海關稅から總稅務司が責任を以て支出することに改められて今日に及んだのである。

### 五、磅虧問題

上説の如き支拂計畫であつたが、議定直後に不運にも銀價が下落し、一九〇四年（光緒三十年）に至りては議定書の一兩二三志に對し爲替相場は一兩二志一〇片餘、即ち約三割方の下落を示すに至つた。支那側は之が對策として本問題の落著する迄、銀兩を以つて支拂つたが、列國では金貨勘定で受領し、不足額に對しては四分の重利を加へ次期の仕拂額に算入し、之が爲めには支那は一千餘萬兩の延滞を生じたので、各省に追加負擔を命じたけれども到底一時に調達し得ぬ爲め、遂に一九〇五年滙豐銀行から百萬磅の公債を借入れて、延滞額を清算したのである。右公債は磅虧公債と稱するが、各省からの送金が充實するに共に、一九〇七年二月、半額の五十萬磅を一時に償還し、其後は元金二萬五千磅宛二十個年に分ち一九二七年完済の計劃になつた。本借款の擔保には山西省の煙草、酒及び百貨釐金稅を充當してゐる。

### 六、參戰に因る賠償の展期と變動

民國六年、支那を歐洲戰爭に参加させる爲め、日、英、米、白、伊、葡の七個國は、一九一七年十二月以降一九二二年十一月に至る滿五個年間、賠償の仕拂延期及此間の利息を免除して、宣戰費用に充當を許した結果、一九四〇年を終期とする本賠償は、一九四五年迄延期されることになつた。因に露國は四分の一だけ延期を許したのである。支那が歐戰參加の結果は敵國たる獨逸兩國の賠償は之を取消することになり、又露國は民國十三年五月、露支協定に基き賠款を放棄した。

### 七、各國の賠款還付

#### A 米國 二回に還付を行つた。

第一回は一九〇八年である。米國は賠償金が實際の被害額に對して過大なることを發見したといふ口實で、實際被害額に止めて、過剩額を減免することにした。米國への賠償原定額は、三千二百九十萬九千零五十五兩、米國換算二千四百四十餘萬弗のものを約半額の一千三百六十五萬五千四百九十二弗六九に減じ、別に二百萬弗を止めて、未調査損害の仕拂準備に充當した残り全部を還付し、之を基金として米國に留學生を送らせることにしたのである。第二回は民國十三年五月、米國衆議院を通過したもので、一九一七年十月一日から起算して、二十三年三個月分の賠償一千二百五十四萬五千四百三十八弗六七（年額五十三萬九千五百八十八弗七六）の還付である。然し之は無條件の還付ではなくして『支那の教育及文化事業の發展に資する』との條件附で、米國の對支文化政策の一部を成すものである。之が爲め支那人十名、米國人五名から成る中華教育文化基金董事會なるものを組織し、總機關を北京に設けたのであつた。



B 佛國 民國十年、支拂間に「佛國は團匪賠款を還付して中法實業銀行營業恢復の用に充當せん」とす。其辦法は佛國賠款の全額或は大部分を擔保して巨資を調達し、中法實業銀行の破産に因る極東預金者への拂戻資金に充當し、將來銀行より逐次償還せしむ。中國方面に對しては協議履行後、毎年金佛郎一百萬元を提供して、専ら教育費に充當し、極東預金者に對する立替拂金の回收額は、金額を中國に返還して教育及其他重要な建設の用に充つる意味の協定草案があつたが、其後賠償の仕拂を金佛郎にするか、爲替相場の非常に下落した紙幣佛郎にするかに就いて、支拂間に面倒な繋争が起り、延いて佛國は本問題の解決を華府會議批准の條件にするに至り、爲めに支那關稅會議召集が遷延するなご隨分紛糾を重ねて居たが、遂に民國十四年段執政の就職するに及んで、本問題の解決を見るに至つた結果、大體前述協定草案の如き状態に於て、佛國は賠償を支那に還付する事になつたのである。

C 日本 賠款を以て對支文化事業に充當する目的を以て外務省内に對支文化事務局なるものを設け、大正十二年十二月、駐日支那公使及北京教育部特派員朱念祖と、對支文化事務局長出淵局長との間に先づ非公式協議が行はれ翌十三年一月に至り、支那公使と日本政府との間に愈々正式の協議が出来たのである。其協定の内容は茲には略すが、日本が專問の局を設け、日本の國庫金として、日本の行政權に依り、支那の國土内に文化事業を施すのは、支那の主權を妨礙するものにして、支那側には評判がよくない。

D 英國 退還法案は、一九二五年五月二十六日、英國上院の三讀會を通過した。該法案に依る（一）一九二二年十二月一日以後、中國の支拂ふべき賠償は英國大藏省にて受領することなく、不動貯金として中國賠款基金に名

付け、教育其他の事業にして、外務大臣に於て英支兩國に益ありと認むる所に用ゆ。其用途は外務大臣より諮詢委員會に商りて隨時決定するものとす。（二）外務大臣は該款の用途に關する顧問に備する爲め、諮詢委員會を設くべし。委員の數は十一名とし、内に最少女委員一名支那委員二名を加ふべきものとす（下略）右の如き條件の下に英國は一部を教育事業に充當することは既に決定して居るが、所謂其他の事業なるものは未確定である。英人の主張としては粵漢鐵道の完成、天津白河の浚渫、布教事業の擴張、専ら教育事業に用ゆる等の案があり、支那側でも隨分囂しい議論がある。殊に支那では、英國の法案に依れば、其使用權は外務大臣に屬し、諮詢機關はあつても、支那委員が過少であるから、結局英國の行政權を支那の領土に伸張するに異ならないとの批難が多いが、最近時局の影響で今ではそんな議論は立消へになつて居る。英國の返還額は一一、一五一、一〇七磅である。

E 其他の諸國 大勢が右の如くなつたので、其他の諸國でも放置することが出來ず、夫々公益事業に振り向けらるゝになつた。

白耳義——支白教育、慈善、公益工事に投ずる。公益事業に投ずる。工事に要する材料は白國から購入すること委員會の組織及賠款の各用途に對する配當は、後日兩國政府共同にて決定するのである。

伊太利——北京の城市修繕及淮河鐵橋架設費に充當する。

和蘭——黃河の疏濬用に充當する。

右の如く各國競ふて賠款の返還を行なつたのであるが、舊軍閥の没落、國民軍の北伐完成となり、未だ眞の時局



安定に至らぬ爲め、其後各國の計畫は大して進行はして居ないやうである。

## 第二節 民國以後の政治借款

### 第一款 前後借款以前の政治借款

團匪事件を以て、第二轉機を財政上に劃したる清朝は、其後突發事件の發生を見なかつたのこ、維新自疆の鬱勃たる思想に驅られた爲め、政治借款は之を起さなかつたけれども、何しろ過去の負債が過重で、率に外債の元利金支拂が巨額に上つた爲め、窮餘の策として各種の鐵道借款を起し、政治方面に少なからず流用したものであつたが、之等實業借款は別項に譲り、茲では述べない。

斯くする内、宣統三年（一九一一年）十月武漢に於て革命の火の手が擧り、翌年一月には南京に革命派の臨時政府が成立し、三月十日には早くも袁世凱は北京に於て臨時大統領に就任したのであつた。處が國費多端、國庫困窮の折柄、各省送金は一時杜絶し云ふ状態であつた際、一面列國も略時局の安定を見極めた爲め、之から先は各種の名義で、反覆借款が起されたのであるが、當時は既に英米獨佛の四銀行團が成立し、之に日露の兩國を加へ、六國銀行團として支那政府の外債を一手に引受けんとして居た爲め、條件は過酷に態度亦横柄であつたので、交渉容易に進捗せず、支那政府は極めて窮地に陥つたのであつた。

民國最初の政治借款申込は、南北和議成立後、六國銀行團に對する六千萬磅借款であつたが、其條件として六國銀行團は、本公債使用上の財政監督權を獲るこ、全國の鹽稅を擔保しなし、鹽務整理及收稅等に關し、現行海關稅同一制度を施行するこ等、條件が苛酷に失した爲め、支那は之が折衝を續けつ、一面窃に白耳義資本團に交渉して、急に一千萬磅の借款契約を結び三月十四日調印を終つたのであつた。本資本團は白耳義銀公司と稱して、六國團に加入して居らぬ英露佛の資本家を以つて組織されたものであるが、六國團では既に支那に對し三百十萬兩の立替をして居た矢先であつたので、嚴重なる抗議を支那政府に提出し、すつたもんだの結果、白支間の了解の下に、該契約を破棄するこになり、同時に六國團は、三月から八月迄の六個月間、支那政府の政費立替に就き優先權を得、前後合せて一千二百十萬兩の立替を行つたのであつた。

此の立替に依つて、政府は稍々愁眉を開いたが、大借款の條件が折合はぬ爲め、八月に至つて之が交渉を中止したので、前後金交付も停止され、政府は又復財政の窮乏を告ぐるに至つた。其後幾多の曲折を経て、民國二年四月二十六日、米國を除く五國銀行團との間に、遂に大借款の調印を見る迄の間には、次に述べる五種の借款が起されたのである。

瑞記第一、第二借款、前者三十萬磅、後四十五萬磅、此の兩借款は北京の市面維持の名目で、前清の末路に奧國瑞記洋行との間に交渉の進行中であつたもので、民國に入り大借款が容易に成立せぬ爲め、應急策として最初に起された借款である。

華比借款、英金百萬磅、之は相當の大金であるのに、成立後一ヶ月もせぬ内に消費し盡され、其の浪費さ加減は、



世界嘲笑の種となつたものである。

クリスプ借款、右の如く三回に亘る百七十五萬磅の借款の外、六國團から千二百餘萬兩の立替を受けても、民國創始の莫大な需要に對しては、燒石に水であつて、大借款交渉が停頓して立替金の交付が中止されるに、其直後から困る言ふ状態であり、併も一面六國財團に對する牽制の意味も含んで、英國倫敦クリスプ公司との間に、一千萬磅（實際起債額は五百萬磅）の借款を成立させたのである。

瑞記第三次借款、之は大借款成立の直前たる二年三月に成立したもので、金額三十萬磅の内、一半は瑞記洋行からの兵器購入に充當されたのである。

今右の五種借款を表示すれば次の通りである。

名	稱	起債時	起債額	利子	手取	擔保	定濟期
瑞記第一次借款	同	民國元年	三〇〇,〇〇〇	六分	九五	崇文門稅	民國五年
同 第二次同	同	同	四五〇,〇〇〇	六分	九五	同	同 十年
華比 同	同	同	一,〇〇〇,〇〇〇	五分	九七	經常歲入	同 二年
クリスプ同	同	同	五,〇〇〇,〇〇〇	五分	八九	鹽稅	同 四十一年
瑞記第三次同	同	二年	三〇〇,〇〇〇	六分	九五	契稅	同 七年

第二款 善後借款と續善後借款

倒清革命の勃發は、一時中央と地方の財政を相互に絶縁したので、民國元年の中央財政は、一に反覆する外債に依つたことは前述の通りであるが、騷擾の爲めに海關收入は激減し、延いて團匪賠償金の支拂滯三百萬磅に達し、加ふるに白耳義と六國銀行團立替金の償還期限が眼前に迫り、剩へ中央各部の償還を要する新舊内外債亦八千萬兩を下らぬ始末であるのに、中央の直接收入は皆無に近く、地方の省區では、自給すら困難な窮狀で、中央を應援する餘力は到底ない。そこで元年の九月、周學熙氏が財政總長に就任するや、重ねて六國銀行團と五ヶ條の借款大綱を議定して、其進行を圖つたが、交渉一向はかきみらず、停頓又停頓の折柄、生憎蒙古方面の危急となり、政府の焦慮名狀すべからざるものがあつた。聽て法蘭西公使の調印に依り、十二月入り契約草案を作成し、近く調印まで運んだのに、銀行團は突然バルカン問題の爲め歐洲金融の逼迫を口實に、五分の利息を五分五釐に増加すべく要求したので、又も調印中止となつた。然るに二年の春に至るや、英露兩國の未拂金の償還要求殊に峻嚴となり、恰も此の時米國は銀團を脱退したが、五國銀行團として依然債務辯濟を強要せるに、一面偶々南方に第二革命の勃發の徴があつた爲め、北京政府は最早些細の借款條件を顧念するの遑なく、列國も支那に動亂の再發が對支貿易の進展に阻礙あるべきを懼れ、原案通り利率を五分にして、四月二十六日遂に其調印を見たのであつた。本借款は最初六千萬磅のものを、中途六億兩に改め、後第二次大借款の必要を豫想して二千五百萬磅に減額された。該借款契約の要件は次の通りである。

一、公債名 一九一三年善後五厘金幣借款



- 二、債權者 英、佛、獨、露、日、五國
- 三、代表銀行 滙豐、東方滙理、德華、華俄道勝、橫濱正金各銀行
- 四、債額 二五、〇〇〇、〇〇〇磅 各國貨幣に換算すれば 五一一、二五〇、〇〇〇馬克 六三一、二五〇、〇〇〇法 二三六、七五〇、〇〇〇留 二四四、九〇〇、〇〇〇圓に定む。
- 五、利息 年五分
- 六、發行價格及手取額 發行價格九十、手取八十四
- 七、用途 次の六種に定む
  - イ、民國元、二兩年間分の團匪賠償六、六國銀行立替金、幣制實業借款の前渡金、白國借款及中央各部が五國銀行に負ふ零碎なる借款等合計約六百萬磅
  - ロ、外國が支那革命の爲め受けたる損害賠償準備金二百萬磅
  - ハ、各省の五國銀行團よりの舊債仕拂の爲め二百八十餘萬磅
  - ニ、各省軍隊解散準備金三百萬磅
  - ホ、中央六箇月間行政費及各種工事費五百五十餘萬磅
  - ヘ、全國鹽務整頓費二百餘萬磅
- 八、擔保 三種に分つ

イ、鹽稅

ロ、海關稅

- ハ、直隸、山東、河南、江蘇四省に於て指定せる中央收入に屬すべき税金、但箇一年を経過して鹽稅に本借款利子仕拂の爲め充分餘力あることを確むるときは、此擔保は停止するものとす。
- 九、期限 四十七箇年とし、前十箇年は利子のみを仕拂ひ、其後の三十七箇年は元利共仕拂ふものとす。但借款の日より起算し、滿十七年以後は、中國政府は六箇月前に銀行團に通知せば、隨時償還をなすことを得。三十二年以内に元金償還を爲すときは、別に二分五厘の手數料を加算すべきものとす。
- 十、元金償還始期 民國十三年
- 十一、元金償還終期 民國四十九年
- 十二、特別條件 三種に分つ
  - イ、將來鹽稅を擔保とする借款、或は本借款に用途の同じき借款を起す場合に於ては、銀行團は進んで之を引受くる選擇權を有す。
  - ロ、借款の引出には、鹽稅餘款證書に審計處華洋稽查員の署名を受けたる後、支拂命令と共に小切手を銀行代表に交付し、照合の上現金の引出を行ふ。
  - ハ、財政部鹽務稽核所に、支那人總辦の外、外人會辦一名を設け鹽務稽核事務を主管せしめ將來の鹽務收入は銀



行に預金し稽核所總會辦の連帶署名を経るに非ざれば出すことを得ず

斯の如くして支那政府は巨額の外債を成立せしめ得たが、之が爲め鹽政の外人管理を惹起したことは、支那として財政史上の一大痛痕事であらねばならぬ。而も本借款は未曾有の巨額であるにも拘らず、第一手取額が少ないのみ、之に依り仕拂ふべき外債元利も、損害賠償金だけで、千百四十萬磅に上り、更に鹽務整頓費も各省軍隊解散費五百萬磅を控除するも、中央政費に充當し得る分は僅々四百五十七萬餘磅に過ぎず、漸く一時の窮狀を凌ぎ得るのみである。然るに四十七年間の利子は四千二百八十五萬餘磅で元利合計六億八千萬元の巨額となり、其未拂額は今日尙、外債中の重要な部分を占めて居るのである。

右大借款の交渉中成立した借款には、既述のもの以外に奧國第一、第二借款がある。本借款は一名スコダ借款とも稱し、奧國スコダ造船會社の代表瑞記洋行との間に、驅逐艦建造に關する借款契約であつて、民國二年四月中に成立したもので、第一次百二十萬磅、第二次二百萬磅である。右合計三百二十萬磅中、建造費として百六十六萬四千四百四十二磅は、奧國財團に保留せられ、殘額百五十三萬五千八百五十八磅は、直ちに現金で支那に交付されたのである。

善後借款の成立に依つて、中央地方の雜多な借款を或程度迄整理し、第二革命亂も大事に至らずして平定し、兎も角袁政府の基礎を確立し得たのであるが、巨額の借款も燒石に水で殆んど有効に使用せられることなくなつて霧散し、支那の財政状態は依然其成立前と異なるなく、財政の獨立等は到底庶幾すべくもなかつた。随つて政府は借款に依り一時を瀾縫する外亦策なきに至り、民國三年中に奧國第三次借款（五十萬磅）中英公司借款（三十七萬五千磅）狄思銀行借款（四十萬磅、白耳義銀行）其他各種の借款を起したのである。加ふるに英國の提議に基き、一九一三年九月廿六日の五國銀行團會議に於て、經濟借款を各國の自由投資に委することとなつた結果、列國の利權爭奪となり、一面支那政府でも、財政の危機他を顧みるの遑なく、各種の經濟借款殊に鐵道借款が頻繁に成立し、其前渡金の多くは政費に流用されたのであるが、此等借款の内容は實業借款の項に讓る。

五國財團では政治借款として六億兩迄貸付ける了解があつた爲め、支那政府は第一次善後借款の盡きんとする民國二年末に於て、一億一千萬元の第二次大借款の交渉を提起したが、財團側では、第一次借款が殆んど支那財政の改善に寄與し得なかつたのみ、且又適當なる擔保品の見出しが困難であつた爲め、交渉遷延の折柄恰も歐洲大戰の勃發となり、遂に本提議は沙汰やみとなつた。

其後の支那は外債募集の望が絶へた爲め、頗る窮地に陥つたのであるが、幸ひ革命後の秩序が稍々恢復したのみ袁世凱の威望もあり、内債の頻發、租税の整理、新税の設立、官產の處分、政費の節減等、各種の政策を併用し、一面各省の送金も漸増の趨勢を示し、辛ふじて瀾縫して來たのであるが、袁氏の帝制運動も、之に基く動亂に要した経費が莫大であつたのみ、袁氏の歿後は中央の威望頓に衰へ、各省送金一時全く其跡を絶ち、政府は一層の苦境に陥つたので、民國五年九月、獨逸を除いた四國銀行團に、一億元の續善後借款を提議するに至つた。そこで我國の斡旋に依り、四國銀行團會議の結果、該借款の前貸を我邦單獨で引受けることとなり、橫濱正金銀行から民國六



年八月金一千萬圓を引渡し、更に翌七年一月第二次前渡金一千萬圓を交付し、同年七月第三次として同じく一千萬圓を交付、前後三千萬圓の前渡を爲した。本前渡金は大借款の成立と同時に辨済する約束であつたが、其後列強間では、支那の政治借款に應ずることは内亂を助長するものにして、支那統一の實現を見る迄、政治借款に應じない申合せが成立した爲め、第二善後借款は今日迄、遂に成立の運に至らなかつた。日本の立替金三千萬元は其後月賦で民國九年五月迄に完済されたのである。

### 第三款 西原借款其他の應急借款

歐洲戦争は世界的の大戦争となり、歐米諸國は支那を顧みるの餘裕がなくなつた爲め、其後の支那は一に我國の援助に俟つの外なきに至つた。恰も我國に於ても、寺内内閣の積極政策當時で、段祺瑞内閣を支持して支那統一を促進せしむる方針の下に、財政的援助の意味で莫大の借款を短期間に成立せしめた。

即ち民國七年一月、日本銀行團との間に締結の交通銀行借款(二千萬圓)を端緒として、同四月中華滙業銀行との有線電信借款(二千萬元)及水災救恤借款(五百萬圓)同六月興業銀行との吉會鐵路借款(前渡一千萬圓)同七月中華滙業銀行の吉黑林礦借款(三千萬圓)の外、同九月には濟高鐵道借款(二千萬圓)滿蒙四鐵道借款(三千萬圓)の外、歐戰参加に要する經費の名目に基く參戰借款(二千萬圓)の三大借款共、併も二十八日の同日に調印されたのであつた。以上八口計一億四千五百萬圓が所謂西原借款として世上に喧傳せられたものである。右の外六年の十一月及七年七月に、我が泰平組合との間に締結された兵器借款(二千九百九十一萬八百七十七圓)及七年二月三

井物産の無線電信借款(五十三萬六千二百六十七磅)がある。以上莫大なる借款の恰んぞ全部が政争の爲め霧散し、僅かに一時を糊塗するに過ぎなかつたのである。

當時支那は、戦争参加の報償として、團匪賠償金五ヶ年間支拂延期を認められ、敵國たる獨逸への賠償金は支拂を停止し、鹽關稅は躍進的増收で餘裕を生じ、加ふるに銀貨の異常なる暴騰で、對外債務償還上極めて有利なる状態となり、財政整理上の絶好機に遭遇したのであつたが、軍閥爲政者は只管争鬭を事とし、徒らに兵力を増加して軍費を無制限に擴大し、内争の禍害停止する所を知らなかつた。そこで日、英、米、佛、伊の五ヶ國は、民國七年末協議の結果、支那が統一を見る迄は南北孰れへも、凡ての政治借款に應ぜざる旨を申合せた結果、我國も借款其他財政上の援助は中止する旨を公表した爲め、其後の支那政府は、内債或は短期借入金に依り一時を彌縫する外策なきに至つた。尤も翌八年十一月、内々米國太平洋興業會社との間に、米貨五百五十萬弗の烟酒借款契約を締結し、更に三千萬弗を限度として借入れることが出来る申合せであつたが、米人の力に依つて烟酒稅の改革を圖らんとする目的を含んで居つた爲め、各國から猛烈な抗議が起り、遂に五百五十萬弗の交付のみで終つた。

其後支那から外國銀行團に對して、頻りに財政の窮迫を訴へ來り、民國九年一月、北京公使團會議の結果、五百萬磅の借款に應ずることになつたが種々なる事情に妨げられて、其實行を見るに至らなかつた内に、舊年關に切迫したので、取敢へず一部の前貸を受けんことを熱望して來た爲め、我國が單獨で九百萬圓を期限六ヶ月で貸付けたのみで、借款は沙汰止みになつた。



民國九年に於ける北支那五省の旱災は悲惨を極めたが、支那政府は之が救済の爲め、四百萬元の借款を各國に提議して來た。そこで日、英、米、佛四國は協議の結果、借款應諾の必要なことを認め、關稅附加増徴に依る收入を擔保して、各國百萬元宛分擔にて之に應ずることになり、民國十年一月之が調印を了したのであつた。

民國八年以來政府の濫興した短期内外債を整理の爲め、民國十一年二月發行された九千六百萬元の所謂九六公債は、内債として募集したものは五千六百三十九萬一千三百元で、其他の分は外債として、日本銀行團から日本金三千九百六十萬八千七百圓を借款したのであるが、其の詳細は内債の部に述べることにする。日本金部分の民國十七年六月末殘額部、三千五百二十五萬一千八百元である。

其後も支那政府は各國に對して、時折借款の申込を爲したのであるが、支那の内亂は一向に治まらず、借款は反つて紛争を助長させるに過ぎぬことを痛感した列國は、之に應ずることを欲せず、爾來政治借款は途絶の止むなきに至つた。只華府會議の結果に基く日支山東懸案細目協定に依り、山東に於ける日本の公有財政の引渡及日本人經營の製鹽業利益買収に對する補償として、民國十二年支那政府から交付した一千四百萬圓の支那政府國庫證券が、政治借款の形式に於て最後を彩るのみである。

支那の對外政治借款經過の概要は、以上縷述した通りで、現存額殆んご八億元に近い。此等借款中、其約半額は確實なる擔保なく、利子は愚か元金すら仕拂ふ途がない。過ぐる關稅會議に於て整理の目鼻が略ぼ付きかけたのであつたが、内争の結果は該協定を中折せしめた。支那は今や將に統一された如き外觀を呈して居るが、内部の暗流

は到底樂觀を許さぬものがある。果して將來何時整理されるものか、見當が付かない（政治借款の現存額に就いて附録參照）

### 第三節 實業借款

支那の實業借款殊に其の外債は、交通部所管のものに限られて居る。交通部の所管事務は、鐵道、電信、郵便、航業の四項で、俗に所謂交通四政は之であるが、實業借款が政治借款と別途に交通部の所管となつて居るのは、極めて不徹底ながらも、交通財政が特別會計の形式となつて居るからである。而して實業借款の最大部分が鐵道借款で、支那に現在する數十の鐵道中、外國との借款關係が無いものはない。利權回收熱當時、純然たる支那の資本と、其技術で建設されたと誇る京張鐵道でさへ、其後の延長工事に外資を入れたのみならず、材料代未拂の外債として現在する分のみで、一千五六百萬元に達して居る。

鐵道借款の急速に増加したのは、日清戰後から日露戰爭當時迄である。此間は列強の對支利權競争の白熱時機であつた爲め、支那財政の窮乏に付け込んだ列強は、血眼になつて鐵道利權の獲得に努力した。蓋し鐵道借款の條件として獲得し得る利權は、通常鑛山其他の產業權を伴ひ、帝國主義的資本侵略には絶好の投資目標であるからに外ならぬ。一面支那に於ても巨額の外資吸収には極めて好適な擔保物件であつた爲め、財政の窮迫を告げる度に、此種の借款が反覆された。即ち光緒二十三年（一八九七年）成立した京漢鐵道白耳義借款（英金四百五十萬磅）を鐵道外債の嚆矢とし、其翌年には正太鐵道白耳義借款（二千五百萬佛郎但團匪事件勃發の爲め不履行）京奉鐵道英國



借款(二百三十萬磅)の成立を見、二十五年には京漢第二次白國借款(英金五十萬磅)が成立した。

其後三箇年間は、借款こそ成立を見なかつたけれども、獨逸の山東鐵道、福公司の道澤鐵道(現道清鐵道)等も築造に著手され、露國の東清鐵道は光緒二十七年に全線開通假營業を開始する等、支那の鐵道は外資の侵略下に著々増築され、光緒二十八年からは再び借款が激増した。即ち同年の正大鐵道佛國借款(四千萬佛郎)を始め、二十九年には汴洛鐵道白國借款(四千二百萬佛郎)滬寧鐵道英國借款(二百九十萬磅)三十一年には道清鐵道英國借款(八十萬磅)粵漢鐵道英國借款(百十萬磅)及京漢鐵道白國借款(一千二百五十萬佛郎)成立、三十三年には廣九鐵道英國借款(百五十萬磅)三十四年には津浦鐵道英獨兩國借款(五百萬磅)滬杭甬英國借款(百五十萬磅)吉長鐵道日本借款(二百十五萬圓)等が矢繼早に成立したのであつた。

日清戰後の三國干渉で、出鼻を挫かれた我國は、時の國力如何もするなく、列國の對支競争に對し袖手傍觀を餘儀なくされたのであつたが、臥薪十年、大國露西亞を滿洲に屠つてからは日本の極東に於ける位置は急に向上し其後は列強の一員として對支利權の獲得に均霑するに至つたのであるが、小國日本が強露を屠つたことは、斃死の支那をして覺醒せしめ、利權競争に對する反動もあり、猛烈なる利權回收熱となり、新鐵道借款は一時殆んど中止された。前述借款中、日露戰後成立の分は、大部分列國既得敷設權の後始末に起されたものに過ぎない。其後民國革命に至る迄の間に起された鐵道關係外債は、京漢鐵道白國借款償還の目的を以つて起された

(一) 光緒三十四年の實業振興借款(英佛五百萬磅)

(二) 宣統三年(一九一一年)郵傳部借款(日本一千萬圓)の二借款の外宣統元年日本との新奉鐵道借款(三十二萬圓)宣統二年英獨との津浦續借款(四百八十萬磅)等に過ぎない。

以上の如く反覆された各實業借款の、少なくとも一部分、時に其の大部分が、政費に流用され、財政の一時を糊塗するの用に供されたのであつたが、實業借款の流用には自ら限度があり、中央の財政權を救済するには到底足らぬのみならず、一面日露戰後、利權の維持に苦心した東三省の開拓費、殊に革新事業の要目たる幣制改革に要する資金等、外債に待つ外のなき情勢に陥つた際、偶々滿洲に野心を藏する米國の乘ずる所となり、米價五千萬弗迄融通の了解を得たのであつたが、日露兩國の勢圏内に於ける單獨投資は、事實困難であるが爲め、遂に英獨佛の三國銀行團を組織して、宣統三年四月幣制改革及東三省企業費充當を稱する名義の幣制實業借款一千萬磅の契約が成立し前渡金四十萬磅を交付したのであつたが、本契約條項が、滿洲に於ける日露兩國の優越權を侵害し、利益を壟斷するが爲め、兩國は共同して支那政府に對し嚴重なる抗議を爲すと同時に、銀行團に對しても反省を求むる所があつた。之が爲め該契約は其履行に一頓挫を來し、交渉を重ねて居る内、民國革命亂が勃發した爲め、中止となり、民國二年、善後大借款が成立するや、前渡金四十萬磅は完済され、該契約は取消さるゝに至つた。革命勃發後善後大借款成立迄の経緯は既に述べた通りである。

然るに第一次前後大借款は、財政上の危機を一時的に救済したのみで雲消霧散し、政府の財政は依然として窮乏の域を脱し能はなかつたので、又もや實業借款を起して流用するの弊風が起り、殊に民國二年九月、英國の提議に



依り、五國銀行團の決議を以て、經濟借款を各國の自由投資に委するこゝこなるや、列國の野心部益々此の勢を助長したのであつた。

民國最初の實業借款は、民國元年九月の隴海鐵道白國借款（二億五千萬佛郎）で、其翌年には同成鐵道白國借款（二億五千萬佛郎）浦信鐵道英國借款（三百萬磅）及沙興鐵道英國借款（一千萬磅）の三大借款、民國三年には欽渝鐵道佛國借款（一億佛郎）寧湘鐵道英國借款、翌四年には四鄭鐵道日本借款（五百萬圓）が引續き成立した。尤も以上各契約の中には、沙興鐵道の如く、單に契約を締結したのみで、前渡金は僅かに五萬磅に止まるものもあり一部の前渡に過ぎないものが多いのであるが、此等收入の多くの部分が、政費に流用せられたのであつた。

其後は歐洲戰爭の影響を受け、列國が支那を顧みる暇がなかつたので、民國五年露國の濱黑鐵道借款以外、新鐵道に對する投資は行はれず、隴海鐵道に對する白和兩國の換算四千萬圓にも上る投資が、民國八、九兩年に行はれたが、之は既得利權鐵道に對する修築經營費に過ぎない。又滿蒙其他の諸鐵道利權に對する我國の大投資が、民國七、八年頃相前後して行はれたのであるが、此等は財政部の所管に屬する政治借款として既説の通りである。

鐵道關係借款の最後の外債は、膠濟鐵道借款である。之は華府會議の議定に基く日支山東交渉の結果、支那政府から國庫券を以て山東鐵道を買戻しの爲めに生じた借款であつて、金額は四千萬圓、利率年五分、完済期限は十五年、本線の財産收入を擔保したもので、一九二二年十二月五日の調印である。本鐵道は還付以來、支那に動亂の絶間がない爲め、契約は一向に履行されて居らぬ。

交通部所管の外債中、鐵道關係以外のものは、凡て電政借款である。電信借款最初のものは、滬烟沽正水線借款（英金二十一萬磅）を稱し、上海、芝罘、大沽間の海底電線を擔保させる英國の大東電信會社及丁抹の大北電信會社からの借款である。上海、芝罘、大沽間の海底線は義和團事件當時、京津方面に上海との通信杜絶し、甚しき不便を感じたるを以て、右兩社が支那政府の特許を待たずして、臨時に布設したものを、該事件直後、支那側から借款の形式で買収したものである。而して電信借款の第二は、滬煙沽副水線借款を稱し、前述線路に對する副線工費用の借款（四萬八千磅）で一九〇一年十二月調印債權者は同じく兩會社である。

次は一九二一年の整頓電話借款（五十萬磅）で是亦大東、大北兩社の債權に屬する。其外一九一八年のマルコニー無線電臺借款（二十萬磅）一九一八年我中日實業の擴張電話借款（一千萬圓）及我東亞興業の有線電信擴張改良工事借款（一千五百萬圓）等がある。以上交通部管轄外債の明細は附録に示す如くである。

#### 第四節 支那外債の特質

支那の國力萎靡、財政窮乏、信用の失墜乃至列國の利權競争は、互に因みなり果みなつて、其の外債には特色が極めて多いが、左に其の主なものを示すこゝこにする。

- 一、有擔保を原則とするこゝこ 各國彼此の借款は、特殊の例外を除き、無擔保を通則とするのに、支那の外債にあつては、無擔保は寧ろ例外で、時に二重の物上擔保を有するものすらあり、而も多くは優先的擔保權を約して居る
- 二、債權者に公私の別なきこゝこ 各國政府間相互の借款は、外交上の手續を経るのが原則であるが、政府に他國の



私人との間の借款は、直接私人に交渉して、外交手續を経ず、將來之に關する繋争は法律を以て解決するのが通則であるのに、支那の對外私人借款は、債權者所屬政府の外交手續を踏む場合が多い。

三、債權國は銀行を以て代表とする。各國は借款の償還元利取扱の爲め、代表銀行を指定する代表銀行名は次の如くである。

- 1、日本 正金、臺灣、朝鮮、興業、中華滙業等の各銀行
  - 2、英國 The Hong kong and Shanghai Banking Corporation (滙豐銀行) Peking Syndicate (福公司)
  - 3、米國 Morgan Bank; First National Bank of New York; First City Bank; International Banking Corporation
  - 4、佛國 Banque de L'Indo Chine (東方滙理銀行); Credit Lyonnais; Comptoire de L'Es-Compte.
  - 5、露國 Russo-Asiatic Bank (道勝銀行)
  - 6、獨國 德華銀行
  - 7、白國 Banque Belgepour L'Etranger (華比銀行)
- 四、借款國の優先權 先に借款契約を締結した國は、同一目的に對する次回の借款に對し、之が引受けの優先權を約するものが多い。従つて優先國が引受けを拒否する場合、始めて他の國に交渉し得るのである。
- 五、勢力範圍の設定 京奉鐵道借款では、沿線八十哩以内に於ける凡ての借款建設には必らず英國から借款を要するに至つて居る。又英國の長江一帶に於ける、日本の南滿洲、福建に於ける、佛國の雲南に於ける、露國の東

清鐵道に於ける、何れも其の勢力範圍内に於ける借款は、先づ該權利國に申込みを要するのである。

六、管理權 借款擔保の財源の管理權を、外人に委すことも大なる特色である。既說鹽關稅の如きは、其の著名なものである。米國太平洋興業會社に對する五百五十萬米弗の煙酒借款も、其の端緒たるシカゴ銀行との協定に際しても、米國は鹽稅同様稽核總所及分所の設立を企てたのであつたが、銀行團及佛國の抗議に遭ひ、太平洋會社借款に變更に際し、小金額のこゝでもあり、管理權を放棄して單に一顧問を派して止んだのである。

七、擔保收入の外國銀行預入 關稅擔保の借款及借款の形式に變更された團匪賠償金等の爲め、海關稅及五十支里內常關稅は全額を一先づ外國銀行に預入せられる。始めは德華、道勝、滙業等の各銀行に分けて預入するこゝになつた。又鹽稅も日英米佛各國銀行に預けるこゝになつてゐる。

八、其他各種特權 鐵道を擔保したものでは、材料の購買、鐵道の建築、技師長及會計主任の任命、布設完成後の監督等各種の特權を附隨せしめるのが普通である。

九、極めて高利なこゝ 初めは四分乃至五分を普通としたが、漸次騰貴して七、八分となり、擔保の不確定なるもの或は短期の小借款の如きは、一割以上の高利なるものがあるに至つた。而も手取全額のもの稀で、九〇乃至九五%を最高とし、時に八〇%に下るものあり、加ふるに引受銀行には、報酬として五%内外を與ふるを例とするので、支那政府の實收額は大に減ぜられ、表面上の利率があまり高くないものでも、實際は非常なる高利になるのである。



## 第八章 内債

### 第一節 内債の経過

前清光緒二十年、日清戦争の酣な際募集した、甲午商款を以て支那内債の嚆矢とする。尤も其の以前に於ても、民間富豪等から臨時融通を受けた事實は史乘に散見する所で、宋の文帝當時、魏の南侵に際し、軍費に窮した爲め揚州外四川の富豪から募集した軍事債の如きは顯著な一例であるが、全く臨時の融通で金額もしかく多からず、素より今日の國債を以て目すべきものではない。

甲午商款は日清戦争中、軍費に充てる目的を以て募集されたもので、北京、直隸、山西、江蘇其他の數省からの應募金額一一、〇二〇、〇〇〇兩に達したが、強制募集に因る弊端百出の爲め、翌年其募集を停止して、英獨借款を以て軍費を支辨したことは既に述べた如くである。

其後光緒二十四年春、我國に對する賠償金に充當の爲め、第二次内債たる昭信股票の發行を見た。此時も當初は外債に據らんしたのであつたが、當時恰も外國の利權競争が甚しく、外債には諸多の危険が伴ふことを怖れ、右中允黃思永の建議を容れて、内債に極めたのである。募債額は一億兩、利子年五分、地租及鹽稅を擔保し、期限二十ヶ年の規定であつたが、愈々募集に着手して見るに、徒らに弊害を批難が多く、江蘇省の大を以て僅かに百二

十萬兩を得たのみで、總計一千一百餘兩を得たに過ぎずして、本公債も失敗に終つた。其後清朝は本債款に對する元利償還を行はず、該債券は支那特有の捐官（官位買収）用に代用することを認めたのであつた。

光緒三十四年、郵傳部は京漢鐵道回收の爲め、一千萬兩の内債募集を企てたが、之亦完全に失敗し、其外光緒の末年から宣統年間に亘り、直隸、湖北其他諸省の地方公債も、一として成功したものはなく、清朝時代の内債は中央地方共に失敗を繰返したに過ぎない。

次は民國革命勃發の際、清朝政府の發行した愛國公債三千萬兩である。本公債は皇室が率先して、内帑金一千六萬餘兩を以て購入承認を爲し、範を示したのであつたが、一般民間からは僅かに百數十萬兩の應募があつたのみである。之と共に南京政府も、革命軍費として民國元年八厘軍需公債一億元を發行したのであつたが、應募額は五百七十七萬餘兩に過ぎず、而も其の多くは各省都督から割引賣出しを爲し、或は債券を以て直接軍需用に支拂つたので、南京政府の實收額は五百萬元を出でなかつたのである。

民國以來の内債は、元年六厘公債を首めとして、殆んど毎年の如く繰返された。今其概要を述べるに次の通りである。

元年六厘公債、條件が苛酷の爲め、六國銀行團の善後大借款行惱みの際、中央財政の補救、中國銀行増資、各種短期借款の償還及各省紙幣の整理を目的として、元年十二月參議院の協賛を経て、翌二年二月發行されたものである。金額は二億元の計劃であつたが、實際發行額は一億三千五百九十八萬五百七十元で、殘餘の六千四百一萬



九千四百三十元は、政府各機關の抵當に充てられた。而も本公債の大部分は額面の四割以内を以て發賣されたのであるから、賣出額が一億三千萬元以上であつても、政府の實收額は恐らく五千萬元を越えぬであらうと謂はれて居る。

本公債は其後市價が額面の二割内外に低落した爲め、民國十年の内債整理辦法に依つて發行された整理六厘公債を以て、舊債百元に對し新債四十元の割合に依り整理されたのである。

三年、内國公債、善後大借款は殆んど民國二年中に雲霧散し、政府は又も資金調達の必要に迫られたが、外債に頼るこゝが困難な爲め、更に内債一千六百萬元の發行を企圖したのである。本公債は發行の用意が周到であつた爲め、募集成績が良好で三ヶ月に充たぬ内に豫定額を超過するの盛況であつたので、更に八百萬元を増加して、總額二千四百萬元としたが、應募總額は二千四百九十餘萬元に上り、一大成功を納めたのであつた。本公債は民國十五年中に完済された。

四年、内國公債、歐洲戰爭で外債の望が絶へたが、依然たる財政の窮乏で、民國四年四月發行されたもので、發行豫定額二千四百萬元に對し、應募額は二千五百八十三萬餘元であつた。本公債は順次に抽籤償還されて現存しない五年六厘公債、五年三月發行、豫定額は二千萬元であつたが、袁世凱の帝制運動に因る騒動の爲め頓挫し、締切期日たる五年十二月末日迄の應募額は七百七十五萬餘元に止まつたが、民國九年に至り、未募集公債を民國三年發行の儲蓄債券償還に充當し、結局二千萬元を發行した。本公債は民國九年三月、第一回の償還を行なつたま、放

置されて居つたが、其後漸次償還され、民國十七年六月末現在三百十八萬八千七百九十一元の殘額があるのみである（銀行月刊八卷六號）。

七年、短期公債、財政部が中國交通兩銀行から借上げた債務總額が九千萬元に達し、兩行は紙幣を濫發して政府の用に應じた爲め、遂に兌換不能に陥つたので、政府は兩行に對する債務を辨償し、兌換準備に充當の目的を以つて七年四月末公債を發行したもので、其總額は四千八百萬元であつたが、今日では既に完済された。

七年、長期公債、短期公債のみでは兩行の發行紙幣を回収して、金融を整理するに足らなかつた爲め、同じく七年四月、本公債四千五百萬元を發行したのであるが、其一半は政費に流用された。本公債は既償還額二百二十五萬元のみで、民國十七年六月末の殘額は四千二百七十五萬元である。

八年、七厘公債、民國八年度の歳入出豫算案では、歳入不足二億三千八百七十餘萬元に上つた爲め、之が補足として二億元の内國債發行の計畫を立てたが、國會の協賛を経ることが出来なかつた。然るに政府は一方豫算案議決以前に於て、八年九月、本公債條例を發布したのであるが、條件が不確實であつた爲め、發行豫定額五千萬元に對し、實際發行額は三千三百九十五萬元に止まつた。本公債は十年内債整理辦法に依つて整理七厘公債一千三百六十萬元を引換へられた。

整理、金融、短期公債、財政の依然たる困難の結果は、多少整理の緒に就いた中國交通兩銀行の銀行券を相變らず、濫發した爲め、兩銀行の信用日共薄弱となり、銀行券は漸次流通力を缺き、延いて物價に影響し、經濟界を攪



亂するに至つたので、政府は復たもや九年九月整理金融短期公債六千萬元を發行し、内二千四百萬元で財政部及交通部の短期借款を整理し、其餘を内國公債局に交付し、四個月を期限として銀行券の回収に充當することにした。本公債は民國十七年六月末、既償還額四千九百二十一萬一千八百元、殘額一千七十八萬六千二百元である。賑災公債、既、說民國九年の北支那大饑饉救済の爲め、政府は四國銀行團に對し、始め一千二百萬元の借款を申込んだのであつたが、一般國民の甚しき反對に會つた爲め、外債を四百萬元に止め、外に四百萬元の内債を募集することにしたのである。然るに募集の結果は應募者少なく、僅かに二百十六萬八千四百七十五元の發行に止まつた。本公債は既に完済されて居る。

整理六厘公債及整理七厘公債、右の如くして九年末迄の内債發行總額は、四億二千萬元の多きに達したが、三年四年及七年短期公債の擔保が比較的確實であつた爲め、相當の信用を維持して居つたのみで、民國十年始めに於ける五年公債の市價は五割内外、七年長期四割内外を唱ふるに過ぎず、元年六厘の如きは一時一割四分、八年七厘二割一分に低落したことがあつたが、民國十年借款延期の結果、漸く五割内外に回復した有様であつた。加之漸次償還期に達するものが増加し、民國十年一月中に支拂を要する内債公利が合計二千五百八萬五千餘元に達し、遂に之が整理を爲さざるをざる必要に迫られ、十年三月に至り内債整理辦法を制定し、償還基金を準備して毎月一定額を總稅務司に交付し、順次各公債を整理するの計畫を立てるに至つた。即ち先づ元年及八年公債の如き市價低落の甚しいものは、額面四十元の新公債を作製して、額面百元の舊公債と引換へ、向ふ十年間に償還す

ることにし、且軍需公債は民國十五年から三年内に、各償還することに改め、之が基金として先づ毎年鹽稅剩餘金から千四百萬元を繰入れ、其の他尙不足する分は關稅剩餘、鐵道收益及烟酒稅等を以て補充し、關稅收入の如きは、其の擔保する外債償還の殘額を以て、三四年公債及七年短期公債の元利を支拂ひ、更に殘餘があれば、全額を内債基金勘定に繰入れることにし、同年四月一日右内債整理事業の管理を、總稅務司に委託するに至つたのである。

右の整理案に基いて、十年三月三日、整理六厘公債五千四百三十九萬二千二百二十八元、整理七厘公債一千三百六十萬元が發行されて、四割の割合を以て舊債と交換された。

第二次整理六厘公債及第二次整理七厘公債、元年六厘及八年七厘公債で、市場に賣出されずして政府各機關の抵當となつて居つた分、前者六千四百一萬九千四百三十元、後者二千二百萬元に上つて居つたので、此等に對しても額面の四割を以て別に民國十年六月二日、第二次整理六厘公債（發行額二千五百六十萬元）及第二次整理七厘公債（發行額八百八十萬元）を發行交付したのである。

償還内外短債八厘公債一名九六公債、民國九年直皖戰爭以來、中央の軍政費が俄に増加したにも拘らず、當時は既に外債の途が絶へて居つた爲め、政府は勢ひ内債を能事として、短期高利の借款を濫用し、其の擔保には凡て鹽稅剩餘を充當して居つた。鹽餘を擔保にしたのは、民國七年以來關稅に餘裕があつた爲め、鹽餘擔保の外債の元利までも主として關稅から支拂つたからであるが、財政に窮した政府は、此の鹽餘を以て餌とし、各銀行も亦競



ふて鹽餘の擔保を得んじし、間も無く鹽餘擔保の内債は、鹽餘を遙に超過したのであるが、政府は其事實を發表せず銀行方面でも之れに氣がつかなかつた。然るに總稅務司アグレン氏は、財政上の意見として、十年八、九月頃、外國銀行から鹽稅を擔保して九千萬元の舉債を爲し、短期内外債を償還することを建議したのであつたが其結果としては、必然鹽稅監督權の擴張なるので時恰も支那の財政管理の説が喧傳されつゝあつた時にて、反對が起つて止めてしまつた。之れが九六公債の起りである。然るに同年十一月、京津間に於て金融風潮が起つた爲め、翌十二月、北京銀行公會は全國關係各銀行代表者を招致して、此後一切鹽餘擔保の政府借款に應ぜざることを決議し、一面政府に從前の舊債整理方を要求し、翌十一年一月には、鹽餘關係の各銀行は共同で鹽餘借款聯合團なるものを組織して、政府に債券を發行して借款を償還すべきことを要求し、遂に一月二十六日、各銀行は財政總長との間に九千六百萬元の債券發行契約が調印されたのである。本公債は鹽餘を擔保する爲め、鹽餘公債とも言はれて居る。本公債の發行條件は次の如くである。

- 一、金額 九六、〇〇〇、〇〇〇元
- 二、利率 年八分
- 三、償還法 發行の日から半ヶ年は利息のみを支拂ひ、民國十二年一月二十一日から抽籤法に依り六ヶ年半で完済する。毎年二回抽籤し、第一回償還額百分の四、第二回から五回迄百分の七、第六回から九回迄百分の八第十回から十三回迄百分の九とし、民國十八年一月三十一日迄に完済する。

四、擔保 鹽稅剩餘金中から整理公債、造幣廠借款、國庫債券及鹽餘國庫債券に對して基金となつて居る金額を控除した殘額から、第一年に一千二百萬元、第二年乃至七年に於て毎年二千萬元宛を支出して、鹽餘借款聯合團指定の銀行に預け入れて仕拂に充當し、關稅が現實五分實行後（華府會議に於て議決さる）は關稅餘款の増加部分を以て之に充て、尙不足するときは鹽餘を以て補足する。

五、實收額 百元に付九十元

本公債は鹽稅餘款を擔保した内外債償還の爲めに發行せられたものであるから、借換の性質であつて、別に公募したものでない。又額面は支那貨幣計算のものが五千六百三十九萬一千三百元で、日本金のものが三千九百六十萬八千七百圓である。民國十一年三月一日、日本債權者へ償還すべき鹽餘債務は、日本金三千三百二十七萬二千餘圓であつたので、日本金百圓を支那の百元とし、更に手取八十四計算に依り、三千九百六十餘萬元となるのである。而して支那債權者に償還の爲め振當の額は、債券面で四千三百五十三萬元であつて、日本方面のものも含めて總額八千三百餘萬元となり、其餘の債券額一千餘萬元は財政部で軍政費支拂用或は借款の抵當用として消費したものであると傳へられて居る（内國公債史一一八頁）。

短期鹽餘公債全部を整理する筈の本公債も、軍政費に流用されたりして、完全に償還されなかつた。但當時殘額が幾何であつたかは明瞭でないが、當時現存の鹽餘借款で、民國十三年六月三十日現在のもものが十二口、其内大きなものには、民國十年十月起債の、裕記借款發行額一千萬法郎等もあり、相當多額であつたに相違ない



又本公債に依り整理されたものは、全く鹽餘擔保の短債のみで、其他の短債にして民國九、十年頃發行されたものも亦頗る多く、民國十四年十二月三十一日現存殘額六十七口、四千一百七十九萬三千七百五十二元の巨額に上り、其の外多額の國庫券があり、政府が如何に短債を濫發したかを窺知することが出来る。

民國十七年六月末、九六公債の現存額は、支那貨幣に依る分は、一回の償還をも行はず、發行額と同額の五千六百三十九萬一千三百元であり、日本金の部分は發行額三千九百六十萬八千七百元に對し、既償還額四百三十五萬六千九百元、殘額二千五百二十五萬一千八百元で、整理を目的とした本債も、殆んど償還されて居らぬと言ふてよい不始末である。

十、一、八、厘、短、期、公、債、 民國八年九月仲秋節に迫り、政府が中央の緊急政費に充當の爲めと稱して發行したもので、定額は一千萬元、利子年八分、發行價格九十、用途は年末迄四ヶ月間の經常費に充當するものであるが、仲秋節關切抜けの爲め、多くの部分が消費されたことは確である。本公債の償還基金には、十一年中に完済せられる筈の七年短期公債基金を充當することとし、償還方法も同公債に準據することになつたが、其後團匪賠償金の露國に對する支拂停止の分を充當することに改められた。本公債は既に完済されて居る。

十、三、年、國、庫、證、券、 十一年短債を燒石に水ミ消費した支那政府は、其の直後から困る言ふ状態であつたが、唯一の財源たる鹽稅餘款も最早全く餘裕がなくなり、又國內銀行にも融通を受ける資金が絶へ、一面外國銀行からの借款なきは絶対に望みがない。そこで政府は復もや窮餘の策として、十二年五月、十二年八厘短期關稅公債二千萬

元の發行計劃を立てた。本公債は關稅には事實餘裕がなく、強て發行するに於ては、整理公債、九六公債の優先擔保を犯すものであるとして、北京銀行團から大總統に向つて之が發行中止を請願し、總稅務司アグレン氏からも、之を強行せんとするならば、總稅務司の公債基金保管の職責を取消した上で、實施せよとの強硬なる反對に會し、折柄開會中の國會にも反對され、關稅公債計劃は失敗に終つた。斯くして政府の財政は益々窮乏を極め、全く其日暮しに暮して居つたが、翌十三年十月に至り團匪賠償金の獨逸に對する分の支拂を停止した額を擔保として、國庫證券四百二十萬元を發行したのである。利子は八分、發行價格九十四、期限は三ヶ年で既に完済された。

十、四、年、八、厘、公、債、 中央の緊急政費ミ、在外交使館費を調達する爲めと稱して、民國十四年三月發行したものである發行額一千五百萬元、擔保は對獨團匪賠償金支拂停止額であつて、從來同收入を擔保して居る三、四年公債、五年公債の利子ミ、上記國庫券の元利を償還した殘額を以て、優先的に本借款の元利支拂基金に充てる。而して元利償還は十九回に分け、最初の五回は利子のみを、第六回からは毎年三月と九月に元金をも支拂ふのである。本公債は中國、交通、鹽業、金城、大陸、中南、商業、中華滙業、中華懋業、中華實業の十銀行で、各百五十萬元宛引受けた。十七年六月現在一千四百十萬元である。

以上列記した十七種公債中、十七年六月末に於て仕拂未済の分を總括して示すに次の如くである。

一、關稅收入及團匪賠償金を擔保するもの



- 五年公債及十四年公債 現在額一七、二八八、七九一元
- 二、整理基金下にあるもの
- 七年長期、整理金融、整理六厘及七厘公債 現在額一〇二、四九二、六〇四元
- 三、鹽餘擔保のもの
- 九六公債 現在額(五六、三九一、三〇〇圓  
三五、二五一、八〇〇圓)
- 四、擔保不確實のもの

第二次整理六厘及同整理七厘公債 現在額三四、四〇〇、〇〇〇元

即ち未償還額は總計銀二二〇、一七二、六九五元、金三五、二五一、八〇〇圓である。但此の金部分は日本からの借款で外債なのである。

各種内債の發行條件、其他現在狀況の詳細は附録に示す通りである。尙上來説述した公債以外に、國民政府の最近發した各種の公債があるが、此等は國民政府の財政の項で別に述べることにする。

右の外短期借款及國庫債券の發行は、複雑多様を極め、此等借款の最近現在額は不明であるが、民國十四年十二月末現在未償還額、前者四一、七九三、七五二元五一、後者五三、一二二、七〇一元一九であつた。其の外十五年春、張作霖の北京政府で發行して、繼子扱にされて居る十五年春節特種庫券八百萬元がある。月利八厘、八二掛、發行、六ヶ年期限で二年据置民國十七年から四ヶ年賦で仕拂ふ規定である。

## 第二節 支那内債の缺點

民度低く、公債の何物たるを解せなかつた前清末葉當時に於ける支那の内債募集が、常に失敗に終つたことは前章に述べた所であるが、民國になつて以來、時に募債に成功したことがあつても、夫れは條件が應募者に極めて有利であつた爲めに外ならず、大體に於て支那の内債募集は失敗を繰返したもので、北伐完成後の國民政府も、三民主義を標榜しながら、數次の募債には常に手を焼いて居る。今左に内債の缺點を列擧するであらう。

一、公債と國庫券との限界が明でない 支那の會計法でも、歲計上必要な場合には、短期國庫證券(我大藏證券)を發行し得ることになつて居るが、其の發行條件としては、歲入豫算額を超過するを得ぬは勿論、其他發行價格と額面價格と相違あるを許さず、利息にも制限があり(七・五%)回収期は一年を超過するを得ぬことに國庫證券發行規則には定められて居るのに、從來財政部は國庫窮乏の爲め、軍政費仕拂期に到る毎に、無計劃に國庫證券を發行して、一時を糊塗して來たが、其の期間は長短不定であり、利息も區々となり、又發行制限等には何等關係なく、亂發して來たのであるが、之が適例としては、前節末に述べた北京政府發行の十五年春節特種庫券である。即ち利率に於ては七分五厘を超過して居るし、八二發行で額面との差がある。又期限は實に六ヶ年の長きに亘つて居るし、用途は指定して居ないが、會計年度内の收支を調和するに言ふ庫券本來の目的でないことは明かである。即ち本庫券は、完全なる公債の性質を備へたもので、單に庫券の名を藉りて發行手續を簡單にしたものに過ぎない。



斯くして亂發の結果は、民國十四年六月末現在六十八口五三、一二二、七〇一元二九、民國五年以來發行ものが雜然として現存し、財政を紊亂することが甚しいのである。

二、抽籤が無定期なこゝ 内國公債の整理基金の管理を總稅務司に委任して以來、内國の信用は大に増加したのであつたが、實際に於ては關稅餘款を主なる基金として居るので、動もすれば不足勝りなり、抽籤が定期に行はれない。然し略何時頃行ひ得るを報告するこゝは幾多の弊害を伴ふのみならず、事實に於て困難で、外部から之を窺知するこゝは尙更容易でない。従つて不定期に突然抽籤償還を發表する結果は、金融界に非常な動搖を來し、破産者續出するこゝさへあるのである。

三、銀行の公債投機が盛なこゝ 民國十三年一月交易所（取引所）で公債の先物取引を始めて以來、近期と遠期の價格の相違を利用して、現金を以て現物或は近期ものを買ひ、同時に近期或は遠期ものを賣りて、一分二三厘乃至一分三四厘の鞘取りが出来る。そこで各銀行は本來の貸出しを疎かにして、有利且安全な公債買賣に熱中し、商家は資金を銀行から借りるこゝが益々困難となり、縱令融通を受けたにしても、其の利率は公債投機の鞘以上を要求される。斯くして商工業金融梗塞の結果は、銀行自身も結局惡影響を受けるのである。従つて此の弊害を除去するには、交易所に於ける先物取引を禁絶するより外ない。

四、高利に過ぎるこゝ 短期内債には月利一分以下のものは極めて稀で、普通一分四五厘、中には二分に上るものすらあり、極めて高利であるが、長期内債は六、七分を普通とし、最高八分で一見左程高率でないやうに思はれる

けれども、割引發行をせなかつたものは七年短期公債のみで、三年公債は九四、四年公債は九〇であり、其他の公債は規定發行價格は何れも九〇以上でも、實際は豫定價格を以て發行したものは殆んど無く、甚しきは八〇以下のものすらあつた状態で、利子は八分に止まつても、利廻は常に一割以上時に一割五分にも達するものすらあり、國債としては一寸類例のなき高利であるが、財政紊亂、信用失墜の支那としては復如何にも致し難いのである。



## 第九章 國民政府の財政

### 第一節 國民黨の財政根本方針

國民黨の主義政策の、支那に於ける絶対價值如何等の問題は抜きにして、其の政策に新味を帯びて居る事は事實である。民國十二年三月、孫文が廣東の一隅に大元帥府を組織してから此の方、夢のやうな、寧ろ空想に近い思想はれた各種の官制組織が、矢繼早に發表されたが、局地的蠢動ミばかり受取らない世人の、大なる注意をそゝるに足らなかつたのに、爾來五星霜にして今日の成功——成功ミ想はしめる大變局を齎し、着々其の主義政策の實現を見つゝあるこゝは、よし夫れが一時的幻影に終るかも知れぬにしても、意想外の出来ばえミ謂はねばならぬ。

財政々策に關する國民黨の方針は、民國十三年一月、廣東に開かれた第一次全國代表大會に於て決議されたものを基礎方針としたもので、今や北伐完成後の全支那財政政策も、實に此の種子から芽生えたものに外ならぬ。茲に其の基礎方針を掲げて、新支那財政研究の資料とする。

#### 一、財源の統一

一切の收入を政府の財政部に集中し、一切の國家及軍事の費用は、總て國庫から支出する。

#### 二、豫算の編成

(一) 國家豫算 一切の國家收入及支出は、凡て國家豫算の内に包括すべきである。この豫算は國民政府の認可を経べく、國民政府は國家及地方の各種租税の收入及支出を詳細に區別すべく、國民政府の認可なくして、各機關及團體は、國家豫算内の費用を増加することを得ない。豫算編成に當りては、各種收入は長期に互つて計畫し、且つ國家支出を制限して收支の均衡を得せしむべきである。

(二) 地方豫算 國民政府に提出すべく、國民政府は其の支出及收入を決定し、亦其の租税徴收を制限することを得る。若し不足ある時は、國家から之を補助する。

(三) 收入豫算 を決定するには租税以外の收入に注意し、之を加算すべく、收入不足の場合には、増税よりも國公債の發行をなすべきであるが、之は萬已むを得ざる時に非ざれば實行することを得ない。一時の急需に因りて收入不足の場合には、短期國庫券を發行すべきである。

(四) 各機關 職員の人員及俸給は、國民政府之を決定し、この決定額を超過することを得ず。

#### 三、租税政策

(一) 直接税を主とし間接税は漸次廢止する。

(二) 厘金の廢止、

(三) 田賦附加税の廢止、

(四) 租税の豫徴停止、



- (五) 一切の苛税雜捐の廢除、
- (六) 軍費の貧民負擔禁止、
- (七) 罹災地の租税減免、
- (八) 税率を法定する。
- (九) 租税の徴収を財政部に統一する。
- (一〇) 徴税請負制度の漸廢、
- (一一) 法定租税は國籍の如何に拘らず、中國居住内外人に一樣に賦課する。
- (一二) 租税の改正に關し特別委員會を設け、人民の痛苦を除く、委員會には民國の代表者を加入させる。
- (一三) 財政部員の俸給を充分にして、不正行爲を防止する。
- (一四) 經費の使途は經濟の原則に従ふ。

#### 四、公債政策

國家經濟の發展に關する重大計畫を遂行する爲には、内國公債を發行する。發行額は初め壹千萬圓とし、國有財産を擔保し、種類は短期割増附公債とする。其の成績に鑑み長期公債を發行するも、萬止むを得ざる場合に限る。

#### 五、關稅政策

- (一) 關稅自主權の回收、
- (二) 保護關稅の設定、
- (三) 不良關稅の廢止、
- (四) 各種船舶出入税の賦課、
- (五) 稅關員は國民政府之を任免する。

### 第二節 南京政府成立迄の財政過程

國民黨が廣東省に蟄居時代の財政は、局地的のものとして省財政の部に譲り、茲には民國十五年六月北伐開始以來の狀況を概説する。

北伐開始以來、十一月武漢進出迄の間に於ける軍費は、全部廣東省から支辨したもので、現金、金庫券、第一、第二有獎公債、三省通用券等を合するに、其の額は四一、二八二、〇〇〇餘元の多きに達する。抑々廣東省の財政は、民國九年に於て歲計總額三千萬元であつたものを、民國政府に於て財政の統一、收入増加を圖つた爲め、十五年の收入は一億十三萬六千元の多きに達した。但其の内には、公債、庫券、中央銀行借入等の三千五十餘萬元を、籌餉局（軍費調達局）の收入一千四百萬元を含むのであるが、此の莫大な收入の多くの部分を軍費に充て、北伐の第一期工作たる武漢進出に成功したのであつた。



武漢に進出するや、廣州の國民黨中央執行委員及國民政府の各部長の到着を待ち、臨時聯席會議を組織して、民國十五年十二月十三日、總司令部内に第一次聯席會議を開會し、廣州の委員全部が來着迄は、一切の重要事件は本聯席會議に於て議決實行することとなつた。黨政府の第一に處置を要するものは財政問題であるので、財政金融に對しては、詳細な討論が行はれたが、其の結果次の財政要案が議決された。

- 一、國家税と地方税とは當分區別せぬこと。
- 二、公平税則を設けることとし、現行の苛捐雜税は良好なる代替税を得た後廢止すること。
- 三、財政に關する重要人員は、財政部長から中央會議に提出し、之れが通過を俟つて任命する。中央及各省縣市の財政は均しく統一する。
- 四、官營の實業、湖北官錢局財産、北軍の逆産は財政部にて引継ぎ管理する。
- 五、中央銀行を武漢に設ける。政府所屬の各軍民機關の預金及爲替は、均しく中央銀行に由るべく、否らざれば財政の統一を妨げるものと認める。
- 六、逆産に關する報告は、其の確否と沒收の可否を十分調査した上、沒收し決した際は、各方面に及ぼす影響を考慮すべく、財政部長から中央政治會議に提出して、其の時期を決定する。
- 七、政府は統治区域内に於ける資本を保障する爲め命令を發する。右命令は財政部起草し、本會議に提出する。
- 八、武漢に全國銀行界實業界代表者大會を召集する。

九、交通部は京漢鐵道恢復の爲め各方面と折衝する。

十、最短期間内に湖北西部を肅清し、湖北財政を統一する。

十一、紙幣の整理方法は、財政部から制定宣布する。

右の如き應急の方針の下に、財政計畫が立てられ、爾後一切廣東省より軍費の補給を受けざる旨を蔣介石氏より聲明し、時の財政部長宋子文氏も(一)各省の財政權を回收して之を統一し、直接各省國税を管理すること(二)湖北、湖南、福建、江西其他國民政府統轄の地域内に於て、産銷税を新設すること(三)湖北財政整理公債二千萬元、湖北金融整理公債一千五百萬元を發行すること等の計畫を樹て、着々之を實施したのであつたが、第一の財政統一計畫は、各省現有軍隊の爲め、其の省收入は全部截留せられ、一向送金を見ず、爲めに廣東省の支出は依然として多額を要するものであつた。

産銷税は輸入品に對する二分五厘附加税の變形的實施で、之は廣東省に於ては十五年十月十日から既に實施されたもので、武漢其他の國民黨治下に於ては、外國の反對をも顧みず、十六年一月一日から強施するに至つた。財政及金融の兩整理公債は、湖北官錢局の財産時價二千萬元と、二分五厘附加税を擔保して、發行を計畫したものであるが、是等公債の發行に對し、湖北省出身の省黨部要人共が極力反對した爲め、宋部長も一時發行を躊躇した然るに時の顧問ボロージンから蔣介石に強要して、之が競賣を企てたに傳へられて居るが、結局本公債は失敗に終り、整理金融公債の分だけ、六百九萬餘元を發行し得たのみであつた。



右の外、第三次軍需公債三千萬元も、十六年一月、主として廣東省に於て發行されることとなり、四月頃迄も猶移決定せなかつたが、結局發行はされたいいけれども、其の額は明かでない。

公債政策は叙上の如く失敗であつたが、軍費は軍備の増加と共に益々増加の一方である爲め、庫券の發行、紙幣の亂發等、彌縫策に狂奔する一方、國民黨内部の軋轢日共甚しく、遂に民國十六年四月、蔣介石派は南京に新政府を樹立し、武漢政府に對峙するに至つたのである。依つて款を改めて南京政府の財政を述べることにする。武漢政府設立以來今日に至るまでの詳細は、湖南省財政の部に譲る。

### 第三節 南京政府の財政

#### 第一款 財政の概況

武漢に於ける國民政府内訌の結果、十六年三月十日から、中央執行委員會第三回全體會議に於て、あらゆる主權は、何れも共產派の手に收められ、三民主義派の勢力は殆んど凋落せんとする傾向を示したので、三民派では四月十八日、別に南京に改選前の中央執行委員第三回會議を開き、南京國民政府を組織して、之に對抗することになつた。

國民政府の財政機關としては、中央に財政部があつて、各省の財政を統轄し、各省に財政廳があつて一省の財政收支を管理することは舊制と同じであるが、政府一切の重要財政々策其の實權は、財政部で操縱することなく、

別に五名から成る中央財政委員會があつて、之に當つて居ることは本書の劈頭に述べた通りで、南京政府設立當初の委員は、財政部長古應芬、同次長錢永銘の外、蔣介石、張靜江、胡漢民の五名で、張靜江を委員主席として居つた。國民政府財政上の中心は實に此の委員會なのである。

南京政府成立の直後から、各種の附加税なり新税の創設を見たのであるが、之等は莫大な軍費の供給策を解決する爲には、極めて無力なものであつた。南京政府が其の初に於て、奉系軍閥なり武漢派の壓迫に對し、多數の兵力を擁して能く之を得たこと、及其後蔣、馮、閻の合作の後、北伐が極めて順調に進行したことは、其の公債政策に預つて力があつたと思はれる。倒清革命當時には清朝も革命政府も、共に公債政策に於て失敗の歴史を繰り返すに過ぎなかつたものが、南京政府に何故に斯くも成功を齎したのであらうか、これには支那人一般の公債に關する智識の昔に比し大に發達して居る事や、其の地盤が支那の重要な財源地であつたこと、或は三民主義革命に對する多少の理解なき、其の理由は幾多あらうけれども、其の最大原因は、勢力範圍内の財政權を概して掌握し得て、兎も角一つの財政方策が立てられたことに依るであらう。奉系勢力の各省に於ける財政の如く、各地に占據行動する大單位の軍閥が、各自思々に其場限りの誅求をやつたものに較べると、南京政府の財政方針には一脈の生氣があつたことは事實である。

苦しまぎれの關稅自主は、列國の反對で沙汰済みなつたが、對內的の阿片政策は極端に行はれた。之亦有力な北伐財源の一つであつた。



第二款 初期の財政方略

財政方略と言ふも、革命進行中の政策としては、結局如何にして軍費を捻出するかの劃策に外ならぬが、浩繁なる此の計畫の爲め、南京政府では十六年六月二十二日から同二十五日迄の四日間、江蘇、浙江、安徽、福建、廣東五省の財政關係者を集めて財政會議を開き、先づ應急策としては、六千萬元の善後公債を發行して、半ヶ年分の軍政費供給策を講じ、根本策としては、中央地方の收入財源を區別し、九月一日から裁厘加税を實行すべき、財政方略を議定したのであつた。今該方略の内容を示すに次の如くである。

一、應急策

會議席上に於ける蔣介石の演説内に、財政方略の骨子は全部述べられて居る。即ち次の通りである。

南京政府治下現在の軍政各費は、毎月約一千四百萬元を要する。然るに北伐は漸次進展して、管轄區域は日々増大し、費用も随つて増加するので、今後は毎月約二千萬元を要することになるが、人民は兵燹の爲めに困憊し中央税収は減少の一方である。従つて、此の二千萬元の大金を調達するが爲には、各省の協助に依頼する處が極めて大である。財政部が收入整頓の法は要するに次の三途に外ならぬ。

- イ、中央の直接收入すべきものは、各省で任意に截留することを禁止する。
- ロ、各省から中央に送る協款(協助金)は、期日通り送ることを要する。
- ハ、中央で定めた新税は速に履行することを要し、舊税にして税率の輕きに失するものは、宜しく増加して收入を裕にすべきである。

右の三項目に對して、各省代表は何れも同意したのであるが、右新税の豫定されて居たものは次の三種である。

- 煤、油、税(石油税) 一箱一元六角
- 捲、烟、税(卷煙草税) 賣價の百分の五十
- 烟、酒、税、 従來の百分の十五を確實に徵集する。

右諸税を確實に徵集するに於ては、中央毎年の收入は著しく増加する見込である。

今江蘇、浙江、安徽、福建の四省で計算するに毎年の中央收入豫算は大要次の如くなる。

(一) 四省協款	二〇、六七〇、〇〇〇	江蘇八、四〇〇、〇〇〇 浙江六、〇〇〇、〇〇〇 安徽三、六〇〇、〇〇〇 福建二、六七〇、〇〇〇
(二) 海關收入	二七、六七四、〇〇〇	
(三) 鹽 餘	二九、一〇〇、〇〇〇	
(四) 捲烟統稅	二四、〇〇〇、〇〇〇	
(五) 煤油特稅	四、九〇〇、〇〇〇	
(六) 烟 酒 稅	五、〇〇〇、〇〇〇	
(七) 禁烟收入(阿片罰金)	三、〇〇〇、〇〇〇	



(八) 印花稅	一、二〇〇、〇〇〇
(九) 包裹稅(小包稅)	一、一〇〇、〇〇〇
合 計	一、一五、七四四、〇〇〇

右の合計から江蘇省の二五公債(善後公債)本息年額一二、〇〇〇、〇〇〇元、浙江省防費四、〇五六、〇〇〇元、福建海陸軍費一八、〇〇〇、〇〇〇元合計三四、〇五六、〇〇〇元を差引くときは中央の純収入は八一、六八八、〇〇〇元となる。

右の計算には廣東、廣西兩省は算入して居らぬ。之は廣西省代表が出席せなかつたので、廣西から送附し得る協款の額が根據がない爲め、又廣東一省の中央収入は、年額四千萬元に達するのであるが、北伐開始以來、廣東から直接總司令部の北伐經費を補助した額が、毎月四百六十四萬元に達し、本金額は現在依然毎月送附しつつあるので、之を以て廣東省の中央に協濟すべき金額に充當するも、更に其の額を超過する位である。

右の計算に依るに、本年(十六年)七月から十二月末迄の六ヶ月内に、中央の得る収入は六千五百萬元で、其の内譯は四千萬元が江蘇、浙江、安徽、福建から來り、二千五百萬元が廣東から來る。然し同時期の軍政費用は約一億二千萬元(毎月二千萬元)であるから、収入不足六千萬元内外に達する。凡そ國家收入にして、官產稅收に若し不足があるときは、公債を發行して救済を圖るより外途がない。今や軍用が活発で稅收は不足する。そこで財政部は財政會議に『民國十六年善後公債六千萬元』發行の議案を提出し、既に之が通過を見たのである。

本公債は各省で分擔して賣出すもので、年利七分、額面の九二掛で發行し、五年間に本息を完済する。捲烟稅或は鹽餘を以て擔保品とするものであるが、本公債の前途如何は、各省人民の極力中央を協助して、國民政府をして其の革命事業を完成せしめ能ふか否かにかゝつて居る。

軍用及中央の支出を解決する爲めの應急策は、上述の通りであるが、財政部は又吾國財政の紛亂に鑑み、根本的整頓を希圖して居る。之が爲め五省代表の財政會議中に於て、財政の根本的建設計畫を決定せん謀つた。茲に國家財政は正軌に復するならん、該計畫は中央と地方の收入稅源を劃分すること及裁厘を實行することの二件である。

吾國過去財政の弊習は、中央收入が附加稅制度を採用したこゝである。其法は地方稅額内から幾割かを差引きて、中央收入とするものであつて、一定の稅がないのみならず、收入の多寡は全く地方官吏の報告する地方稅の多寡に依つて定まるものである。そこで承平の世にあつては、國家と地方との稅收權限が混淆して、國家地方の收入豫算組立てに障阻があるし、時局が些少でも混亂するに、中央收入は確定の稅が無い爲め、各省では動もすれば任意に截留して、中央財源の出所が無くなる。故に中央地方の財政をして確實の豫算を有せしめ、中央財源を盤石の上に置き、時勢の如何より動搖せしめざらんとするならば、國家地方の稅源を劃分せねばならぬ。國家地方收入の劃分案は、先に財政部に於て立案し、財政會議通過の議案は、大體に於て草案に少許の修正を加へたのみである。即ち



國家收入は(一)各省の協款(二)關稅(三)烟酒稅(四)捲烟稅(五)煤油稅(六)厘金等で、地方收入は其の最も重要なものは田賦收入である。厘金を中央收入にするは、全く過渡的手段に過ぎぬ。中央は厘金廢止に對しては既に決心がある。其の第一歩として之を中央で直轄するのである。然るまきは、厘金廢止の時に、各省財政に影響を及ぼし困難を生ずる惧がない。又田賦は制度が繁瑣で、必ず嚴密なる徵收機關があつて始めて流弊を免がれるこゝが出来ぬ。故に之は地方收入に歸する。此れ財政の原理に符合するのである。蓋し厘金は中央に歸するに非ざれば廢除し能はず、田賦は地方に歸するに非ざれば整理が容易でない。右の次第で、財政會議で定めた計畫は、理論に順つて之が實行を容易ならしむるに過ぎぬのである。

今財政部は、既に九月一日から裁厘を實行せんとして居る。此の短期間に於て財政部が裁厘辦法に對し、充分の準備を爲し能ふか否か、之が代替的收入を畫策し能ふや否や、實際上問題なるものであるが、毅然たる手段を採り得れば吾人の極めて欣幸する所である云々。

右の如く兎に角計畫だけは出來上つたのであるが、第一には各省協款が果して豫期通り送られるものか、又公債にしても、多額なものが、をいそれこ片附けられる筈はなく、殊に裁厘の實行は關稅自主を胸算してのこゝであり本方略實施の爲めには、極めて難問題が續出するは疑を容れぬ。

### 第三款 關稅自主問題の經緯

廣東を第一次として、十五年末から十六年春にかけて、支那各地で關稅二分五厘附加稅強施の事情は既説の通り

であるが、北伐の進展に乗つた南京政府は、軍費捻出を謂ふ重大な必要に迫られたからではあるが、一方的に關稅自主裁厘の實行を宣言するに至り、重大なる國際問題を惹起した。今其の經過を述べるに次の如くである。

#### 一、關稅自主實施宣言

關稅自主は黃郛、王正廷兩氏の極力主張した所であるが、財政會議を通過し、七月十八日には中央政治會議の承認を得たので、政府は七月十九日附を以て、來る九月一日を期して厘金撤廢關稅自主を實施する旨を布告した。其の宣言は左の如くである。

#### 關稅自主實施宣言

中國々民經濟の不振は、經濟組織の不良、協定關稅の壓迫によるもので、まず厘金稅の弊害を撤廢し、不平等關稅條約を取消さねばならぬ。即ち本政府は國民經濟發展の爲めに、短期間内に厘金撤廢を實行し、並に關稅自主を宣言する。釐金撤廢は先づ江蘇、安徽、浙江、福建、廣東、廣西の六省から着手し、中外商人の期待に副ふべく、同時に通過稅の性質に屬する常關稅、統捐、貨稅、鐵道捐、子口半稅、再輸入關稅、沿岸貿易輸出稅を撤廢する。關稅自主に至つては夙に全國民の主張するところ、國民政府は國民經濟の必要から、國際平等の原則を根據として、國定關稅の自主をはからんことを欲するもので、民國十六年九月一日より之を實行するこゝを宣言する。

#### 二、關稅自主に伴ふ附帶條例稅率



## 國定輸入關稅暫行條例

輸入品に對する自主稅率を規定したもので、輸入品に對しては現行稅率五分の外に、別に次の徵稅を行ふのである。

普通品

七分五厘

奢侈品

甲種一割五分

乙種二割五分

丙種五割七分五厘

右の實施と同時に、現在行ひつゝある二分五厘の増稅は當然廢止するものであるが、其の稅率の高いのには驚かされた所であつた。

## 國內通過稅撤廢條例

國民の困窮を除き稅制を整理する爲め、中央或は地方の收入を論ぜず、あらゆる國內通過稅を悉く撤廢するもので、釐金、統捐稅、貨物稅、鐵道貨捐、小包釐金、開港場五十支里内外の常關稅及其の他内地常關稅（國境輸出稅を含まず）正雜各稅中の通過稅の性質を用するもの、海關に於ける子口半稅、再輸入半稅、沿岸貿易輸出稅等を全部撤廢するのである。又陸路邊境常關で徵收する國境輸入稅に關する特定稅率を廢して、海關輸入と同じく國定輸入關稅暫行條例を適用するのである。此の點は我が國の朝鮮國境、露國の蒙古新疆國境、英佛の西南支那に於ける既得特權を侵害するところになる。

## 出廠稅條例

輸入稅率を引上げるべきは、外人經營の工場が支那内地に激増して、支那人自身の産業發達を妨害する恐れがあるとして、中華民國々境内の中外各工場にして、蒸氣力、電力或は水力發動機を用ひ、職工十人以上使用のものからは、其の生産品に對し、生産稅として輸入稅率と同率の課稅をするのである。本稅率は外人に重くして、支那人に軽くすべきか、又は一率にすべきかは問題であつたが、各國共内外平等を常例とする爲め、斯く一率としたもので、支那人工場に對しては、獎勵金等の制度を設けて救濟すべきか否か、此點は將來情況を斟酌して決定するところになつて居つた。

## 三、裁厘加稅と列國の對策

輸入品加稅實施後の新稅率は、從來の五分を加へ、最低一割二分五厘から最高六割二分五厘なる譯であるから各國政府は勿論如斯ものに同意する筈もなく、日本は直ちに上海總領事をして單獨に、これが不同意を回答せしめたのであつたが、一面北京外交團に於ては、南京政府の通告に對する反對の意思を撤廢せしめる事に關し度々協議が行はれたが、抗議を有効化するに就て如何なる措置を採るべきかの點に就きては、各國の意見が必ずしも一致しない。最も強硬なのは英國で、日本を誘つて頻りに外交的抗議以外の實際行動をこるべく唆したのであつたが、之に對し米國の態度は頗る消極的で、國務卿ケロッグ氏は、八月四日マクマレー公使に南京政府の附加稅徵收に對し、干渉がましい行動に出でず、緩和的態度を採るべき旨を訓電したと傳へられて居る。然るに各國國民は、支那官憲の國際條約を無視した不法的行爲に對し大に憤慨し、共同一致して自國政府を鞭撻する外、自發的に之が對策



を講ぜんとする運動が漸次具體化し、上海日本人商業會議所は八月二日役員會を開き『南京國民政府の關稅自主宣言並に不當課稅に關し請願の件』を決議して關係當局に請願し、内地では在阪神實業家が對支商權擁護聯盟を組織して活動を開始したのであるが、在支英佛國民等も略同様の反對意見を發表するに至つたのである。勢如斯で、最も軟弱を傳へられたる米國側に於ても、遂に反對運動起り、在上海米國商業會議所からは、上海總領事經由米國々務卿ケロッグ氏及北京マクマレー公使宛請願書及決議文を電送する事となつた。

斯くして列國の態度は益々強硬となり、直接南京政府に抗議する外、若し同政府が飽く迄も其の非を押し通さんとするに於ては、列國に支那の海關を認めず、自國領事館に於て夫々臨機的手段を執ることに一致した。そこで支那側でも列國の態度が餘りに強硬なので、躊躇の色を表はすに至つた折柄、蔣介石氏が下野することとなり、南京政府の立場に動搖を來したのみならず、支那自身の商民側からも唐突な實施には種々の不都合があること反對運動が起るあり、到底實施困難に見たので、南京政府は實施豫定日たる九月一日の前々日、即ち八月三十日に至り『國民政府は四圍の事情に鑑み、曩に聲明せし一、國內通過稅裁撤條例二、國定輸入關稅暫行條例三、出廠稅條例は一時其の實行を延期することに決定せり。但し九月一日より實行の筈なりし關稅自主政策は、依然有効に之を維持すべく、毫も變更せざるものなることを茲に聲明す』と曰ふ聲明書を各國公使宛送達して來たので、本問題は一時納まつたのであつた。

#### 第四款 公債及庫券の頻發

財政窮乏の救済策としては、稅捐收入の増加を策するのが根本的ではあるが、之では急場の間にはぬ爲め、南京政府成立以來、各種の公債庫券を頻發したのであつた。今其の概況を發行順序に列記するに次の如くである。

##### 一、國民政府第一次江海關二五附稅國庫券三〇、〇〇〇、〇〇〇元

國民軍が江蘇省に進出するや、第一に發行したもので、十六年五月一日發行、江海關二五附稅擔保、月利七分、十六年七月から十八年十二月迄に償還を了する豫定である。

##### 二、民國十六年善後公債六〇、〇〇〇、〇〇〇元

本公債は財政方略の項に述べた如く、十六年七月から同年末迄の財政不足を補ふ目的を寧ろ名義の下に發行されんとしたものである。國民政府財政部立案、政治會議の審査を経て議決され、七月一日から發行される筈であつたが、條例迄既に公布されたにも拘らず、何故か今日迄遂に其の實施を見なかつた。該條例に據れば、本公債は全國の鹽稅餘款を以て基金とし、未統一前は江蘇、浙江兩省の鹽稅全部の收入を抵當とするもので、月利八厘、券面は萬、千、百、十、五元の五種とし、七月一日から三ヶ月内に募集完了豫定、手取九八、六ヶ月後から月賦償還、即ち十七年一月から起り二十一年二月完済の豫定であつたものである。

##### 三、國民政府續發江關二五附稅國庫券二六、〇〇〇、〇〇〇元

初期財政會議に於ける財政方略では、各省の協款を約束し又之を期待して居たのであつたが、果せる哉、各省稅收は軍事の影響を受けたことあつて、協款が思ふ通りに行はれず、中央直接の收入も同様停頓するに至つた爲め、十



六年十月一日孫科氏が財政部長に就任の前日たる九月三十日、第四次國民政府會議で發行の議が通過し、海關二分五厘附加税を擔保して發行したものである。本庫券は次項に示す如く間もなく發行額を四千萬元に増加されたのであるが、修正條例公布迄には二千四百萬元が既に募集済であつたことは、宋部長の修正提案で分明である。

四、國民政府修正續發江海關二五附稅國庫券一六、〇〇〇、〇〇〇元

初めの分を合して四〇、〇〇〇、〇〇〇元を庫券條例の發行額を改訂したのである。之は財政部長宋子文氏の就職直後たる、十七年一月十日附を以て改訂された。前條例の年利は七分であつたが、新條例では八分を改め、又前條例では十九年一月から二十四分の一宛月賦償還の計畫であつたものを、新條例では毎月四十分の一宛とし、民國二十二年四月で完済を改められた。

本庫券は説明の便宜上別に示したが、續發庫券は總額四千萬元を改められたもので、獨立した修正二五庫券であるのではないことは言ふ迄もない。

五、國民政府財政部有獎公債五、〇〇〇、〇〇〇元

國庫指定支出の教育儲蓄銀行基金の補助を、實業振興の目的で發行したもので、十期に分け、毎月五〇〇、〇〇〇元宛發行、其の還本基金は財政部から指定することになつて居る。十九年一月から二五附稅の奢侈稅を江蘇郵包稅全部を擔保して居る。

#### 第五款 北伐時に於ける財政策

南京政府は十六年二月七日、第四次中央全體會議終了後、馮玉祥、閻錫山一派との關係を密接にし、南方派の大團結を策するには、斷然北伐を續行するの外策なきを察し、蔣介石は同二月十六日自ら河南開封に赴き、馮玉祥と會見し、翌十七日から開かれた所謂開封會議に於て、北伐執行に關する最高軍事を討議し、國民革命軍總司令兼第一集團軍總司令に蔣介石、第二集團軍總司令に馮玉祥、第三集團軍總司令に閻錫山を任命すると共に、一ヶ月以内に各方面共北伐準備を完成し、二ヶ月以内に各軍共北京に攻め入るの計畫を議定した。

第四中央全體會議の成功を、開封會議に於ける各將領の提携は、實に北伐を完成せしめた主因で、奉係軍閥の凋落は既に時日の問題となつた概があつた。北伐完成の爲めの最要問題は軍費の調達であるから、南京政府に於ては、次の如き財政計畫を樹てたのである。即ち、北伐に要する日子を先づ三ヶ月間を豫定し、豫算三千五百萬元（月額約千二百萬元）を要する。然るに國稅收入、各省協款は確實な所合計五百五十萬元であるが、外に捲煙（卷煙草）庫券を發行して月額三百五十萬元を得るを合計九百萬元とする。不足の四百萬元は現在發行中の二五庫券を以て補ふと言ふにある。

斯くして各方面とも相呼應して北伐を執行し、途中濟南事件等があつたが、大體豫定の通り京津に進出北伐一段落となつたのである。此間に於ける庫券等の發行狀況は次の通りであつた。

#### 一、流通券 一一、〇〇〇、〇〇〇元

北伐執行着手と同時に三月下旬發行したもので、財政部の現金收入、捲煙稅、二五國庫券を擔保した。



二、捲煙庫券 一六、〇〇〇、〇〇〇元

捲煙草稅全部を擔保し、四月初旬發行、毎月三十二分の一宛償還、民國十九年末完済の豫定、年利八分である

三、軍需公債 一〇、〇〇〇、〇〇〇元

南京政府會議通過、五月一日第一期六百萬元發行、手取九八、年利八分、年二回に利子を仕拂ふ、民國十八年から每六ヶ月毎に元金の二十分の一償還の豫定である。

本公債の第二期四百萬元は六月一日發行した。各省の印紙稅を擔保して居る。

第六款 各種新設課稅殊に其の阿片政策

不當課稅の最大なものである輸入品に對する自主稅率適用の計畫は、各國のみならず、支那人すらも之に抗議し遂に無期延期せられるは既說の如くであるが、零碎なる不當課稅は其の種類が極めて多い。今其の主なるものを擧げて見るに左の如くである。

一、輸入附加稅 輸入品に對する二分五厘附加稅強施の事情は既に述べた通りである。

二、輸出附加稅 本稅は十六年七月一日から實施したものである。

三、捲煙特稅 十六年七月一日から實施、工場製品は工場搬出の際、輸入品は海關倉庫に入庫の時徴收、從價五分

四、交通附捐 滬寧、滬杭兩鐵道に對し、乘客、荷物に論なく、運賃の百分の二十五を徴するもので、十六年六月

二十日から實施。

五、愛國捐 中央政治會議第一百十六次會議を通過したもので、上海に愛國捐總局、各省各縣に愛國捐分局を設け國外では華僑居留地に於ける中華會館及公衆團體を以て、愛國公會なるものを組織して募集機關とする。其の額は、

イ、人民からの捐金は一元以上多き程好し、

ロ、各機關では月給の百分の二、

ハ、各鐵道汽船の切符は百分の十、

ニ、各家主は家賃の二ヶ月分、

ホ、遊戯場 百分の十、

而して應募額の大なるものには、内外人を問はず獎章を支給することに於て獎勵し、募集金額は三千萬元を目標として居たのであるが實募額は不明である。本捐は十六年八月から募集に着手した筈である。純粹の不當課稅は些か性質を異にするが、其の實施は勿論相當強制的に出たものである。

六、軍用鹽斤加價 財源整理、國庫充實、軍費補給の爲めあつて宋子女が始めたもので、江蘇、浙江兩省に對し從來の正稅附加稅の外に每擔に付一元を徴するもので、十七年一月から實施、年收四五百萬元に上る豫定である

七、沿岸移入稅及子口稅附加稅 前者は十六年十一月十八日から、後者は同年十二月一日から實施。

八、阿片政策の概要



阿片の吸飲者若くは販賣者から、禁烟罰金等の名義で徴收することは、今日に始まつたことではなく、廣東省や河南省では、民國十五年に既に開始されて居た。最も其の以前に於ても、各地の軍閥共が之を秘密に栽培販賣或は徴税して、金儲けをして居たことは、支那の至る處で聞くことで、湖北省の如き、阿片収入が少なくも年額一千萬元を下らず、財政緩和の唯一最大の源泉であつたこと傳へられて居るが、之を公然販賣して營業税を徴するに至つたのは、民國十六年八月發布された『商營戒煙藥品特許證章程』の實施を以て始めするのであらう。革命進行中に於ては止むを得ぬ臨機的手段で政府當局は言つては居るが、少なくとも革命史上の一大汚點と謂はねばならぬ。

政府財政當局の辯明に依るに、徴税の中にも禁止の意を寓したもので、吸飲者の負擔を増加すれば流毒の斷絶を期することが出来る。不平等條約の未だ修改せられず、租界の未だ回收せられぬのに、空しく禁烟を言ふも無税品が密輸入される。價格が安ければ吸飲者は益々増加するのみであるから、寧ろ徴税を實行するに於ては、根本的の解決が出来、而も多大の収入は軍費に使用することが出来ること曰ふにある。一應尤ではあるが、罌粟の栽培を強要した地方があつたり、其の目的が窮餘の調査手段に外ならぬ事は言を俟たない。

阿片の販賣方面から徴税するのは、十六年八月始めに發布された前記商營戒煙藥品特許證章程に依るもので、阿片を販賣せんとする者は、本章程に依り特許證を受領せねばならぬ。但只販賣を許すのみで、自家に吸飲具を設備して客を招きて吸飲させてはならぬのである。本營業希望者は先づ過證費と稱する營業登記料の如きものを納めね

ばならぬ。過證費は一回限りで、一等乃至三等に分れ、一等三千元、二等一千元、三等五百元である。而して開業後毎月納付すべき營業税は、右過證費の十分の一宛である。

阿片の吸飲者側からも徴税する。夫れは同時期に發布になつた戒煙執證章程に依るべきもので、本章程に依るに二十五歳以下の者には吸飲を許さない。二十五歳以上の者は漸次禁烟して、民國十九年末迄には完全に禁止せよ。夫れ迄は本章程に定むる執證（免許證）に對する税金を納めよ、規則だけは中々巧妙に出来て居る。執證は甲乙丙の三種に分れる、其の納税額は次の如し。

甲 紳商婦女用	毎年	三十六元（月三元）
乙 貧民用	毎年	十貳元（月二元）
丙 旅行者用	毎日	大洋三角

國民政府は右の如き規定を設けて、其徴收を請負制度とし、中興、信遠の兩公司をして之を請負はしめることにした。請負金額は秘せられて居るので明瞭でないが、江蘇、浙江兩省を年額一千五百萬元で請負はしめたことが新聞で傳へられて居る。然るに請負制度には弊害があつた爲め、浙江省では之を省營に變更し、江蘇省では禁烟經理總局なるものを設け、請負者たる公司以該局の經營に當つて居つたが、宋子文氏が財政部長就任後民國十七年の二月に至り、禁烟事務は統一を要する見地からして、省營と請負兩制度共之を中央直轄と更め、省に禁烟局長を設けて本事務を掌ることに改正したのである。



中央直轄に改正同時(十七年三月)に發布された新條例が三つある。各省検査烟苗局章程、検査烟苗局辦事規則及財政部徵收戒烟藥料特稅章程が之である。

各省、検査烟苗局章程、販賣に吸飲から徵稅することにしても、肝心の罌粟苗を取締らないと、私種したり或は必要だけ種えぬかも知れぬ。そこで『私種を嚴禁し製藥用原料を補給する』目的で検査烟苗局を特設して、烟苗の検査收稅藥料買收の事務を掌らしめることになつた。之に依り各自の徵收する登記費検査費及特捐の額は各省検査局で適宜定める規定である。

検査烟苗局辦事規則、之は前章程の事務細則である。今安徽省北部の皖北検査烟苗局の辦事規則に依るに、徵稅額は次の通り定めてある。

- 登記費 一支畝に付 五角 登記の時納む。
- 検査費 召 同 一元 検査の時納む。
- 特捐 實收獲の十分の三

財政部、徵收戒烟藥料特稅章程、秘密運搬を取締るの理由で、各省要地に專運所なるものを設け、該地を通過の際、叙上の各種稅捐の外に更に、阿片一千兩(一貫匁)に付三百元の戒烟藥料特稅を納めしめる。

以上を一讀するときは、阿片に關する稅捐類の如何に複雑多様なるかに驚かぬ者はないであらう。そこで阿片の公賣は癮者なり當業者には歡迎されるが、心ある者は之を以て國民黨凋落の有力な一證左として排謗し、中にも中

華民國拒毒會は『黨治國の政府にして徵稅が阿片に及ぶが如きは、黨綱に違反し、總理の遺訓に背馳するもので、萬古拭ふべからざる汚名を留むるものである』と痛切に詆り、大々的反對を試みたのであるが、必要の前には總理の遺訓もあればこそ、恐れ入る次第である。但し此等阿片政策は北伐の完成、軍事工作一段落の今日、既に廢止されて居るのであるが、急場の調査手段として、類似の方法は機會ある毎に行はれるべく、支那財政の融通性研究上特に注目すべき所と謂はねばならぬ。

第七款 財政部一ヶ年間の收支決算

南京政府成立の直後から、北伐一段落の直前迄、即ち民國十六年六月一日から十七年の五月三十一日迄の滿一ヶ年間に於ける、南京政府財政部の收支決算は次の通りである。

科 目 別	小 計	合 計	摘 要
鹽務收入		10,444,704.11	
關稅及内地稅	九,519,331.22		
二五附稅	433,000.90		
石油特稅	1,612,000.00		
石油特稅	2,752,677.98		
郵包稅	1,148,060.01		
稅務收入		13,185,009.11	稅務收入の實數は此額に止まらざるも又は江海關二五附稅全部を二五庫券基金として直接支出せられあるが爲めなり



最近支那財政概説

類別	金額
百貨統捐	二、五五・六
箱類特號	六五、〇〇・〇〇
禁烟收入	四、四九、四〇・六元
印花收入	一、二六、〇一・五
烟酒收入	二、八三、九六・四
烟酒收入	三、九三、五
烟酒特稅	六、〇〇五、二六・一五
烟酒統稅	九、一〇、一五・六
國產收入	五、五、三三・六
註冊收入	五、一三三・〇〇
證券收入	六、三三、三三・七
未還缺款	三、〇三、四六・五
各省解款	一〇、三六、〇五・三
財政特派員解款	三、三、四九・九
驗契收入	七、〇〇、〇〇・〇〇
稅外收入	八、八六、六六・〇
雜收入	三、六六・四
礦業稅捐	

阿片關係の收入なり(著者曰、過少に計上しあるが如し)

捲烟特稅は十七ヶ年四月分より捲烟庫券の基金として直接支出せらる(小計と合計符合せず?)

此内には關商が銀行より借款せるより擔保せる豫約税金なり。將來關稅より差引くものとす

項目	金額
臨時收入	二、七三、四〇・六
銀行收入	八、三、三四・五
利息收入	三三・三
兌換差收	一、四八、〇四・四
收入合計	一、八四、三六・四

乙 支出

項目	金額
黨務費	一、五五、三六・六元
軍務費	三、一六、三〇・五
司法費	二、七、四〇・六
財務費	二、七、三三・九
內政費	五、〇〇〇・〇〇
工程費	二、六、三三・三
債務償還	七、〇〇〇・〇〇
債券先拂利息	六、六三・四
利息	五、七、九六・六
國務費	二、五五、三六・六
外交費	五、八、八九・六
教育費	二、五八、三六・〇〇
工商費	五、三、九九・五
農工費	四、一、九九・五
建設費	九、〇〇〇・〇〇
雜支	一、〇四、八六・三
庫券基金	八三、一三・九
當座支出	三、九、四三・六
總計	二、八三、二三・五

第九章 國民政府の財政



兌換差捐	三六、五三・三	江海關拂	四九・五
支出總計	一、四四、四九・四	銀行預金	一六、五七・四
	一、四六、二五・〇		
	一、八四、三六・六		

本期間に於ける借款總額(庫券を除く)は三〇、七〇七、三四一元九五なるも、其の内既償還額一八、六八三、八八〇元三六なるを以て、其左額一一、〇二三、四六一元五九を收入の内に計入せるものとす。

(注意 本表の内譯と總計と不合の點あるも其の儘之を掲ぐ、天津益世報民二七、七、九に據る)

#### 第四節 北伐完成後の最近財政

##### 第一款 通説

國民軍の北京進出は、途中濟南事件等の障礙が起つたけれども、十七年二月開封に於ける巨頭會議で計畫せられた、三ヶ月完了の豫定に大差なく、六月上旬を以て成功したのであつた。京津の奪取は北伐の一段落で、灤河以東の直魯殘軍や、大部分關外に走つた奉天軍は、最早國民軍の敵ではないと、氣早にも國民革命の成功を謳歌する者すら多く、茲に國民軍の軍事工作は一大段落を告げ、所謂訓政開始へ進むのである。

國民軍が北伐完成後、眞先に開いたものは全國經濟、財政兩大會議であつて、此等の會議に於て財政經濟の根本方針、即ち軍事工作の破壊時期から、訓政期の建設へ進むべき各種の基礎案件が、研究討議された。

右の兩會議で討議されたものは、財政經濟の理想方針であつて、之が實現を見るには各種の準備手續が必要であるから、一朝一夕に其の具體化を見ることの出来ないのは勿論で、會議後殆んど一ヶ年を閲した今日迄又縦ひ各種の法規なり組織が新に制定されたにしても、之が中央の方針通り實施されることは、現在の如く單に易職に成功したのみで、統一は外形に止まり、内部が必ずしも然らぬ状態に於ては、極めて困難なことを言はねばならぬ。従つて國家地方兩收入を劃分して、其の區分を明瞭にするが如きは、既述の如く規則は既に備はつて居るが、政府所在地附近の二三省を除きては今尙昔のまゝであるし、軍事工作時代に設けられた各種雑多な税捐類も、整理されたものは極めて少く、各地に駐屯する多數の軍隊は今尙現地で自活するが、少なくも集團軍(名義のみは廢せられたが依然として嚴存する)毎に其の勢力範圍で軍費を劃策し、中央から直接補給する等の事は、概して行はれて居らない。之は軍事工作の一段落と共に、第一に行はれる筈であつた裁兵が、事志に違ひはかばかしく行はれない爲めでもある。畢竟内部の不統一を物語るものである。

内債を唯一の頼みとして北伐の目的を完成したことは、前節に述べた通りであるが、京津進出後に於ても其直後に發行した善後短期公債及津海關二五附稅國庫券の外、今日に至る一ヶ年間に於て十七年短期金融公債、十八年裁兵公債及び同賑災公債六口一億八千餘萬元の大公債を發行し、更に續發捲烟稅國庫券(二千四百萬元)と海河公債(四百萬元)發行計畫の進行中である。今茲に此等借款の内容を概述する。



## 一、國民政府善後短期公債

本公債は全國統一大業完成の爲めと稱する觸れ込みで、國民政府第七十次會議を通過し、民國十七年六月八日公布された國民政府財政部十七年煤油特稅公債條例に其の端を發し、後ち國民政府財政部善後短期公債と改稱されたもので、其の發行條件は、

定額 四〇、〇〇〇、〇〇〇元

利率 年八分

額面 一萬元、一千元、百元、十元の四種（一萬元券と十圓券とは取扱不便の爲め十八年四月に至り一千元票と取換なることとなり）

償還法 利子は毎年六月末、十二月末拂し、元金は毎六ヶ月毎に抽籤償還、一回十分の一賦し、民國二十二年六月末完済。

擔保 財政部煤油特稅收入全部を以て、還本附息基金とし發行したものであるが、十八年二月自定稅率實施と共に煤油特稅局は撤廢されたので、其後は關稅餘款を以て擔保することに改められた。

募集期間と實收額 三ヶ月間を募集期間とし、募集開始の第一月實收九二、第二月實收九三、第三月實收九四とし、第一期半ヶ年分の利息は前引きである。

尙本債券は無記名式で、銀行の保證準備金に充當する特權等を附與して居る。

右公債募集の結果は其の成績が極めて不良であつた爲め、九月末に至り、發行期を更に三ヶ月間に延期し十二日

末迄に完了することに改めた。

## 二、天津關二五附稅國庫券

本國庫券條例は、民國十七年六月二十七日中央政治會議通過公布されたもので、國民政府の十七年度豫算の不足其の他臨時需要に供する目的を以て發行されたものである。其の發行條件は、

發行額 九、〇〇〇、〇〇〇元

利率 月八厘

額面 一萬元、一千元、百元、十元の四種

償還法 十七年十月から毎月末元金三十分の一の利子を仕拂ふもので、利子は元金に従つて減じ、二十年三月末迄に元利を完済する。

擔保 本庫券の基金は、天津海關の二分五厘附加稅全部を以て擔保するのであつたが、十八年二月自定稅率實施後は當然關稅餘款を以て擔保することに變更。

發行期及實收額 民國十七年七月一日發行、額面發行、手取九八、利子三ヶ月分前拂。

國民政府は右庫券條例公布と同時に、京津銀行界から庫券發行後償還することを條件として、三百萬元を前借した。

本庫券は京津及直隸省内で募集するもので、北平、天津及各縣等に對する配當額に就き異論あり、天津の如きは



三百萬元の負擔は到底困難にして屢々減額方を要求する所あり、各地共勸募委員會を設けて極力勸告したが、短期公債同様賣行面白からず、當局の苦心一方ならぬものがあつた。

三、民國十七年金融短期公債

本公債は資本金二千萬元の中央銀行組織と同時に、金融事業建設の目的で發行されたもので、其の條件は次の如くである。

發行額 三〇、〇〇〇、〇〇〇元

利率 年八分

償還法 利子は三月末、九月末の二回拂返し、元金は次の如く毎年三月、九月の二回償還し、民國二十四年九月末を以て完済する。

第一年乃至第三年 年額百分の七（毎回百分の三・五）

第四年乃至第六年 年額百分の二十（毎回百分の十）

第七年 年額百分の十九（第一次百分の十、第二次百分の九）

發行期 民國十七年十月

四、民國十七年金融長期公債

民國十六年四月、武漢に於て發令した現金集中條例に禍せられて兌換停止中の、漢口中央及中國交通三銀行紙幣

四千八百餘萬元を整理の爲め發行するもので、十七年十一月初旬之が發行説傳はるや、武漢商民は猛烈なる反對運動を行ひたるも、遂に目的を果さずして、其の發行を見たものである。

發行額 四五、〇〇〇、〇〇〇元

利率 年二分五厘 毎年三月、九月の二回拂

償還法 第一年乃至第五年は利息のみ、第六年より第二十五年迄年二回（三月、九月）抽籤拂、毎回百十二萬五千元、年額二百二十五萬元、民國四十二年九月末完済。

擔保 舊關稅餘款

發行期 民國十七年十月

其他 額面發行、無記名式、額面は十元、百元、千元、萬元の四種。

五、民國十八年賑災公債

連年兵匪の災害に加へ、民國十七年の旱蟲害は遂に河北、山東、山西、河南、陝西、甘肅、綏遠、察哈爾、湖北の九省に互る大饑饉となり、要救濟饑民千數百萬人を稱せられ、華洋義賑會其他各種の慈善團體に於ても、之が救済に狂奔して居るが、國民政府に於ては賑災委員會なるものを設けて、之に當らしめて居る。賑災公債は此の饑饉救助の爲め發行せられたものである。

發行額 一〇、〇〇〇、〇〇〇元



利率 年八分 毎年六月、十二月の二回拂。

償還法 毎年六月、十二月の二回に分ち、抽籤償還、民國二十七年十二月完済。

擔保 關稅增加收入

發行期 民國十八年一月乃至三月間

其他 額面萬元、千元、百元、十元の四種、發行期間内に購買するものに對しては實收九八。

六、民國十八年裁兵公債

民國十八年一月早々開かれた編遣會議に於て議定された裁兵計畫實施の爲め發行されたものである。

發行額 五〇、〇〇〇、〇〇〇元

利率 年八分 毎年一月、七月の二回拂

償還法 民國十八年七月から十年に分ちて償還、毎年一月、七月の二回抽籤、各回二十分の一即ち二百五十萬元

拂、民國二十八年一月完済。

擔保 關稅增加收入

發行期 民國十八年二月一日

其他 額面萬元、千元、百元、十元、五元の五種、無記名式、九八發行。

七、疏濬河北省海河工程短期公債

國民政府最初の事業公債である。海河は天津から太沽河口に至る間の白河の謂であるが、最近二三年來泥塞の爲め、從來三千噸近い汽船が天津迄自由に遡行出來たものが、其の後は一千噸内外のものが辛ふじて遡行し得るのみとなり、大部分の汽船は河口に近い塘沽止りとなつた爲め、支那貿易界に重要な位地を占めて居る港であつた。けに、其の浚渫事業は重大な問題となつた。

そこで特設されたのが海河委員會である。該會に於ては民國十七年末に、四百萬元の短期公債發行の具體計畫を立て、中央政府に申請したのであつたが、第一問題が局地的のものであるのミ、海河委員會ミ中央建設委員會ミ間の感情問題等も加は、つた如く、荏苒數ヶ月を空費し、同十六日遂に其の公布を見るに至つた。

發行額 四、〇〇〇、〇〇〇元

利率 月八分

償還法 天津海關稅中の從價五分稅に對し百分の八を附加して償還用とする。

發行額 民國十八年四月二十一日

八、續發捲煙稅國庫券

民國十六年初春、蔣、馮、閻の合作成り、積極的北伐斷行に際し、軍費の補給策として發行された捲煙庫券一千六百萬元に對し、第二回目の捲煙庫券である。本庫券は中央政府の豫算不足を補足する爲めに發行せられたるもので、十八年三月末に計畫されたものである。條件の概要次の如し。



發行額 二、四〇〇、〇〇〇元

利率 月八厘

償還法 民國十八年四月以後三十四ヶ月を以て完済。

擔保 第一次發行捲煙庫券本息仕拂殘の捲煙統稅餘款全部。

以上の如く、北伐完成後の一ヶ年間に於て募集された公債庫券は、合計八口二億一千二百萬元であるが、更に遼つて國民政府が南京遷都直後、二五附稅庫券三千萬圓を募集以來のものを加算するときは、發行の目的を達せなかつた善後公債六千萬圓及流通券の一千二百萬元を除き、公債庫券を稱するもの十三口金額實に三億一千三百萬元である。

尤も滿二ヶ年間の中央政府として、單に金額のみから見れば決して驚くには當らぬが、關稅の過渡的自主成功以來、財政統一に未成功の中央政府が、未來の經常收入を擔保する亂借は、新政府の財政を益々困難ならしむるので、積極的建設等は現況に於ては夢想だもせられぬ所である。

#### 第二款 全國經濟財政兩會議の概況

##### 一、開會の主旨と其の目的

民國十五年六月北伐開始以來、途中幾多の蹉跌はあつたが、兎に角驚くべき速力を以て、滿二年にして其の目的を達成した國民黨は、革命の第一期工作たる軍政時期から訓政時期の建設へ進むことになり、内外の視聽は期せ

ずして國民政府の上に注がれたのであつたが、果然國民政府財政部は、六月十四日附を以て、大要次の如き宣言書を、十ヶ條から成る經濟會議條例を發表して、六月二十日から上海に全國經濟會議を開くこととなつた。

#### ▲經濟會議宣言書

軍興以來人民は居に安んじ業に楽しむ能はず、生計日に窮し、剩へ軍閥は其の暴力を逞うし、巧取豪奪我民を苦しめ、遂に財用缺乏盜賊蓬起し、國家經濟と社會經濟とに論なく皆な枯渴してしまつた。國民政府が奮つて義師を起した所以のものは、國民の幸福を計り、水火を出で、枉席に登らしめんとするものに外ならない。然れども用兵には破壊の伴ふ事を免れない。従つて破壊の後には速に建設に盡力すべきである。願ふに建設は經濟上の基礎を確立する事を以て先とすべきで、然らざれば空談で何等の裨益がない。實に庶政の更新は財務を以て先決問題とする。本部は財政を主管し、職責の關する所奮勉以て時艱を濟ひ、慎眞以て民痛を恤せざるを得ない。施設其當を得、商權其詳を厭はなければ、必ず事半ばにして功の倍を得られる。金融に就きて言はんか(一)幣制を如何に改良すべきや(二)紙幣を如何に整理すべきや(三)銀行制度特種營業辦法及其他此れに類する事項を如何にすれば最善なるかは精細の研究がなければならぬ。國債に關しては(一)舊債の元利は如何にして償還し新債の發行は如何にして募集すべきか(二)擔保基金を如何にすべきか等、詳密の計畫を要し、稅務に對しては(一)裁厘課稅の順序を如何にすべきか(二)雜稅減免の適當なる方法等研究すべきこと多く、貿易に關しては(一)農工實業は如何に提唱すべきか(二)外國貿易の發展法如何(三)勞資爭議の仲裁(四)貨物運輸の疎通等適當なる研究を要するも



の多く、その他(一)災域戦區の賑濟(二)軍隊の整理(三)屯墾(四)人材教育等何れも莫大の經費を要する。如何にすれば冗費を節して實際に適するかは、正確の討論研究を俟たねばならぬ。此等は皆財政上の根本問題で、國家度支の盈虚、人民經濟の良否は皆懸つて是にある。今や北伐成るを告げ、中原既に定まつたので、民を更始し良謀あるべきである。孫總理の定められた政綱に依れば、國の主權は民にあり、政府は只奉行の公僕に過ぎぬ。但現在尙國民會議は成立を見るに至らぬが、財政は關する所が至大であるから、本部は財政公開の意に本づき、軍政各機關主要人員を召集して、財政會議を開かんとするのであるが、豫め中國實業界金融界の聲望卓越なる人よ、各商會の領袖及經濟學識専門の諸彦を聘請して一堂に會し、討論研究を行ひ以て實施の方針をなし、裕國利民に資せんとするものである。

又全國經濟會議條例第一條にも

財政部は全國財政會議の準備に訓政實行期の財政方法に關し、特に其の政策及施行方針を確定せんが爲め、先づ上海に經濟會議を招集し、衆意に諮詢して公開討論す。

こあるが如く、本經濟會議の召集は、七月一日から開く豫定の全國財政會議の準備的會合であつて、先づ本會議に於て各種の主要問題を上程討論し、民意のある所を充分了得の上、軍政及行政機關のみで開く財政會議の參考となるべき方針を定めんとするにあつたのである。

## 二、全國經濟會議

本會議は六月二十日から上海中央銀行樓上に於て開會されたのであるが、出席者は政府側からは財政部長宋子文同次長張壽鏞兩氏を始め各主要部員、民間側からは各實業機關首腦者、代表的實業家等總計六十一名であつた。

主席は宋財政部長、副主席は張次長、初日は午後三時開會、先づ主席の開會の辭、委員代表の答辭等あり、次で本會議事規約を上程議決し、その他提案方法の討論及財政部金融管理局の各種法規草案の提議があつたのみで散會し、二十一日から分科會議に入り各種案の審査を遂げ、二十七日から大會を再開することになつた。初日に於て金融管理局の提出した法規草案は次の八種である。

國幣條例草案	國幣條例施行細則草案
紙幣取締條例草案	造幣廠條例草案
金庫條例草案	有獎儲蓄取締條例草案
票據法草案	保險條例草案

二十一日以來各分科は、單獨或は聯席にて各種提案の審査研究を爲し、二十六日に至つて各科共大體之を終り、二十七日から三十日迄の四日間に本會議を完了したのである。

提案は前記金融管理局の法規草案の外、各科から提出したものが六十六案であつて、概ね財政經濟上の重要問題を網羅して居る。其の内主要なるものを例示する。

裁兵安置辦法案

裁兵屯墾案



全國土地整理案	幹路完成案
公債整理案	金融整理案
稅務整理案	關稅自主實行案
鹽務整理案	新金融制度案
全國度量衡統一案	阿片禁止案
苛捐雜稅廢除案	國家稅地方稅劃分案

等であるが、此等主要問題の總ては、引續き開かれた財政會議に於て、更に一步を進めて研究討議されたのである。茲には各案の内容は之を略する。

本會議の開會に當り、會の名を以て發した『速に全國財政の統一を請ふ電』と『裁兵請求の通電』は實に本會議の眼目を爲すものであるが、後者は後章裁兵問題の題に譲り、前者の要領を掲げるに次の如くである。

▲速に全國財政の統一を請の電

南京國民政府軍事委員會、各政治分會、北平蔣總司令、閻總司令、馮總司令、李總司令、上海揚總司令、廣州李參謀長、各總指揮、各軍々長、各師々長、各旅々長、各團長勳鑒、各公團、各省政府、各省財政長、各縣々長、各報館均鑒、本會議は裁兵及招募補充の停止を議決し、均しく電達して置いたが、從來軍閥は兵を擁して割據し、一般官僚は其の走狗となり、民財を擄つて軍費に供し、遂に兵禍連續し、十七年來民を究むれば、皆財政の統一を破

壞し、稅地に於て調査し、各省自ら政を爲すが爲めである。之は單に軍閥武力の壓迫のみでなく、屬僚中に紂を助けて虐を爲し、苛斂誅求媚を捧げて位置を固めんとするものがある爲めで、應に其の責を分つべきである。故に國民革命軍は國民の同意を得て、軍閥の討伐を聲明し、勢破竹の如く今や努力北伐統一を完成した。凡百の建設は皆經濟の統一に恃り、庶政の首は財政にある。惟ふに經濟問題の解決を求めんを欲すれば、財務行政の統一及全國豫算の實行を必要とする。而して財政の統一豫算の實行は、尤も裁兵と密接なる關係を有する。若し各省にして依然稅收を截留して軍費に充當し、私かに兵額を擴張せんか、裁兵は木に依りて魚を求むるに同じく事實に益がない。故に財政の統一、豫算の履行は、本會に於て再三討論したもので、併せ重んずべきものである。幸に財政會議の開會が近きにある。我財政當局は皆一時の賢達であり、各省長官は革命の先進である。必ず夙に此點を承知せらるべし。現に本會議全體の議決に依り、財政の統一と全國豫算の實行は、當面の急務にして一刻も緩すべからず認め特に通面す。布くは諸公は良心の作用に本つき共同奮闘し、財政を即日統一せしめ、收支凡て豫算に從はゞ、全國の民生を利するに極めて深いであらう。

三、全國財政會議

(一) 會議の組織

全國財政會議に引續き、七月一日から十日間財政部内にて開催し決定、政府から各政治分會、各省政策、各集團軍、各收稅機關等に代表の派遣方を命ずるに共に、實業、金融界、財政經濟學界の専門家を選聘して會議に參



加せしめ、財政部長を以て主席、同次長を以て副主席として開會した。而して會員出席申出の省區は東三省、甘肅、新疆等を除きた支那本部全域に亙り、之に中央各機關専門學者等を合し、總數百六十六名に達し、内初日の出席者百二十七名で、最後迄出席せざりし者は僅かに九名のみで、北伐一段落直後の本會議の人氣を窺ふに足るものがある。

### (二) 會議の經過

▲第一日(七月一日)發會式正午財政部大禮堂にて舉行

全員起立して國旗及孫總理の遺像に敬禮の後、主席の總理遺囑朗讀あり、嗣で主席開會の辭を述べ、中央黨部代表國民政府代表、軍事委員會代表等交々訓辭或は演說辭を述べ、終りて開會紀念攝影の後散會。

右の内主席宋子文の開會の辭は、本會議の主旨を述べたもので、參考なるから、次に譯載する。

#### 主席開會の辭

本日開く財政會議は、北平克復の後訓政開始の時に當り、各方面で裁兵の實行財政の統一に對し、絶好の時機を視て非常に注意し、各集團總司令も亦約せずして同じく裁兵を主張して居る。即ち這次上海に於ける全國經濟會議に於ても、唯一の要求は裁兵と財政の統一の兩項にあつたのである。然るに民國成立以來財政に具體的計畫が無かつた爲め、此儘に推移せんか、手の付けられぬ絶境に陥るであらう。財政の處置が出来ない以上は、凡ての行政は到底處理し得るものでない。目前最も重要な問題は建設であるが、建設を要求するには財政問題が根本的重大關係

にある。従つて注意すべき事項は次の二點にある。

- 1、財政の統一 中央國家税の收入と、財務行政の人事を完全に統一を要する。
- 2、經費配當の平均 凡そ國家財政制度は豫め計畫があつて、然る後軌道に沿ふて進んでこそ、始めて能く財政統一の効を收め得る。財政統一の後には、裁兵なり行政經費の平均に配當され得て、軍隊が所在に財政を把持する弊害が生じない。

以上の兩件は財政會議に於て十分注意し、詳細研究して適當なる辦法を案出せねばならぬ。本主席は、第一項の爲めには、全國の收入を確定し、各省財政機關よりは精密確實の報告あり、全國人民をして畢竟幾何の收入があるかを、知らしめるを要するものと思考する。又第二項の爲めには、國民政府は軍費の支出額を確定するを要する。種々の事に端緒が出来て、收入支出に一定する所があれば、政府は始めて切實に軌道に循つて處理するこゝを得、吾等黨團建設の前途に始めて大なる希望がある。故に稅收の整理、財政の統一、此の三件は黨國の興衰民衆の幸福と莫大なる關係があるので、是非共達成してこそ國家民衆の希望に辜負せぬものと言へる。各位同志は或は經濟に長じ或は學識に富み、或は宏く經驗を有し或は商界に聲望高く、皆黨國の俊彦であるから、定めし能く其の經濟學識、熱誠なる毅力に本づいて、精密なる討論研究を爲して方案を決定し、以て實施の目的を達せらるゝであらう。此れ這次全國財政會議召集の主旨であつて、本主席の朝夕盼禱する所である。

▲第二日(七月二日)第一次大會 財政上の根本問題たる左記十二要案上程



- 1、財政統一案（財政部提出）
  - 2、財政整理大綱案（賦稅司）
  - 3、全國鹽稅收入統一案（鹽務署）
  - 4、各省鹽務機關徵收人員任免權統一案（同）
  - 5、海關事務人事行政及稅務收入統一案（關務署）
  - 6、稅收統一申請案（煤油特稅署）
  - 7、全國に互る卷煙草統稅施行案（捲煙稅署）
  - 8、財政統一の前提として國家地方稅及國家費地方費の劃分案（經濟會議）
  - 9、陸海軍の經費を確定して國費より支給し、地方稅收の使用嚴禁案（山東政府陳雪南）
  - 10、軍費政費を統一し中央より分配審計案（山東魏宗吾）
  - 11、軍費は中央より總額を算定して毎月支給し截留を許さざる案（山東印花稅局）
  - 12、各集團軍代表に軍費實數の報告を求むる案（財政部）
- 討議の結果、第一乃至第十一案は分科會の審査に付するに議決し、第十二に對しては次の如く報告があつた。
- 第一集團軍（蔣介石軍） 代表劉紀文病氣缺席。
- 第二集團軍（馮玉祥軍） 代表熊斌から各種表冊未着に付、改めて書面にて報告の旨申出。

第三集團軍（山西軍） 代表李鴻文より準備なき爲め詳細に報告し能はぬも、本集團軍は山西省及省外に於て、昨年六月から毎月經常軍費約三百八十餘萬元を要し、京津衛戍の軍隊合計十二ヶ師團の爲め毎月更に經常費百五十萬元を増し、更に舊來の省外軍隊の經常費毎月百餘萬元、總計月額六百數十萬元の多額に達し、經濟が頗る困難であるが、何れ詳細は書面報告をする旨報告。

第四集團軍（李宗仁軍） 代表雷書田から李軍は現在合計十五軍で、毎月九百七十餘萬元を要する計算であるが収入は月額四百萬元に過ぎない。半額支出しても五百萬元を要するのであるが、幸に兩湖及兩廣方面の補助がある爲め、辛うじて支持して居る旨報告。海軍代表羅序和から廈門、芝罘等の海軍を除き、毎月經常臨時合計七十九萬一千元を要する旨報告。

次に分科會は次の如く定めた。

- 1、財政部行政 主任賈士毅常務委員及委員三十二名。
- 2、國用組 主任李覺常務委員及委員三十二名。
- 3、稅務組 主任李承翼常務委員及委員二十八名。
- 4、公債組 主任陳其采常務委員及委員二十名。
- 5、金融組 主任白志鵬常務委員及委員十八名。

▲第三日（七月三日）午前審查會午後第二次大會



午前中財務行政組、國用組、稅務組の聯席審查會議及公債組、國用組、稅務組、金融組等の各單獨の審查會を開き、第一次大會の提案を審議した。第二次大會は午後二時開會新提案八十八種各提案人から一通りの説明をしたる後、分類して各分科會の審査に附した。本日更に八種の臨時提案があつたが、同じく審査會に附して散會。

▲第四第五第六日審査會

▲第七日午前審查會、午後第三次大會（審査報告討議新提案なし）

▲第八日孫總理陵參拜

▲第九日午前審查會午後第四次大會（審査報告討議）

▲第十日午前審查會午後第五次大會（審査報告討議閉會式）

(三) 主要議案の概要

本會議に於ける提案總數は、百數十の多きに達するが、其内主要なるものを例舉するに、概ね次の如くである。

(提 案) (會議の結果)

財政統一案 通過

財政整理大綱案 同

國家地方收支の劃分及地方財政監督案 同

内外債整理案 同

各省内外債整理案 同

交通事業内外債整理案 同

整理全國土地計劃案 財政部ニ内政、農墾部ニ協議して處理するに可。

豫算制度確立豫算委員會設立案 原則通過政府に上申するに可。

全國軍備を分期減縮して財力を紓ぶる案 通過

裁兵安置辦法案 同

(裁兵關係案は此外四案あり)

全國鹽稅收入統一案 同

鹽務を整頓して稅源を維持する案 同

(鹽務關係案は此外八案あり)

所得稅及遺產稅實施計畫案 將來實施に際し各委員會を設けて審議するに可。

煙酒稅整頓大綱案 同

印花稅整頓辦法案 同

國內通過稅裁撤特種消費稅新設案 同

關稅自主籌備案 同



地方銀行案	同
農工銀行案	同
國幣條例及施行細則草案	將來實施に當り可然審議する。
兩を廢し元を用ゆる案	同
財政部裁釐委員會組織大綱	修正通過
陸海軍經費を確定して國家より支給すること、し	通過
地方税の使用を嚴禁する案	通過
軍費政費を統一し中央より分配審計する案	同
軍費は中央より總數を確定して毎月支給すること、し、截留提取を禁ずる案	同
全國度量衡制度の劃一を政府に申請する案	同
徵稅稽查制度と金庫制度の實行案	同
中央にて毎年一回全國財政會議召集方建議案	同
國稅監督署設立案	政府に具申する。
阿片禁止實行案	保留

保護貿易を實行して民生を裕にする案

工商、交通各部に移牒して處理する。

路政整理の應急及根本案

同

國外貿易を振興して利權を挽回する案

同

會議通過の諸案中、空想に近いものも少なくないやうであるが、要するに將來施政の理想を示したものであつて、國民政府が續く限り、漸次其の實現を見るに至るであらう。會議後十ヶ月の今日迄に實施を發表されたものには、裁兵計畫あり、國家地方收支の劃分あり、地方財政監督法あり、豫算委員會も設けられ、殊に過渡的關稅自主の實現は國民政府として唯一最大の獲物であり、着々理想の實現に向つて歩を進めつゝあるも、内部政狀の不安定な爲め、兎角事志と違ひ、決議案の大部分は今尙其儘に放置され、裁兵計畫、國地收支劃分の如きも一向に徹底しない状態である。

第三款 財政部十七年度施政大綱

財政部は同部の民國十七年度に於ける施政大綱をも財政會議に提出通過を見たのであるが、豫期された如く、十八年六月を以て終る十七年度の大部分を經過した今日、實施を見たものは極めて寥々たるものであるけれども、本大綱は國民政府が最近期間に於ける施政の方針を窺知するには充分である。即ち次の如くである。

甲、財政政策



一、國家地方收支の劃分

- イ、財政部の各地收支標準を修正すべき案に就きては、國民政府に呈請して頒布施行する。
- ロ、中央及各省は、前項國地收支標準を遵守すべき件に就きては、詳細に劃分すること。
- ハ、中央及各省共同時に國地收支を整理し、且毎三ヶ月毎に國民政府に報告すること。

二、財務行政統一

- イ、凡そ國稅の範圍内に關する一切の辦法及人事行政は、總て財政部の章則に依り、或は財政部に申請認可の上處理すること。

ロ、中央稅款は總て金庫に送付するを要し、各地方には隨意に流用することを禁ずる。

ハ、軍費政費は均しく豫算を編成し、中央に申請認可の上に非ざれば支出することを得ぬ。

ニ、收入、支出、預金、貸出、稽核の四職權は必ず嚴格に分立し、切實に實行するを要する。

三、稅則を更新し舊稅新稅の二種に分ける。

舊稅整理に屬するもの

イ、關稅

- 1、自主以前に於て速に國定稅率を制定し、國民政府に呈請して、査定頒布すべきこと。
- 2、自主以前に於て外債を輸入するときは、輸入稅の外、若し國內に於ける課稅品と同一物品なるときは、同

じく消費稅を賦課する。

- 3、自主實施後は一物一稅の制に照し、一稅の後は再び徵收せざるか、或は上記第二項の辦法に照し、時期の到來を俟ちて更に酌定する。

ロ、鹽稅 劃一稅率を以て場産を整理するを要素とする。

ハ、田賦 田賦は已に地方に移讓したが、其の整理劃一方法は三種に分ける。

- 1、田賦登記の舉行に着手すること。
- 2、丈量を實行して全國の地價を定め、劃一地稅を固定し、全國土地整理計畫を完成すること。
- 3、其の他宅地稅も亦次第に推行すべきである。

ニ、釐金裁撤 財政部で裁釐委員會を設立して本年末を限り全部廢止し、總ての課稅各地設局の積弊を絶対に滌除すること。

新稅の推行に屬するもの

- イ、特種消費稅 病國病民の釐金は必ず廢せねばならぬが、其の研究方法としては改めて特種消費稅を設定すべきである。民生日用必需品(米、麥、土布等)は必ず一律に免除すべきである。
- ロ、所得稅 累進稅率を採用し、以て富者の義務を重くし、貧者の負擔を軽くするを以て主とする。
- ハ、遺產稅 本稅も貧富調節政策の一である。但創設當時は稅率は輕減し、以て人民の實行を容易にするを期



する。

ニ、營業稅 營業稅は從來各省地方稅であつたが、本新稅制も省政府に於て舉辦し、從前の牙稅、當稅等は凡て營業稅内に入れて整理すること。

四、國債整理

- イ、内外債 凡そ確實擔保品のあるものは、原案を維持して繼續履行すること。
- ロ、内外債整理 確實擔保品なきものを整理の爲め、整理委員會を設けて夫々審査整理すること。

五、軍費の決定

イ、目下の如く全國財政が未だ整理の緒に就かぬ以前に於ては、兵額及軍費は全國經濟會議の原提案に規定せる所に照し、保存軍隊額を五十師とし、每一師一萬人、豫算毎師毎月經常臨時費二十萬元、合計毎年一億二千萬元、其の他海、空軍兵工廠及軍事機關、軍事教育兵、工原料製造廠等の添設費等を合して、毎月六百萬元に假定し、此分の年額を七千二百萬元とする。

ロ、軍事委員會から遂次豫算を作製し、遂次縮減して豫定の五十師の軍費額に達することを期すること。

六、豫算決算の勵行

- イ、第一步として、各省の現在實際收入し得る國稅の範圍内に於て、軍費政費を配當すること。
- ロ、第二步としては、各省から國家稅の分類額、國家支出の分類額を財政部に報告すること。

ハ、第三步として、財政部にては各省の報告に基き、全國豫算書を編訂すること。

ニ、第四步として、中央及各省は國家稅、國家費に關し、決算を編造して審核に資すること。

乙、經濟政策

一、幣制方針の確定

- イ、兩を改め元を爲すことの實行。
- ロ、金爲替本位辦法の施行。

二、銀行制度の確定

- イ、國家銀行を組織し、國庫に代りて紙幣を發行し、金融を整理するを唯一の任務とする。
- ロ、滙業銀行を籌備し、國內外爲替取組金融運轉の樞紐を爲す。
- ハ、農工銀行を籌備して、農工事業を發展させる。

三、陸海軍の交通の擴充

- イ、鐵路の整理
- ロ、航業の推廣
- ハ、郵電の改良

以上の三項は交通部に於て適切に施行し、以て全國の通商事業を便利にし、經濟發展を謀るを要する。



#### 四、兵工建設の實行

イ、軍事平定せるを以て、裁兵に着手し、被裁兵を以て水利、道路、屯墾等の建設事業に従事すること。  
ロ、前項の建設費は、財政部から原來支給の軍費額内に於て、詳細に審定すること。

#### 五、貿易の保護

イ、保護貿易制度を實行し、且出產品獎勵辦法を定むること。  
ロ、貿易合作法を頒定して對外貿易を統一し、輸出入を集中して各業各自合作部（組合）を組織し、其資本も亦各業から一定率を分擔すること。

ハ、政府から通商港に局を設けて、監督指揮管理に任じ、且つ各國に商務官を設けて保護に當らしめること。

#### 六、生産の發展

イ、鐵礦國有政策を實行して、以て多くの鋼鐵工廠設立に便すること。  
ロ、石油礦及各特種礦は、第一歩としては國有に歸するを原則とし、第二歩としては社會公有を原則とし、民營各礦にして成績著しきものに對しては、政府から努めて保護を與へて提唱に資すること。  
ハ、鑛業機械の製造及各種金屬冶鑛工廠の設立を獎勵すること。  
ニ、漁業政策を提唱實行して以て全國水産の利を發展し、若し沿海に重大なる漁業がありて、人民の力量及ばざるときは、國有營業辦法を採用して處理すること。

ホ、森林政策を提唱實行し、以て同國材木の用を發展せしめ、若し重要な森林ありて人民の力量及ばざるものあるときは、國有營業辦法を採用して處理すること。

ヘ、全國勸行の牧畜事業を督促すること。

ト、全國の農田水利を振興すること。

#### 第四款 民國十七年度歳入假豫算

民國十七年度の豫算編成に關し、財政部は全國財政會議に於て之が資料提出方を各省代表に要求したのであつたが、是も亦豫期された如く不成立に終つたやうである。

財政會議に於ては、正式の豫算が成立の以前に於て、概略の豫算を立てる必要に迫られ、民國十四年の北京政府當時に於ける財政整理會の編纂した十四年度國家收入豫算に根據して、假豫算を編成したのであつた。然るに民國十四年度豫算の歳入總額は四億六千一百餘萬元であつたが、其の内八千七百餘萬元に上る田賦は地方に委譲し、正雜各捐計三千三百餘萬元も一部分を地方に委譲し、一部分を釐金に併入した爲め、總額中から右三種の合計一億二千餘萬元を減ずる必要があるが、十七年度に於ては舊稅中、鹽稅中の鹽斤加價と、各地附加稅約二割の増加一千九百萬元の増加があり、印花稅に於て約一千萬元、卷煙草稅二千三百萬元の増加あり、又關稅二分五厘附加（當時は自定稅率實施を豫期せざりしものなり）六千萬元、煤油特稅、麥粉特稅及郵便小包稅等約二千九百萬元を増す爲め此等七種合計增收約一億四千萬元を増加する爲め、總計に於て差引約一千餘萬元増加の見積であつた。



最近支那財政概説

次に北京財政整理會議に於て編成した十四年度歳入豫算ミ、財政會議の十七年度歳入假豫算ミを比較するに左の如くである。

科目別	十四年度	十七年度	備考
第一項 田賦	八七、五一五、七一九元	一八〇、三七〇、〇〇〇元	新に地方委譲
第二項 鹽	一二〇、三六五、七二〇	二五附税の爲め六千萬元増加	
第三項 鹽	九八、八五九、四〇三	一八、六三〇、〇〇〇	鹽斤加價及各地附加税約二割増
第四項 釐金	四五、八七二、〇九三	四五、六七〇、〇〇〇	釐金免除の各種特税を新設せるも雜税の編入あり舊税にも多少の増加あるを以て舊額に依る
第五項 正雜各税	二八、九四二、五四九	同	一部釐金に一部地方委譲
第六項 正雜各捐	四、七六六、七一八	同	同
第七項 官業收入及雜收入	七、六七八、九二四	七、六七〇、〇〇〇	
第八項 印花稅	五、八六四、四〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	
第九項 煙酒稅	三六、六〇二、四三二	三六、〇〇〇、〇〇〇	
第十項 捲煙統捐	四、一三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	
第十一項 中央各機關收入	二、八〇三、〇〇一	二、八〇〇、〇〇〇	
第十二項 煤油特稅	同	二二、〇〇〇、〇〇〇	新設
第十三項 麥粉特稅	同	四、〇〇〇、〇〇〇	同

第十四項 郵包稅	同	三、〇〇〇、〇〇〇	
第十五項 紙箔稅	同	一、〇〇〇、〇〇〇	
以上 經常部合計	四四三、二〇二、九二九	四六六、一四〇、〇〇〇	蘇、浙、皖、贛、鄂等の省は施行中なり本豫算は全國施行後のもの
第一項 官產	一四、四三九、三四三	七、二〇〇、〇〇〇	逐次賣却せる爲め收入減少十四年の半額を見積る
第二項 雜收入	四、〇〇一、四六八	四、〇〇〇、〇〇〇	
以上 臨時部合計	一八、四四〇、八一	一一、二〇〇、〇〇〇	
經常臨時總計	四六一、六四三、七四〇	四七七、三四〇、〇〇〇	



## 第十章 各省財政

### 第一節 各省財政通説

前清時代に於ける各省財政最高機關たる布政使が、民國となるや、財政部直轄の財政廳となり、解款制度を應じて國家地方兩税を劃分し、國稅廳を設けて國稅の徵收を企てたるも、中央權力微弱な結果は全然失敗に終り、民國三年、復も前清の解款制度を恢復し、別に中央專款を設くるに同時に、中央直屬の徵稅機關を漸次増加し、以て中央收入の確保を圖つたが、解款は愚か、中央專款及中央直屬機關の收入さへも、漸次地方軍閥の爲め截留せられ、民國十三年頃となるや、中央政府は殆んど無收入となりし事情は既説の通りである。又最近國民黨に依り統一さるるや、國民政府は委員制度に成る各省政府の一機關たる財政廳を設け、一面國家地方兩税を劃分して、國稅は特設徵稅機關に依り徵收するもの以外、將來國稅廳を設けて管理せしめんとし、國稅廳實現までの過渡辦法として、各省財政廳管理國稅規程なるものを設けて、財政廳に管理せしむることになつて居る事情も、既に述べた所であるから再説せぬ。

民國初年國稅廳の創設に失敗し、解款制度復活の結果は、各省財政は略ぼ獨立の形態となり、内亂の續くと共に專款其他中央直接收入が完全に截留せられるに至つては、外人管理の鹽關税を除き、省財政は全然獨立するに至つたのである。従つて省財政中、省國家財政、省地方財政の區別はあつても夫は具文に過ぎず、法令乃至は慣習に依り形式的に分類されたものに外ならない。又支那の財政は單に一省毎に獨立するのみならず、各省内に於ても二勢力以上が割據する場合に於ては、各其の範圍毎に獨立し全く統制を失なつたことが度々であつた。

各省の一々について考察するときは、本來財政に餘裕のあるものあり、常に不足に悩むものあり、又革命以來各處部分的の動亂に依り、著しく財政上の打撃を受け、極めて悲境に陥つた省區も決して少なくないが、支那全國に互り達觀するときは、各省財政に一大轉機のある事が明瞭に分る。夫は本書の劈頭に述べた財政上の第四轉機たる民國十三年以後である。其の以前に於ては、動亂の地域と時間に限りがあり、而も常に動亂の一面たる政府側に於ては、軍費の不足を内外借款に仰ぎ、直接人民を苛める程度は決して極端ではなかつた。然るに民國十三年、第二奉直戰から引續く全國的動亂の數年間は、信用失墜し、外債のみならず、内債すら殆んど其の途が絶えたため、無限に増加した軍費は、全部民間から搾取されたもので、此間に於ける各省財政の紊亂、人民の病手は殆んど筆紙に盡し難いものがある。此等事情の概況は卷首に述べた所であり、各省に於ける實情は以下節を分つて述べるであらう。

### 第二節 江蘇省財政

#### 第一款 財政概況

江蘇省は由來財政の富裕を以て知られ、民國初年にあつては收支相償へるのみならず、更に餘裕さへ生じ、中央



へ送金しつゝあつたが、近年に至り時勢の影響を受け、軍政各費が日に膨脹し、加ふるに民國十三年の江浙戦争及齊燮元の變動等に遭遇して缺損鉅額に上り、民國十四年秋には對奉復仇戦役開かれ、此の當時より本省の財政は遂に破産の境地に陥つたのである。

本省財政は民國九年以前は、省庫の不足四百三十餘萬元に過ぎなかつたが、民國十年の水災に因り稅收を減免した爲め、收支更に不適合を來し、民國十一年七月末計算で一千餘萬元の缺損となり、省財政を稍悲觀に導くに至つた。

當時の狀況に於ては、年額約三百萬元の不足を示して居つたが、民國十三年五月に至り、財政整理の目的で財政委員會を組織し財政會議を開き、財政の清算を行なつて見るに、純缺損額一千三百六十九萬餘元であることが分り十三年度豫算に整理を加へ、收支適合主義に則りて之が更改を行い、意外の變事が突發せぬ限り、三四ヶ年間には其の目的を達し得べき見込であつたが、不幸にして江浙戦争勃發して折角の整理案も水泡に歸し、民國十四年一月の調査に依るに、缺損實數二千八百六十六萬元の多きに達し、同年三月の調査では更に三千六十八萬餘元となり、既に致命的大缺損となるに、對奉戦争となつては更に負債を増加し、借款利息等を加算する時は實に四千萬元に上るべく、當時其額に於て、他省に類例を見ぬ状態となつたのである。

國民革命軍が、武漢に進出して、海關の二分五厘附加稅徵收を強施するや、本省に於ても孫傳芳は之に倣ひ、十六年一月二十日から實施するにこころなり、尋で三月に入るや、軍費捻出の爲め、孫傳芳と張宗昌の連名で、二五附

捐を擔保して金庫券一十萬元を發行した。本庫券は二五附損收入月額一百萬元を以て十ヶ月間に完済する計畫であつた。又一畝宛二角の臨時畝捐徵收も四月頃から開始した。完全に徵收すれば年額六百萬元に上る豫定であつた此外當時は直魯聯軍の行動に伴ふ山東軍用票も強制的に行使されたのであつたが、其の金額は明瞭でない。

民國十六年五月、本省が完全に國民軍治下に入るや、軍費は主として國民政府から各省の送金若くは公債政策に依つて支辨されるにこころなり、財政が稍統一を見るに至つたので、從來の如き無秩序な誅求は行はれなくなつたのであるが、十六年八月には五省愛國捐と稱して江蘇、安徽、浙江、福建、廣西の五省から家賃二ヶ月分に相當する房租を徵し、又地租は同時期に於て民國十七年度分全部を豫徵したのであつた。

最近の收支並に借款事情は次款にゆづるも、今參考の爲め、民國元年度以降、十二年に至る間の本省歲計を表示するに次の如くである。(各省區歷年財政實態に據る)

年 度 別	國 家 收 支		地 方 收 支	
	實 收 額	實 支 額	實 收 額	實 支 額
元 年	1,200,117	6,011,121	1	1
一 年	1,190,000	1,111,111	1	1
二 年	1,180,000	1,111,111	1	1
三 年	1,170,000	1,111,111	1	1
四 年	1,160,000	1,111,111	1	1
五 年	1,150,000	1,111,111	1	1



最近支那財政概説

年	六	七	八	九	十	十	十
備考							
一、國家實收額の段括弧内は實收額内に含む借款収入とす。							
二、地方實收額中九年以降は左の如く借款収入を含む。							
(九 年)	五三五、〇〇〇元	(十 年)	四一八、一一八元				
(十一年)	七八三、一二八元	(十二年)	一、六六〇、四八四元				
六 年	110,101,126 (110,101,126)	五,423,176	1,100,101,126	2,310,256	2,310,256		
七 年	110,101,126 (110,101,126)	2,253,123	3,051,126	2,807,326	2,807,326		
八 年	110,101,126 (110,101,126)	3,511,126	2,253,123	2,511,126	2,511,126		
九 年	110,101,126 (110,101,126)	3,788,126	3,161,126	3,161,126	3,161,126		
十 年	110,101,126 (110,101,126)	3,311,126	2,253,123	2,253,123	2,253,123		
十 一年	110,101,126 (110,101,126)	3,311,126	2,253,123	2,253,123	2,253,123		
十 二年	110,101,126 (110,101,126)	3,311,126	2,253,123	2,253,123	2,253,123		

本表の金額は省扱のものであるから、鹽關稅及び中央專款を含みぬ事は無論であり、又此等の省收入中、中央への送金即ち解款額は、既述の通りである。年々共に收支が非常に膨脹して居るが、此は自然増加の外、逐年増加する借款の新借入れ仕拂が次第に増加した爲めである。

第二款 最近の收支と負債狀況

本省の民國十五年度奉系軍閥治下の國家豫算は、歲入出共一六、四七九、二六八元、又十四年度の地方豫算は、歲入出共九五二、三〇五元であつて、兩者年度を異にするも其の合計は一千七百餘萬元であつたが、國民黨治下に入つた民國十六年五月二十七日以降一年間の收支實數は次の如くである。(銀行月刊 八卷八號)

江蘇省自民國十六年五月二十七日 至十七年五月末收支實數表

(一) 國家收支

一、收 入 額	九、二三八、五八三・四六四 <sup>元</sup>
貨 物 稅	七、一六〇、一四八・二三四
國稅經費返納額	一、五〇二・五五〇
省 稅 以 外 借 入	一、六〇五、九八七・四六〇
各銀行より借入	四七〇、九四五・三二〇
二、支 出 額	九、二三八、五八三・四六四
總司令部送付	二、一三〇、〇〇〇・〇〇〇
各軍へ供給	一、五三三、四九五・三一五
同 右	六二三、八五〇・〇〇〇



最近支那財政概說

財政部直送  
 國民政府經費支出  
 中央軍費稿黨費支出  
 教育行政委員會經費支出  
 外交費支出  
 國稅徵收費

四、二三一、九七〇·六三九  
 二七、〇〇〇·〇〇〇  
 五〇、〇〇〇·〇〇〇  
 七、八一二·〇〇〇  
 五三、八三三·二三〇  
 五八〇、六二三·二八〇

(三) 地方收入

一、歲入總額

1、歲入經常部

田賦  
 地丁  
 蘆糧  
 蘆課  
 忙漕、蘆課加價  
 雜稅

九、二五八、九三六·五三五  
 八、一七二、〇八〇·七二五  
 七、五三五、三〇一·六〇三  
 二、二一三、八九〇·〇八〇  
 四、九九〇、八三七·五四四  
 四七、三四〇·四三四  
 二八三、二三三·五四五  
 六二〇、四九〇·六九六

田房契稅  
 契紙價  
 當稅  
 省有基金利息  
 入存典利息

五九二、五七一·九三〇  
 二七、七六八·七六六  
 一五〇·〇〇〇  
 一六、二八八·四二六  
 一六、二八八·四二六

只、歲入臨時門

田賦  
 滯納罪金  
 地方公債基金  
 江蘇省鹽斤加價  
 貨物稅附加二割賑損  
 二、割賑損  
 北江治運經費  
 治運費  
 雜收入

一、〇八六、八五五·八一〇  
 一八六、五七四·〇〇〇  
 一八六、五七四·〇〇〇  
 六四二、〇〇〇·〇〇〇  
 六四二、〇〇〇·〇〇〇  
 一〇八、一六三·三四〇  
 一〇八、一六三·三四〇  
 一〇八、一六三·三四〇  
 八、八一三·五五〇  
 八、八一三·五五〇  
 一四一、三〇四·九二〇



最近支那財政概説

各項雜收入

二、歲出總額

1、歲出經常部

地方黨務費	一三八、七九六・三八〇
地方政府所屬機關費	一、二四八、〇六六・五四〇
公安及警察費	二、四一一、八〇七・九九三
地方司法費	五二九、八八五・四二〇
地方財務費	九八、六五一・五八四
地方農工費	七二、〇九八・三〇〇
公有事業費	七〇、七二二・二四〇
地方工程費	一〇九、六三九・一〇〇
地方救恤金	三、七九六・九〇〇
口、歲出臨時部	四、五七五、四七二・〇七九
地方政府所屬機關費	四九、四七八・〇六〇
協助特別市經費	三六、〇〇〇・〇〇〇

消防費	二八、四四八・〇〇〇
地方財務費	八〇、八八四・四九〇
地方農工費	三、〇〇〇・〇〇〇
公有事業費	四四、七五二・〇〇〇
地方工程費	五、三一・四二〇
地方衛生費	二、〇〇〇・〇〇〇
地方救恤費	一〇三、〇〇〇・〇〇〇
地方債款償還費	一、一九七、五七九・五二〇
雜出	九一九、〇三一・一二九
特別市補助費借入支出	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
國稅貸與支出	一、六〇五、九八七・四六〇

次は本省負債であるが、先づ民國十四年三月現在のものを示すに次の如くであつた。

財政廳を經て借	六、六一七、二三〇
各縣より借	一、一九五、九〇〇
各稅所より借	八三、六〇〇
同	同

第十章 各省財政



最近支那財政概説

二九二

各機關より借	約	一、〇四七、〇〇〇
中交兩銀行臨時立換	同	二、四三二、〇〇〇
軍事借	同	二、五〇〇、〇〇〇
賑務の爲國稅抵當借	同	八六〇、〇〇〇
増比借	同	三、八四〇、〇〇〇
善後公債	同	三、八四〇、〇〇〇
軍用として流用税金	同	四、五〇〇、〇〇〇
水電廠及營業權款消費	同	一、二九〇、〇〇〇
定期兌換券	同	七〇〇、〇〇〇
軍費未拂額	同	一、二一〇、〇〇〇
政費未拂額	同	三、六四〇、〇〇〇
合計	同	三〇、六八〇、〇〇〇

然らば此等負債の現況如何、過ぐる全國財政會議の提案に據るに民國十七年六月末現在、借款名稱の附くものは次の五種類約二千萬元である。

名稱	起債額	起債日	擔保	現在額		
				元金	利子	合計
各行號借款	二、六五、九六元	不	忙漕國稅等	二、六六、〇〇元	一五、三六元	二、八一、三六元
兌換券	一、〇〇、〇〇元	民一三、一〇	皖贛湘鄂署鹽斤加價	九四、二四元	—	九四、二四元
各行號借款	〇、五〇、〇〇元	不	鹽稅忙漕貨物稅	九、六六、六三元	—	九、六六、六三元
增比借	二、〇〇、〇〇元	民一〇、七、一	厘金增加收入	二四六、二四元	三、二五元	二四九、四九元
江蘇國家分庫	七、〇〇、〇〇元	民一二、四	淮蘇鹽斤加價	四三、五〇元	六、〇〇元	四九、五〇元
災善後公債	—	—	—	一八、四三、〇〇元	一、二六、六二元	一九、六九、六二元
合計	—	—	—	二六六、〇三七元	—	二六六、〇三七元

右は財政會議提案にもある如く、省財政廳に現在の文件に依り現在狀況を示したもので、此外書類の紛失したものもあらうし、又各縣に於て軍事上臨時の立換金も少なからぬ筈であるが、此等は明瞭でない。けれども前掲民國十四年當時の借債狀況を見ても分る通り、幾多の亂雑な借金があるに相違ない。

財政會議に於ては先づ前表二千萬元の借款を整理する爲め、債額二千萬元の江蘇清還舊欠債券を發行すべく決議されたのであつたが、いまだ其の實現を見ないやうである。

第三節 浙江省財政



第一款 財政經過の概要

本省は本部支那に於ける最も富裕な省であつて、其の財政は民國四年迄は相當順境にあつたが、五年政變以來、軍隊を増加し、行政機關を添設し警察を擴張し司法を擴張する等、臨時支出が俄かに増加した爲め、収入の不足を來し、従來の中央解款全部を截留するも尙不足なので、銀行から借款を爲したのが本省財政缺損の濫觴である。其後は年々共に益々窮乏し、民國八年末の缺損一百二十萬元であつたが、九、十兩年度間不作の爲め租税の免除二百餘萬元、絲繭兩捐の減收六十餘萬元に及び、其上十年度には省の西部で減賦を實行した爲め減收年額四十萬元に達した。然るに支出方面に於ては行政費年額従前三百五十萬元のものが、屢次増加して八年には四百八十三萬六千餘元となり、一百三十餘萬元の増加の外、警察官吏恤金其の他止むを得ぬ支出増加が更に十餘萬元あり、収入減に加ふるに支出増加を以てし、民國九年度末迄に更に八十萬元の借款を加へ、十年度亦一百二十萬元を増加し、合計三百二十萬元の不足となり、十一年度には更に四百二十五萬元、十二年度には五十萬元を増加し、越へて十三年度には江浙戰爭勃發の爲め財政が一層窮乏した。即ち収入で言へば人民流離して收税額に影響し、貨物停滯して厘金收入の言ふべきなく、収入の不足從來會て見ざる所であつた。更に支出で言へば省庫の臨時特別支出の金額頗る多くの外各縣局より各軍隊の借入れた金額のみでも一百三四十萬元に達した。

そこで最後の數年間に於ては、屢々募債或は借款したのみならず、固有の収入さへも整理して之が補足に資したのであつたが、財政上の根本が涸渇した爲め、遂に舊債未償還前に新債を積み、借款元利の償還は遂に重要な支出

となり、十四年夏迄に新募集の善後公債三百萬元を加へ、借款合計一千九十餘萬元に達し、之に各機關の經費支出不足を加算する時は、總不足額一千二百萬元に達するに至つたが、其後一ヶ年間増加を見なかつたもの、如く、十六年早々國民軍が本省占領後發表した所に依るに、前政府の負債殘額は一〇、六六九、四〇〇元であつた。(銀行七卷九號)今民國六年以降十三年迄の本省歳入出額を示す次の如くである。(各省區歷年財政彙覽)

年 度 別	國 家 收 支		地 方 收 支	
	實 收 額 元	實 支 額 元	實 收 額 元	實 支 額 元
民 國 六 年	三、六六、六五五	三、七五、三五二	二、四〇、八九	二、四七、三三
同 七 年	三、六五、六五〇	三、九六、六一	二、四三、三六一	二、八八、九七
同 八 年	二、三七、四四〇	一〇、八五、六〇〇	二、五五、〇五五	二、七五、七五
同 九 年	二、五三、四四〇	二、四一、八〇三	二、四〇、〇三	二、七五、四七
同 十 年	三、三三、四四六	三、〇三、八七	二、三〇、一七	二、六六、六九
同 十 一 年	三、五〇、三三〇	三、二七、五八	二、五六、一四三	二、八〇、七九
同 十 二 年	二、五三、二八二	二、五九、九三	二、五三、七四九	二、六六、八六
同 十 三 年	一、八三、三三三	二、七九、八三	二、四九、七五	二、六六、九三

即ち本省國家地方總收支は民國六年に於ては概略一千六百萬元で、其の後多少減じたが、民國十二年再び増加し十三年には更に増加して二千餘萬元となつたのである。

第二款 國民黨治下の財政



革命軍が北伐の爲め軍事行動を續けた期間に於て、之が軍費の補給を配下各省に強要したことは言を俟たぬ所で本省も十六年二月以來毎月五十萬元の協款を國民政府から命ぜられたのみならず、海關二分五厘附加税を擔保する所謂二五國庫券七百數十萬元の引受け方をも押附けられたのであつた。本省總收入は二千七百萬元であるが、其内鹽稅關稅捲烟稅酒稅煤油稅印花稅の六種は國稅で、合計一千五百餘萬元に上るも、之は全部中央に送附せざるべからず、地方收入千二百餘萬元だけでは、本省の支出にすら不足する状態にあるので、毎月五十萬元の協款送附は事實上不可能であるのみならず、革命軍入省以來十六年十一月迄の間に、中央に屬する軍費其他の立換金は次の如く二千二十一萬七千餘元の多額に上つたのであつた。

軍費

九、三二〇、七七八元

第三中山大學經費

九九、二五一

省黨部及清黨委員會經費

三〇七、〇五〇

中國銀行發行軍用流通各通券回收

五〇〇、〇〇〇

右の内鹽稅、烟酒捐稅其の他から償還を受けたものが二百九十三萬一千餘元、差引七百二十八萬五千九百餘元の不足で、此等は省内各銀行商店等から借り上げたもので省當局では其の處置に窮して居る折柄、中央政府からは毎月五十萬の協款を矢の如く督促され、剩へ錫箔稅沙田を國有とする計畫が立てられた爲め、省政府は遂に財政部の施設計畫に對し承認を與へず、一面立換金の償還方を反覆督促した爲め、時の南京政府財政部長孫科は遂に辭職の

止むなきに至つたのである。

本省に於ても收入増加の爲め、各種の臨時加税のあることは勿論で、最近の例としては十七年四月一日から軍事特捐を稱し、地丁に對し銀一兩に付一元、同抵補金每一石に對し一元を課し、其後間もなく更に地丁、抵補金兩者に對し建設費附捐として一割の加税をして居る。又各種借款償還及收入整理と言ふ名目で、浙江省償還舊缺公債六百萬元發行の議が十七年六月省政府會議を通過した。本公債は鹽斤加價年額百三十餘萬元新增加價年額三十餘萬元の外、網捐の内から三十萬元を支出して償還基金とし、八年十一期に分つて抽截償還（三ヶ年据置第四年より半年毎に抽籤）するものである。

其後約一ヶ年の民國十八年三月當時に於ける本省の借款現存額は一千五六百萬元を傳へられ、（天津益世報一）借款は少しも減少して居らぬのみならず、箔類特稅徵收の爲め中央政府の稅局の外に別に省設の捐局を併設して一般兩局の奇觀を呈して居る、お膝元の省をして尙且斯の如しである。

次に現在本省の收支狀況を知るの資料として、全國財政會議に報告された民國十七年度豫算を左に掲げる。

浙江省民國十七年度地方及國家豫算

(一) 地方豫算

一、歲入總計

一四、三三三、七二四元

イ、歲入經常部

一一、六四〇、一三一（内譯と十萬元近き相違）  
（あるも其のまゝ掲ぐ）

第十章 各財省政



最近支那財政概說

地丁正稅	三、二三二、七三〇
地丁附加稅	六四六、五四六
漕南抵補金正稅	一、五二六、七九〇
漕南抵補金附加稅	一五二、六七九
契稅	七〇六、八四三
牙稅	二一三、二一八
當稅	一四、〇〇〇
商稅	一五、〇〇〇
屠宰稅	四〇〇、〇〇〇
箔捐	一五〇、〇〇〇
廣告捐	六〇、〇〇〇
綱業認繳償還舊欠公債基金	三〇〇、〇〇〇
貨物附加稅	一、二九〇、六〇六
司法收入	三六八、二八六
各學校收入	八三、八〇六

官營業收入	七二、三五七
省城三倉基金利息	一〇、三七七
公報費收入	二〇、四七二
中央補助建設費等	一、二〇〇、〇〇〇
船舶牌照稅	二三〇、〇〇〇
絲捐改良附捐	六〇、〇〇〇
合衆改良蠶桑附捐	一〇、〇〇〇
交通機關營業收入	五〇五、七〇四
各實業機關產息	三八、五五五
紹蕭塘開捐及租金收入	一〇、二九二
田賦收入費	四二一、六三〇
口歲入臨時部	二、六九三、五八三
本省軍事善後特捐	二、六六四、〇八三
收回公款	一〇、〇〇〇
朱家尖衛山塢砂價	一九、五〇〇



最近支那財政概説

三〇〇

二、歳出總計

全省行政經費	一四、八九〇、〇〇〇
全省軍警經費	一、五七〇、〇〇〇
全省司法經費	四、二一〇、〇〇〇
省地方教育費	一、六七〇、〇〇〇
省地方財務費	一、六〇〇、〇〇〇
農工建築各費	五七〇、〇〇〇
公有事業費	三、二四〇、〇〇〇
地方衛生救恤費	二二〇、〇〇〇
償還地方債款	一六〇、〇〇〇
農民銀行基金	七七〇、〇〇〇
	八八〇、〇〇〇

(二) 國家豫算

一、本省撥收入總額

六、五〇〇、〇〇〇

二、國家經常費の本省より支出する額

九、〇七〇、〇〇〇 (臨時特別支出を含まず)

中央費

六、〇〇〇、〇〇〇

軍事費	一、四四〇、〇〇〇
常務費	一八〇、〇〇〇
交通費	三〇、〇〇〇
教育費	七六〇、〇〇〇
國稅徵收費	六〇〇、〇〇〇
臨時黨務費及軍費	六〇、〇〇〇

即ち新豫算に於ては、田賦類の地方委譲あり、臨時性質の軍事善後特捐あり、地方收入は往年のものに比較する時は非常なる増加である。

國家豫算中本省撥收入六百五十萬元の内譯が不明であるが、此れは特設機關を設けずして省に取扱を代理せしめる分であるから、或は統捐(厘金)と屠宰税を主としたものと思はれる。今参考の爲め中央直接に收支するもの其他一般の中央收入に關し、本省經濟學會魏頌唐氏の調査せる收入額を示すに次の如くなつてゐる。(經濟半月刊 第一卷二期)

鹽稅	四、五〇〇、〇〇〇元	關稅	一、六五〇、〇〇〇元
捲烟特稅	五、〇〇〇、〇〇〇	烟酒稅	二、三三六、〇〇〇
煤油稅	九〇〇、〇〇〇	印花稅	三〇〇、〇〇〇
屠宰稅	六七四、〇〇〇	統捐	五、四七七、〇〇〇



即ち合計二〇、八三七、〇〇〇元で、此等の大部分は中央直屬の徴收機關に依りて徴收され、省扱のものは前述六百五十萬元の豫算である。

### 第四節 江西省財政

#### 第一款 舊軍閥治下の財政状態

本省の財政が極めて難境に陥つたのは民國十三年頃であるが、元年以來此時期に至るまでを大體四期に分つことが出来る。即ち第一期は元年二年の民國創始時代で、軍費が俄に増加したので民國銀行の紙幣や九五官票等が市中に充滿した爲め、中國銀行からの立替金、幣制借款等の外幣制公債四百萬元の發行を見たのである。第二期は三年から六年迄で、此間は收支が略ぼ適合したけれども、結局三萬元ばかりの不足を來した。然し決算が行はれて居つたから財政状態は明瞭であつた、次に第三期は七年から九年迄の三年間で收支の差が大となり、累計約二千萬元の不足を來し、十年公債八百萬元を發行したのである。最後の第四期は十年から十三年度迄の四ヶ年間で、此間の缺損額は一千四百萬元で、之に以前の未拂の分を合せて二千七百萬元の多額となつた爲め、十四年(十三年度中)に新公債八百萬元(後一千萬元に増加)を發行して整理の結果、十三年度末に於ては公債の外負債残額は二千三百萬元であつた。當時本省の収入は臨時収入を合せて一千三百萬元程度であつたのに、軍費のみで月額九十餘萬元、年額で一千一百餘萬元に達したため、財政の困難は極度に達した。そこで時の督軍方本仁は十四年四月、江西財政委員會を組織

したのであつたが、其唯一の目的は財政窮乏の折柄軍費は益々浩繁となり、人民の負擔が増加の一方であるため、各界の反對を受け易く、督辦署及財政廳は其の責任を負ひ難い爲め、財政公開の美名を借りて外間よりする反對の餘地なからせるにあつた事は明らかで、當時他省でも盛行はれた極めて狡猾な手段であつた。

該委員は何れも方本仁の指命した者で、會長には方自身之に當り、副會長は省長李定魁を任じた外、各廳長、道尹、局長、鎮守使、各師旅長、紳商界の重要人物、賄選議員等を網羅し、種々収入増加の方法を提議して施行することにしたのである。但方督軍の前任者たる蔡成勳も、財政の應急策として航捐、紙烟捐、烟酒牌照稅、鹽斤加價統捐加二などの名目のものを設けたのであつたが、方は此等の總てを繼續實施する外、新に鹽稅附捐、市政捐、房捐等を設定し、一面地租の未納金督促の爲めに催徵委員數十人を派遣する等、誅求之れ努めたのであつた。

十五年春鄧如琢が方に代つて督辦になつてからも、財政難は愈々甚しく、七月一日からは更に砂糖、石油、小麥粉、洋酒、洋雜貨、絹物、其他合計十七種類のものに重稅を課して、年額三百餘萬元の増收を計り、着々實行中、國民黨治下に入つたものであつたが、該黨が本省を其の勢力下に收むるや、財政委員會を召集し先づ財政狀況を調査させたのであつたが、其の結果に依るに當時本省の財政状態は次の如くであつた。(銀行月刊六卷十二號)

歳入	歳出 (除軍費)
國家歳入	教育費
關稅	行政費
一、一九六〇、〇〇〇元	一、二六〇、〇〇〇元
六〇、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇



最近支那財政概説

煙酒稅	三〇〇,〇〇〇	外交費	二二,〇〇〇
印花稅	八〇,〇〇〇	司法費	三八〇,〇〇〇
鹽稅	一,一〇〇,〇〇〇	實業費	一八〇,〇〇〇
礦砂等稅	四二〇,〇〇〇		
省歲入	一〇,七九九,五〇〇		
田賦	五,〇〇〇,〇〇〇		
統捐	三,四〇〇,〇〇〇		
正雜各捐	一三〇,〇〇〇		
雜收入	四五〇,〇〇〇		
屠宰稅	三二〇,〇〇〇		
鹽牙帖稅	一〇〇,〇〇〇		
捲煙稅	一六〇,〇〇〇		
契稅	二六〇,〇〇〇		
礦稅	一四,〇〇〇		
貝殼稅	一,五〇〇		
內地商捐	九七四,〇〇〇		
歲入合計	一二,七五九,五〇〇	歲出合計	五,〇〇二,〇〇〇

右の内軍費以外の一般行政費は所要額を充分に積算したもので、斯くするも歳入中七百七十五萬餘元を軍費とし

三〇四

て使用し得るのであるから、兵力を相當額に止めさへすれば、歳入に不足を來す筈はないと、國民黨治下の財政委員會で明にしたのである。  
 次には當時本省の負債額であるが、これは借款に屬するもの二千四百餘萬元合計四千餘萬元に上つて居る。借款の内譯は次の如し。

債權者	借款額
江西銀行	二二,〇〇〇,〇〇〇元
中國銀行幣制借款	一,七〇〇,〇〇〇
臺灣銀行(日金)	一,五〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>
同延滯利子	二〇〇,〇〇〇
古河公司(規元)	二〇,〇〇〇 <sup>兩</sup>
南昌銀錢業	四〇〇,〇〇〇

省公債の現存額は十年公債五百四十五萬元、十四年公債一千萬元、計一千五百四十五萬元であつて、之に對する基金は十年公債の分は販商補助費年額六十三萬元、鹽斤食物捐八十四萬元、准商報效二十一萬元、統捐一五抵補金四十五萬元を充當し、十四年の分には鹽斤臨時捐八十四萬元、統稅一成附稅六十二萬元、穀稅出口米穀護照七十六萬元を充當して居たのであるが、實際は他に流用されて居たことは公債償還殘額で明瞭である。



## 第二款 最近の財政金融策と賦税概況

革命軍人省後の最初の財政委員會は、民國十五年十一月中旬開會、先づ省財政の現況を明らかにするに同時に、(一)各統稅局及各種雜稅の徵收は入札法に依り商人に請負はしむる件(二)江西銀行紙幣は商會及各金融團體に於て適當の方法を講ぜしめ、政府は極力市面を維持する件(三)江西銀行は更に紙幣を發行する事を許さず、公私の預金は學校及慈善團體のもの以外は暫時引出を禁止する件、其他合計七ヶ條の議決をなし、其の後も數次の會議に依り研究する所があつたが、兵馬恫徳の間にて省財政整理の根本策に觸る、までに至らなかつた。

越えて十六年春、本省政府委員第八次省務會議に於て、全省金融整理に關し左の二要項の決議を見た。

一、公債問題に關するもの、新公債一千五百萬元を發行し、整理金融公債と名づけ、十年及び十四年の公基債金を基金として、該兩公債の現存額一千四百萬元を五掛にて回収し、殘餘は金融整理の用に充當する。

二、預金問題に關するもの、凡て十五年十一月以前の各商業銀行錢莊の預金は、一律に六掛で計算し現銀を預金者に償還させる。若し借出人預金銀行等が償還不能の場合は破産法に照して處理する、前江西銀行は破産を宣告し、政府から人を派して債權人と共に整理委員會を組織せしめる。

右の外舊江西銀行票は二掛、銅元票は五掛で流通せしめ、鄧如琢が上海に逃亡した後に發行した後興隆の新紙幣は、凡て廢棄する旨を布告したのであつた。

然るに右の新公債發行計畫は遂に其實現を見るに至らず、公債價格は暴落し、紙幣及銅元票も極端な割引流通を計畫したにも拘らず、依然市面に流通を見ず、弊害簇出したため、十六年八月第四十三次省務會議で次の如く整理方法が議決された。

整理金融公債五百萬元を發行して舊票及公債を回収する。江西銀行總額は六百五十萬元の内、既回收額一百十萬餘元で、現存額五百四十萬元、舊銅元票は原發行額三百餘萬吊の内回收額一百餘萬吊、現存二百萬吊である。そこで庫券二角で紙幣一元、舊銅元票一吊を庫券一角で回収するに定めて、之に要する庫券一百三十餘萬元である。又十年公債の發行額八百萬元中現存額四百餘萬元、十四年公債一千萬元中正式に未發行の分を除けば九百萬元、合計現存一千三百餘萬元であるが、庫券二角を以て公債一元を回収するに定め二百六十餘萬元を要する。依つて五百萬元を發行すれば紙幣銅元票兩公債全部を回収しても尙庫券一百萬元を剩すを以て之は現在組織中の金庫代理權を有する江西裕民銀行の基金に充當するに言ふ案である。

右計畫に依る庫券は、十六年九月發行された筈で、四ヶ月後の十七年一月から毎月二十萬八千元を償還し、十八年十二月迄に完済の豫定である。

次に本省民國十六年度收支に就き、財政部に報告した所に依るに次表の如くである。(銀行月刊 八卷八號)

## ▲江西省十六年度(自十六年七月至十七年六月)國地兩稅收支表

一、歲入總計

一一、四一一、八一〇・〇七元

内 譯



最近支那財政概説

1、國稅	四、六三一・七二
硝磺稅	四、六三一・七二
2、地方稅	一一、四〇七、一七八・三四
田賦	三、五六九、〇二九・七九
租課	三、九八四・五三
契稅	五、四八六・一七
統稅	一、七六七、二四二・八四
牙、當登錄、營業稅	一二八、八二四・〇〇
船捐	七、七二六・五八
出口米捐	二六一、二九〇・〇八
屠宰稅	一〇〇、八〇八・〇〇
貝殼稅	一、六二五・〇一
內地商捐	六八六、四一三・一八
雜收入	四、八一八、四七〇・三七
二、歲出總計	一三、三五八、二九三・〇〇

内譯

外交費	無
内務費	二、五八八、五九五・〇〇
財政費	五八五、二五六・〇〇
陸軍費	八、二三一、一三三・〇〇
司法費	一、〇三〇、六二二・〇〇
建設費	三四八、一〇三・〇〇
教育費	一一九、五四四・〇〇
農礦費	無
工商費	無
交通費	無
僑務費	無
黨務費	四五五、〇四〇・〇〇

備考 一、報告調製當時十七年六月分未確定のため五月分收入と同額を見積りたるものなり(五月分七七四、八七八・八八)  
 二、本表に示す國稅は省級の分のみを示し中央直接扱のものには加算しあらず。  
 三、支出中九月乃至十二月分は動亂のため明瞭ならず概數を示せるものとす。



本表に依れば歳出に對し歳入の不足百九十餘萬元であるが、本表には主要収入たる厘金、烟酒等の國稅を計上しあらざるに、歳出に於ては中央支出に屬すべき多額の軍費を計上しあり、即ち本表は國家地方稅を劃分した眞の決算ではなく、單に本省が直接收支した金額を示したものに止まるのであるが、各費目の收支概數を知るの資料はなるであらう。本表に於て注意すべきは五百萬元即ち約半數に近き雜收入である。之に就きては何等説明がないが主として阿片收入であることは疑なき所である。

### 第五節 安徽省財政

民國十二、三年迄の本省收入は、年額九百餘萬元の豫算であつたが、實收額は七百萬元に達せず、倪嗣冲、張文生、馬聯甲等の任期中、五旅八割制の軍隊毎月の軍費は三十一萬五千元を要し、其の他附屬各機關の分として毎月七、八萬元を要した。此時代には鹽餘から毎月四、五萬元、造幣廠から三萬元、烟酒、印花兩機關から各一萬五千元、合計約十萬元を融通して辛ふじて一時を糊塗して來たのであつたが、一ヶ年の軍費總額計三百七十八萬元内外に上り、全收入の六割強（年收六百萬元にして）を占めた爲め、當時既に行政教育等の各機關經常費はいづれも未拂二三ヶ月に上つて居つたのである。

王捐唐が安徽兼任省長に任命された後未だ着任せぬ内に、安徽軍は國民軍の擧兵に乗じて五旅八割制を完全な五旅に擴張し、別に補充團の補足、憲兵連、機關銃隊、手槍隊、砲隊等の増加、無線電信の擴張等の爲め軍費百五十

萬元を増加し、從來のものに合せて年額五百二十八萬元となり、之に附屬軍事機關の經費百萬元を加へるべきは總額六百餘萬元で、總歳入の大部分を軍費に消費する計算となつた。然るに王捐唐着任後二旅二團及び國民軍全部を撤廢したのであつたが、次で吳炳湘が省長兼任後兵額を更に裁減する餘裕なきため、收入の整頓を計るより外なしとし、稅捐其他の整頓計畫を樹てたが、歳出は軍費五百三十萬元、教育費百五十萬元、實業費四十萬元、行政費二百五十萬元、合計約一千萬元を要し、例へ稅收の増加を計るも歳計不足額は最少限三百萬元に達する苦境に陥つたのである。今参考のため當時に於ける本省の負債狀況を述べるに次の如くであつた。

#### 中國交通兩銀行借款

二、〇〇〇、〇〇〇 元

#### 地方教育費支拂滯

五三〇、〇〇〇

#### 地方、實業、內務及國家政務費支拂滯

七〇〇、〇〇〇

#### 未兌換金庫券及期限經過八厘公債

四七〇、〇〇〇

右の外軍費の支拂滯及皖北工賑鹽捐を流用し、省庫から返濟を要するものがあつたが、其の額は明瞭でない。

吳炳湘は財政整理に意を用ひたのであるが、姜登選が督軍として十四年九月末本省に赴任するや、間もなく孫傳芳軍に奉軍との開戦となり、軍費は益々多きを加へ、吳の整理計畫は全然畫餅に終つたのである。開戦後は蚌埠に全省總軍需處なるものを設け、安徽軍の將領と關係密切な唐家驥を之が處長とし、財政廳長はあれどもなきが如き状態で、省財政は此時期に於て一層紊亂の度を深めたのであつた。



其の後本省は十五年末に於ては、革命軍の武漢進出の際に於ける江西援助の戦争があり、之が爲め約三百萬元の失費をなし、十六年春國民黨内訌戦當時には、臨時軍費として民國十七年の地租（丁漕）百五十餘萬元を豫徴し、十六年の秋には北伐軍費として蕪湖直轄の財政機關で二百萬元の借款を起した等財政は窮乏の一方であつた。

民國十七年春以來、北伐實施に伴ふ多額の軍費捻出の爲め、南京政府が或は公債の發行に或は阿片の公賣に、其他種々なる手段方法に依りて北伐を完成したことは、國民政府財政の章に於て詳述の通りであるが、本省は政府の直接勢力下にあつたこと、之がため各種の負擔を強ひられたことは無論である。

民國十六年度に於ける本省國家地方收支決算は次の如く、一千二十六萬餘元で國稅の不足を地方稅で補つてゐる

區分	收 入	支 出	差引過(不足)
國 稅	二、八〇、六九六元	六、四〇、四〇〇元	(三、五九、七〇四元)
地 方 稅	七、四四、二五三・四一	三、八三、五〇〇・〇〇	三、六一、七五三・四一
合 計	一〇、二四、九四九・四一	一〇、二三、九〇〇・〇〇	一、〇四、〇四九・四一

更に其の内譯を詳記するに次の如くである。收支の國家及地方劃分は、新規定に依つて羅列したまでのものであつて、取扱が斯く截然に區別されて居たものでは勿論ないが、各項目の收支狀態を知るには充分である。

▲安徽省民國十六年度國家收支表

一、收入の部（財政廳代理徵收）	二、八〇八、九六九・九八七元
釐 金	一、五五三、五五七・八六三

茶 稅	三三九、七〇六・五七二
米 捐	五〇八、四二五・七三九
繭 捐	五二、九一〇・〇〇〇
磁 器 捐	四五、七六〇・〇〇〇
香 未 捐	二、一一三・二四〇
麻 稅	四、四六〇・〇〇〇
蛋 稅	三三、二四〇・〇〇〇
捲烟營業憑證稅	一六〇、〇六四・七九六
所 得 稅	三五九、三二四
礦 稅	二六、九四〇・六一九
釐金二割附加	五一、四一四・〇三六
未捐善後附加	三〇、〇〇七・七九八
二、支出の部	六、四一〇、四一〇・八三六 (内譯不合)
財政部解送專款	七九二、八〇〇・〇〇〇
中央軍費代理支出	一、四〇一、三八六・二五一



最近支那財政概説

中央軍費立換支出  
國家財政費

三、六〇一、四四〇・八四九  
六一四、七八三・七五六

▲安徽省民國十六年度地方收支表

一、收入の部	七、四五四、二七二・四五一 <sup>元</sup>
田賦	四、〇一〇、五二五・三七四
豫借十七年田賦	一、五一八、六〇九・五九五
契稅	一六八、四九六・二八一
契紙費	五〇、二一五・〇〇〇
牙帖祐捐	八一、四三五・三八五
牲畜稅	二八、一五四・一〇六
屠宰稅	九八、九九四・一〇三
實業稅	二五、一七〇・七七九
糖捐	一、六八〇・〇〇〇
內務收入	九二、二五〇・一六四
雜收入	五五、一三七・三九三

鹽稅附加 八四八、二九四・四六五  
滯納罰金 五、七六九・三八六  
衛田憑證費 二、八〇〇・〇〇〇  
借款 (中國、交通兩銀行及紳商より借)

四六八、七四〇・〇〇〇  
三、八五二、八三一・五八二  
一三四、三二四・〇〇〇

二、支出の部

當務費 一、八八二、八五五・八八二  
內務費 六四九、六七七・四九一  
財政費 六四九、六七七・四九一  
教育費 四七五、〇三二・六四三  
建築費 二八六、一九七・六七二  
司法費 二六九、二七五・六二二  
債款償還費 一五五、四八八・二七二

本表を見るに、地方收入に於て田賦の豫徴及び借款合計約二百萬元の臨時調査を行なつて居る。故に民國十六年度の本省實際の收入は、國家地方合計約八百萬元であつた。中部支那に於ける最貧弱な省である。



## 第六節 河南省財政

## 第一款 財政の窮狀

本省の財政は久しく餘裕がなかつた上に、第二奉直戰當時吳佩孚が軍費として巨額の徴收を行ひ、省財政をして愈々窮乏の極に陥れたのであつた。該戰爭で吳氏は敗北の後、李濟臣後援軍の名を假りて苛斂誅求に至らざるなく、各縣の負擔した軍費、公債、車馬等は其の數額極めて多く、爲に富者は他に移住し、貧者は益々窮乏し、強壯な者は流離して土匪に化するに至つた。當時李氏の起した軍事公債二百五十萬元の如きは、現金を徴收したのみで公債票は發行交附せず、其後も更に善後公債二百萬元を發行せんとしたが、遂に其の成立を見るに至らなかつた。本省の西南兩道では、民國十三年度末に於て既に田賦の十五年度分、場處に依つては十六年度分すら豫徴濟であつた。

斯くして民國十四年末から國直戰爭となり、一切の軍資金は全部臨時に民間に索め、支那式に言へば省民は當時既に十室十空の嘆があつた。そこで省當局は財政困難に藉口して、中原公司の官有株一百萬元を北京明華銀行に擔保して現銀七十五萬元を借用し、之を省銀行紙幣の兌換準備用に供する筈であつたが、實際は十四年十一月に至つて軍費に流用したのであつた。

當時財政の窮狀を語る一事實を述べんに、本省議會は十四年九月中旬、専ら十四年度豫算案審査のため臨時會を開いたが、各廳處の豫算案がいづれも未完成な爲め、財政廳も立案不可能で遂に流會となつた。次で十月中旬に至

り省會が既に満期に迫つたに拘らず、尙も豫算案未報告のため、省會は財政廳長陳之碩に出席を求め、省財政の現狀に就き報告を要求した。そこで陳は出席の上現在の收支狀況を滔々報告する所があつたが、其の大意は本省財政は暫く現狀を維持するより外なく、根本的整理は到底不可能である。只財源を見出す可く消費の節減なきは全然不可能で、如何なる賢者も雖も施する術がないであらう、云々述べて、又軍費に就ては督辦署方面の計算では、單に經常費だけで最少限度年額五千四百萬元を要し、河南全省の國家地方兩收入を極力徴收するも二千萬元に過ぎず全額を軍費に當て、も三分の一に過ぎない。斯の如き狀態であつて如何にして理財の術があらうと長嘆息した爲め各議員連も舌を捲いて太息一番スゴスゴ無言で解散した。當時の支那紙は報じて居る。然し河南省は場所柄さて軍隊の臨時的駐留は極めて多いことがあるが、固定軍隊が斯く多數居る譯ではない。本省の軍費は趙倜時代には月額六十萬元で、其後任の馮玉祥に及び七十萬元に増加し、國民第二軍が本省に入るや盛んに土匪を收容して軍隊を擴張し、茲に毎月の軍費は一躍三四百萬元にも及んだのであつた。其後寇英傑が來任するや、吳佩孚の命を奉じて一面省民の請求に應じて軍費の節約を一再ならず宣言し、民國十五年四月二十五日から、各師旅長を督軍署に召集して軍需會議を開き、討議の結果、直轄軍事機關經費を月額十二萬九千一百元、直轄部隊經費月額を一百六十九萬二千元と議定した。右の外に軍隊の醫藥費、建築費、旅費、其他の臨時費月額十五萬元を要するので、總計は百六十九萬一千元、年額一千九百六十九萬二千元の計算なるのである。

本省の歳入總額は二千萬元に足らぬため、督軍直轄軍の軍費のみで、節約の結果尙且歳入全額を要する狀況であ



るのに、此外尙馮軍の第十四師、第十五師、第十九師、第二十師、第二十三師等がある。當時所要軍費の大なるべきことが知られるであらう、従つて財政も其場限りの瀰縫策に依り、破壊に破壊を重ねたのも無論である。殊に民國十六年から十七年の春にかけて、奉系軍隊馮軍の多數が本省内に於て押しつ押しされつ永らく駐留して居つた事は、本省民を極端な窮地に陥れた。民國十六年の秋著者は山西省の南部旅行中、命からがらで逃げて来る多數の本省避難民に會つたが、小兒等は他の荷物と共に、今にも落ちさうに馬や一輪車にうづ高く積まれ、大人は如何なる老婆でも、富士登山でもする様に金剛杖をたよりに幾十里の山路を辿つて避難する。いや此等は上の部類で、多くのものは大人は背中に小使を背ひ、懐には嬰兒を抱き、老人の手を洩いて徒歩でやつて来る。こんな光景を見せられては他事ながらほろりとした。然しながら避難して来るものはまだまだ良い分で、一家離散し、壯者は土匪の群に投じたもの數知れぬ程である、彼等は具に實狀を語つて聞かせぬのであつた。彼等の話による、奉軍、(或は直魯軍か)は當時土匪に結托して武器と金錢とを盛に交換した。つまり土匪を手先に掠奪を行つたこの事である。従來話にだけ聞いて居つた事を具體的に詳しく聞いて驚いたのであつた。右の様な良民の痛苦は本省に限らず到る處其例に乏しくないのである。

## 第二款 財政上の應急策

財政窮乏の結果は、田賦の豫徴不換紙幣の亂發、惡質銅貨の亂鑄、阿片の公賣等、凡て軍閥の行ふ惡事は全部行はれざるなき状態であるが今民國十五年以來の應急調査策を述べる、右の外次の如きものである。

一、鹽の自由販賣 本省の東北部一圓は從來長蘆鹽の販賣區域で、天津鹽商の請負範圍であつたが、之を自由販賣にするときは年額四百萬元の收入を増すのの見積りに依り、民國十五年夏吳佩孚は之が實施を計畫したのであつた(實施の程度不明)

二、公債及軍票の發行 本省の公債は十五年以前に於て發行のもの、前後四回總計八百萬元足らずで、其内一部償還濟の外、民國十五年八月頃には五百萬元の殘額であつたが、寇英傑は財政廳長に公債四百萬元を發行して各縣に分擔方を命じた。(銀行月刊 六卷九號)

尙同年九月軍用票五十萬元を發行した。官憲方面では五十萬元を稱するも、實際は一百萬元を傳へられ、又某機關職員の確言として二百萬元を傳へられ、基金の僅々七萬元に對し、其發行額過多であるにて商民は總罷市に依り反對したのであつた。(銀行月刊 七卷二號)

三、民國十五年舊年歷關財政 民國十六年早々舊年歷十五年末に迫るや、時の省長陳善同は地丁附加税を計畫した。即ち一支畝當銀十仙を徵せんとするもので總額一千萬元に上り、地丁の正税よりも尙二百七十萬元多額である。右計畫に基き先づ二百萬元を借款するか、或は商會の擔保を得て流通券三百萬元を發行して年關切掛けを策したと傳へられるが、何れの方法を實施したかは明瞭でない。(銀行月刊 七卷二號)

四、財政廳長林肇焯着任後の新施策 林肇焯が財政廳長として十五年未着任するや、半ヶ月中に實施した新施策は次の如く多様である。



- イ、有價證券四百萬元發行
- ロ、十八年度分地丁の豫借
- ハ、煤戸烘戸捐二割増徴
- ニ、貨物税一般に對し軍事徴收を加徴
- ホ、田地登録税
- ヘ、流通券發行（金額未詳）
- ト、牙帖税捐四分の一増加

右の外舖捐、房捐、牲口捐等も近く實施の豫定を傳へられ、其後間も無く更に毒品查禁處（阿片、モヒ類）の設立、牙税捐の請負標準額増加、墾植局の新設（實際の目的は黄河兩岸の新墾地課税、黄河堤防樹木の賣却にあり）及權運局の設立（鹽稅増徴の目的）等を見た。（銀行月刊 七卷九號）

民國十六年四月、奉軍が吳佩孚を驅逐して河南に入るや、張學良は災民の救恤等善政振を標榜して居つたが、夫れは束の間で、幾何もなくして誅求を行つたことは言を俟たぬが、數ヶ月にして又も奉軍は撃退され、馮玉祥軍が之に代りて河南に入り、國民軍流通券を亂發せる爲め、中央銀行、漢口中國銀行、漢口交通銀行、西北銀行各紙幣の市中相場は額面の七掛なりしに、該流通券の市中相場は三割乃至二割五分に下落し、之が額面流通を強制せる結果、種々なる弊害を生ずるに至つたので、八月初旬に至り河南、陝西兩省に於て特種公債、七百萬を發行して

當時流通中の流通券を回收することにした。本公債は陝西三百萬元、河南四百萬元の割當で、陝西の分は阿片の禁烟罰款、河南の分は焦作炭礦の公有收入を元利仕拂の擔保とし、四ヶ年賦拂であるを傳へられて居る（銀行月刊 七卷九號）斯くして民國十七年なるや二月、開封會議の結果蔣、馮、閻の共同北伐計畫決定、三月より攻撃に轉じ、六月に至り北伐の一段落をなつたのであるが、十七年當時に於ける本省の軍政費月額は、軍費百四十萬元、之に一般政費を加へ百七十八萬元に達し、疲弊し切つた本省としては其の調達は容易でないが、各縣に按分配當し、不足の分は各徵收機關に割當て或は民國二十年分の丁漕（地租）半額前徵等の方法に依つて之を補給したもの、如くであるが（銀行月刊 七卷九號）馮玉祥配下にある本省の最近財政状態は明瞭でない。

### 第九節 山西省財政

民國初年以來、本省は保境安民主義の下に各省動亂を他處に眺めながら、平和な歲月を送りつ、あつた爲め、從來省財政は餘裕こそなければ、不足を告げることはなかつた。本省の人口は概略千二百萬人であるが、民國十三年度に於ける歲入狀態を述べるに次の如くであつた。

種別	金額	人口一人平均
國家收入	八、五六六、五三五元	〇七・七元
省收入	二、二〇〇、二一四	〇二・八・四



最近支那財政概説

縣	收	入	二、三七二、八九八	〇一九・八
總	計		一三、一三九、六四七	一、一〇〇

即ち國家地方兩收入合計一千三百餘萬元であつたが、何時迄も動亂の圏外に逍遙することは出来なかつた、動もすれば他省の軍閥から壓迫せられるので、民國十三年頃から軍備の擴張に着手し、同年末には既に從來の二倍迄に擴張された。そこで經費の増加に因る財政問題が困難になつた爲め、十三年末督軍署に財政會議を召集して經費捻出策を協議の結果、

- 1、現在軍人三割減俸の件
- 2、家屋稅、商號登記稅新設の件
- 3、烟酒費稅(五〇%)各種厘金(二〇%)増稅の件

を議定したのであつたが、右方法に依るも年額尙二百萬元の不足となり、本省も始めて財政の困難を感じるに至つた。

其後も環境の不安につれて、軍備は充實の一方で益々軍費を増大し、十五年初めに於ては鹽稅餘款の流用を企てたが、日英佛三國から抗議を申込まれて果さなかつた。斯くして十五年の夏馮玉祥と北山西に戦ふや軍備は愈々擴張され、財政は極めて困難となり、其の結果は次の如き財政上の缺損を來した。

各縣徵發物品代

約 三、〇〇〇、〇〇〇

糧秣購買代	同	二、〇〇〇、〇〇〇
臨時費	同	四、三〇〇、〇〇〇
兵器彈藥製造費	同	三、八〇〇、〇〇〇
郵費	同	一、二〇〇、〇〇〇
馬匹購買費	同	七〇〇、〇〇〇
合計	同	一五、〇〇〇、〇〇〇

右は大部分民間に未拂の儘残された爲め其の督促が急なので、翌十六年早々閻錫山から苦衷を省民に訴へ、富戶捐及商號捐各二百萬元、一般民からは地畝臨時加捐六百萬元(水地一支畝大洋二角、旱地同五仙二、年額三百萬元二ヶ年徵收)合計一千萬元を調達し、殘餘の五百萬元は別途の方法を講ずることとし其整理方法は附いたのであつた爲一面民國十七、十八兩年度分の地租豫徵の訓令を發して、財政の應急處置を講じつゝあつたのである。

閻氏は一千萬元の臨時調達當時、今後再び累を商民に及ぼさぬことを誓つたのであつたが、事志違ひ、此度は奉天との關係が十六年の春以來緊張し、同年九月遂に乾坤一擲の大戦争となり、軍費が急に一層の膨大を來した爲め各種の名義で反覆徵稅し、商民が大に苦しんで居つた實狀は、當時偶然本省を旅行中であつた著者の親しく實視した所であるが、今日迄財政上の缺損總額が幾何であるかは知る由もない。只本省は從來保境安民主義で進んで來たため、茲二ヶ年内外政上の大嵐があつたことは云へ、戦争の熄んだ今日、内部の整理に努力するならば、財政上



の恢復は之を他省に比して遙かに容易であらう。民國十七年七月、天津大公報に發表された本省最近の財政狀況は次の如くである。

甲、收入 總計	一四、九一〇、〇〇〇元
一、地丁及附加稅共	六、八一〇、〇〇〇
二、統捐 火車捐	一、九〇〇、〇〇〇
三、稅 捐	二、八六〇、〇〇〇
四、契稅及各種雜稅	一、〇一〇、〇〇〇
五、烟酒牌照及附加稅共	一、三六〇、〇〇〇
六、印花 稅	三〇〇、〇〇〇
七、捲烟 特稅	六七〇、〇〇〇
乙、支出 總計	二八、五八四、〇〇〇
一、一般 軍費	二二、六五〇、〇〇〇
二、軍事機關經費	二、四七〇、〇〇〇
三、內務 費	一、九八五、〇〇〇
四、財務 費	五〇五、〇〇〇

五、司法 費	四五〇、〇〇〇
六、教育 費	一、二四四、〇〇〇
七、實業 費	一九八、〇〇〇
八、農工 費	四〇〇、〇〇〇
九、交通 費	四二、〇〇〇

右表に依れば歲計不足一三、六七四、〇〇〇元であるが、右の外本省では現在綏遠步騎兵各師軍費月額二十九萬餘元を支出しつゝ、あるので、此分が合計年額三百八十萬元を要するから、不足總計年額一千七百餘萬元の多額に達し、歲人は支出の二分の一にも達せず、軍費のみで歲人の略二倍に當つて居る。財政立直しのために、裁兵の如何に必要であるか、知られる。尤も右の軍費は山西軍全體に要する見積額であらう。現在山西軍中の少なからざる部分直隸一帯に駐留して居る、此等の軍隊に要する經費は、主として直隸省に於て補給されて居るのであるから、全部が山西省民の負擔となる譯ではないのである。

### 第十節 湖北省財政

#### 第一款 舊軍閥下の財政

##### 一、民國十三年當時の財政狀態

###### 第十章 各省財政



民國十三年十二月二十四日、湖北督辦署に召集された財政會議に、督辦署から同省最近の財政狀況説明書に依るに同省の徵稅は、制錢計算に依るものが多く、田賦全年約四百萬吊、釐金約六百五十萬吊、雜稅(雜收入共)約四百五六十萬吊、雜稅中契稅の一部分及び牙當捐稅、契紙費は現洋徵收で、合計約八十四五萬元、總計現洋換算七百十餘萬元であつたが、近年水旱災時局の影響等の爲め、多くも其八割即ち約五百七十餘萬元を徵收し得るに過ぎないのに、支出は本省軍費約八百四十九萬元、行政費年約六百三十五萬吊及び現洋十六萬九千餘元、教育費年約一百四十三萬吊及び二十萬七千餘元で合計現洋換算一千二百十餘萬元に上り、收支差引不足額六百三十五萬餘元に達する之等不足の分は屢々借款して纔かに現狀を維持瀾縫して來たのである。今その收支内譯を示すに次の如くである。

甲、收入(制錢は時下二四換算)

田賦	三、九八九、六三六 <sup>吊</sup>	即ち	一、六六二、三四八 <sup>元</sup>
釐金	六、五八六、五一五		二、七四四、三八一
正雜稅捐	三、二六二、〇〇四		一、三五九、一六八
正雜稅捐(現洋徵收)			八四〇、五九五
雜收入	一、三八五、二六七		五七七、一九五
總計			七、一八三、六八七
以上實收八割計算			五、七四六、九五〇

乙、支出

行政費	六、三二八、一七九 <sup>吊</sup>	即ち	二、六三六、七四二
教育費	一、四三三、七〇七 <sup>吊</sup>		二、八〇六、一一〇
軍費			二〇七、七九四
合計			五九七、三三七
合計			八〇五、一七一
合計			八、四九〇、六五七
合計			一二、一〇一、九三〇

以上兩者を差引するに、收入不足六、三五四、九八八元となる。右の收支計算以外に中央收入に屬する常關稅、煙酒稅、印花稅等は主管機關があつて徵稅に任じて居る。此分は本來中央に送金すべきものであるが、本省に駐在の中央所屬軍隊の所要軍費は中央から支出すべきものであるのに中央で支出せぬため、其の收入を截留して之に充當しつゝある。然し此分は本省の省財政には全然關係のなきものである。

説明書に述べた所は右の通りであり、足らぬ所は各種の借款で補填する等の方法を講ずるのであるが、本省に於ける阿片の生産、密賣、罰金名義の徵稅は年額少なくとも一千萬元を下らぬとのこゝで、裡面に於ける遺練りなり爲



政者の懐を肥す方法はチャンシ備はつて居る。支那財政の裏は到底窺ひ知る事が出来ない。

二、民國十五年四月發表の省收入

國家稅、地方稅の收入年額合計は六、八一〇、一三七元であつて、其内譯を示すに次の通りである。(制錢換算二六)

甲、國稅收入	四、八八八、七一九元	
内譯	現洋收入	六五一、二二一
錢徵收	一一、〇一七、五二〇	
1、田賦	三、九八九、六三六	
2、捐稅	現洋	一一四、七九五
3、雜收入	現洋	七、〇二三、六五五
乙、地方稅收入	現洋	五三六、四一六
内譯	現洋徵收	一、九二一、四一八
錢徵收	六二五、八〇〇	
1、正雜稅	現洋	三、三六八、六〇七
錢	六二五、八〇〇	
現洋	一、〇一五、六八三	

2、雜捐錢	九七二、四七八
3、雜收入錢	一、三八〇、四四六

三、民國十五年四月發表軍政費支出概數

當時の計算で月額九八六、五八五元(年一一、八三九、〇二〇元)で其の内譯は現洋徵收五四九、一六二元九三六、錢六五六、一三三吊四〇九(一五換算で四三、四三三元 備考参照)である。

1、軍事費	洋	四一五、四二八・三一七	錢	二〇、〇〇〇
2、教育費	洋	三一、五一・二五	錢	一一〇、六三二・一一五
3、內務費	洋	七四、四七二・三六九	錢	一九三、三三八・七五六
4、外務費	洋	三、四〇〇	錢	三、九六九
5、司法費	洋		錢	五四、九四九・八
6、財政費	洋		錢	一一三、一四二・四八八
7、農商費	洋		錢	九、一〇一・二五
8、臨時費	洋	二四、三五〇	錢	四一、〇〇〇

備考 同時期の調査なるに制錢換算率を收入の分は二六、支出の分は一五とせる理由不明なり。支那官憲が銅元を收支する場合に官憲に有利に換算することは極めて普通のことなるも其の差あまりに甚し。



四、省負債額

省財政廳黎澍は民國十五年四月現在、本省負債額總計現洋換算約七百二十萬元であつたを報告して居る。(銀行商店、其他から借款、但し内譯繁雜なるを以て略す)が、十五年端午節切掛け用として次の二借款を行なつた。

1、驗契借款

三、〇〇〇、〇〇〇元

驗契稅即ち不動産の所有權を表明する證書たる契紙の驗査に對する課稅を擔保して、漢口銀行から月利一分五厘で借用した。

2、短期庫券

三、〇〇〇、〇〇〇元

端午節切掛けに必要な軍政各費支辦のための發行

更に同年七月に至るや、國民軍の北伐急速に進展し、湖南危急を告ぐるに至つたため、湖南省軍費援助として吳佩孚より漢口總商會に對し、中國銀行の當坐借越として二百五十萬元の借款を申込んだので、總商會では七月二十日全體役員會を開き協議の結果、鹽務署から湖北省に協濟(補助)する中央政府の鹽稅餘款を擔保して貸與することに決定した。

然るに間もなく年末に至るや、國民軍が進出して漢口に國民政府を移し、一時此地は國民黨の中央政府所在地になつたのである。

第二款 武漢政府設立以後の財政

民國十六年十二月、國民政府が武漢に進出以來の本省財政が、中央地方の限界の明瞭でないことは、國民黨が廣東整居時代に於ける中央財政と廣東省財政との夫れに似たものである。依つて茲には省財政と共に纏めて今日に至る迄の實情を述べる事にする。

一、財政經過の概要

政府の武漢進出直後に於ける財政計畫に就いては、國民政府の財政項下に既説の通りであるから再言せぬ。最初に計畫された二つの公債は、財整金融整理の名目ではあつたが、軍費捻出の手段に過ぎないことは言を俟たない。右の内整理湖北金融公債、二千萬元は最初次の如き發行計畫であつた。

七、〇〇〇、〇〇〇元 湖北官錢局舊票回收

三、〇〇〇、〇〇〇 九二・五掛で國民政府の新債償還

五、〇〇〇、〇〇〇 八掛擔保で現金を得て軍費を補救

五、〇〇〇、〇〇〇 中央銀行漢口支店の預備基金として信用を固める。

然るに實際發行額は、武漢財政委員會から全國財政會議に提出した報告に依るに、次の如く六百九萬七十四元に止まつた。

(一) 各銀行に八掛擔保にて現金を借り中央銀行漢口支店基金に充當用 三、五八七、五〇〇元

(二) 各商店から九二・五掛で現金募集用 一、八〇六、七六七



(三) 湖北官錢局舊官票回收用

四九五、六四八

(四) 財政部の漢口にて發行の有契債券兌換用

二〇〇、二五九

合 計

六、〇九〇、〇七四

整理財政公債一千五百萬元に就いては何等報告のない處から考へるに、此分は發行を見ずして終つたもの様である。

公債計畫が斯くも無残な失敗に終つたことは、武漢が共產黨の策源地に化し、十六年一月早々には英租界の武力占領事件となり、漢口の商取引が漸次破壊されつゝ、あつた矢先き、武漢派と蔣介石派との内訌等に累せられたものに外ならない。

是に於て武漢政府は、一面房捐二五附稅其他の新稅を實施したが、廣汎な政府の需要を満すべくもないので、第二の政策として舊軍閥が歩んだ足跡の一つである。紙幣政策へも轉移した。即ち二月中旬に至り中央銀行を設立して紙幣の濫發を始めたのが之であつて、其目的を達するが爲め、銀行工會をして在來の内外各銀行に對し、到底容れ能はない苛酷な要求を提出させた。これは外國銀行をして業務停止の止むを得ざる立場に陥らしめ、獨り中央銀行紙幣を以て武漢の金融市場を壟斷せんことを謀つたものである。

更に四月に入るや、現金集中條例なるものを發布して現洋(現銀貨)の移出、隠匿、使用を嚴禁し、唯中國交通兩銀行の紙幣は、從來漢口市場に於て最も信用があり且つ最も廣く通用されて居つた爲め、特に中央紙幣と共に其

の流通を承認した。武漢政府が斯くも亂暴極まる金融策を採るに至つたのは、孫傳芳時代から上海に存する銀輸出禁止令に對抗し、現銀の一方的流出を防止する爲めである。説明されて居るが、最大原因としては、軍事費支持のため萬難を排して紙幣の價格を維持するの必要に出たものに外ならぬ。本計畫には蔣介石派の宋子文、孫科等其後南京政府の財政部長になつた連中も參畫した。傳へられて居る。今參考の爲め、該條例を左に示す。

▲現金集中條例

第一條 國民政府は金融を維持し現金を集中せんが爲め特に本令を發布す何人たるを論ぜず之を遵守すべし

第二條 國稅の納付、市面の流通は總て中央銀行發行漢口通用券及び中國交通兩銀行の漢口通用券のみを以てす

第三條 現洋或は其他の商業銀行券を所持する者は中央交通中國三銀行各郵便局に於て中央中國交通三銀行の紙幣と隨時交換すべし

第四條 銀行の受授は紙幣を用ふ毎元法定七錢一分を自由を増減するを許さず

第五條 財政部の特許を得るに非ざれば絶対に現洋銀の搬出を禁止す

第六條 中央中國交通三銀行の紙幣の受人を拒む者或は現洋を買ひ集め或は紙幣價を高下し或は物品市價を引上げ其他條例に違反する行爲あるものは人民の告發により查明の上法に照し嚴罰す

第七條 本條例は公布の日より施行す

要するに之れは現銀沒收令で、其の結果として二十五の漢口銀行は閉鎖し、三十數軒の錢莊も亦休業し、物價は



日々に暴騰し、八月から九月に亘つて、武漢の市場は大小店共殆んど休業し、中央中國交通各紙幣は現銀一元に對し七、八元乃至十元云ふ無様な低落を示し、而かも紙幣を以て物品を購ひ現銀に兌換することは頗る困難となつた。そこで武漢政府は紙幣價格を或る程度までに維持せんことを欲して、或は軍隊を派して戸毎に商民に強要し、或は錢舗の主人又は支配人を捕へて銃殺する等、極端な壓制手段を採つて見たが、何等の効果をも認めなかつた。黨政府の現金集中條例に依つて集中し得た銀行錢莊の現金は、一千七八百萬元を傳へられるが、政府は同時に之と同額の三行紙幣を各銀行錢莊に交附して行使したるも、如斯少額では勿論不足するので、次から次へ莫大な紙幣を増發したのであつた。紙幣の低落は實に此の準備なき濫發に因る所が多いのであるが、一面武漢派が共產黨派を分裂して民衆の統制力を失つたことも一つの大原因を見做される。此の分裂は十六年の七月で、其の結果湖北の金融界は混亂状態に陥り、紙幣庫券等の價格が暴落して軍政費に窮した政府は、翌八月に至り内地税、特税、鹽税の三種は現金徴收を改め、印花、厘金其他の税捐は現金三割、紙幣三割、國庫券四割の所謂三三四制を實行することを宣布し、矛盾した政策に出たため紙幣類は無値價同様となつた、依つて更に一句を経て、財政部から政府勢力範圍内に於ては現金の自由流通を許す旨を布告し、又三種税から得た現金は専ら庫券の整理用に充當すべき旨を宣布したが、全然信用の出來ぬ當局の此舉は、遂に効果を納むるに至らなかつた。

共產黨と合體時代に於ける土豪劣紳の財産沒收は極めて亂暴に行はれたが、分裂後の武漢政府は其の範圍を手段を制限緩和するの要ありとして『懲治土豪暫行條例』なるものを公布して、土豪劣紳の經濟上の惡劣勢力を剷除し

革命進行の障礙を除去する目的の範圍を出でぬことをし、無辜の人民に災害の及ぶことを防がんとしたのであつた。土豪の認定には明確なる界限があり得ないし、被害者の相當多かつたことは、後に述べる逆産借款二〇、〇〇〇、〇〇〇元を起したところからでも想像出来る。

かくの如く紙幣、庫券の亂發、借款公債等の濫發策で過す内に民國十七年に入るや、國民黨は再び統一して寧漢合作となり、武漢政治分會が設けられて南京政府の治下に入つたのであるが、其後雖も中央政府から財政上の援助を與へる程の餘裕は勿論なく、財政上の苦況は依然たるものであつた。

遡つて民國十六年一月武漢政府が、公債政策を決定するや、其の勢力範圍にある湖北、湖南、江西の三省政府から毎月中央に解送すべき金額を各二百萬元に決定したのであつたが、之に對し、湖北政府は毎月二百萬元を交附したのであるが、湖南、江西兩政府は最初の二百萬元を送附したのみで、其後は之を停止した。そこで財政部の毎月収入額は次の如くなつた。

(一) 収入總計	四、一九〇、〇〇〇元
湖北政府解送額	二、〇〇〇、〇〇〇
財政部毎月収入額	二、一九〇、〇〇〇
湖北全省土地税	二九〇、〇〇〇
海關稅及附加稅	七〇〇、〇〇〇



雜 稅(郵政、電話、電報、水電、厘金等)  
 禁煙罰款

八〇〇,〇〇〇  
 四〇〇,〇〇〇

(二)支出總計

約 一三,六〇〇,〇〇〇

每月軍費

約 七,〇〇〇,〇〇〇

馮玉祥軍費補助

約 三,〇〇〇,〇〇〇 (十六年六月限り之を停止す)

各黨每月手當及宣傳費

約 一,〇〇〇,〇〇〇

每月政費

約 二,〇〇〇,〇〇〇

每月教育補助費

約 六〇〇,〇〇〇

即ち收支差引約九、四一〇、〇〇〇元の巨額に達する計算で、之が爲め公債政策を決定したのであつたが失敗に終つた爲め、其の補救策として不換紙幣、庫券の濫發や、場當りの借款で彌縫するに至つたものである。

尤も十六年四月、蔣介石派に分裂の後は、兵力も多少減じたであらうし、七月からは馮玉祥への補助を斷つた爲め、毎月の不足額は勿論減じたに相違なく、十七年四月寧漢合作後の兩湖前後會議に、湖北政府委員財政處から報告された所に據るに、最近一ヶ年間(終始期不明)に於ける湖北省の中央收支は次の如くであつた(天津益世報)

中央收稅機關收入 四〇,二〇二,八一三  
 中央支出(内政、外交、建設、財政、教育、軍事及臨時費) 七三,〇一八,一三七

差引一ヶ年不足額

三二,八一五,三二四

右支出の内には中央軍費六九、一七一、八七六元を含んで居る。收支差引金不足額は實に三千三百萬元に達するが、收支共切詰めたものであるため、これ以下に削減出来ないから、中央から毎月確實な補助を仰ぎたいと言ふのであつた。

二、紙幣及庫券の發行並に借款額

國民政府が民國十五年末武漢進出以來、十六年九月迄の間に發行した國庫券、中央各種鈔票(紙幣)に借款額は次の如く莫大なものであつた。

(一)鈔票	五三,〇〇〇,〇〇〇元
桂湘鄂贛四省中央鈔票	一六,〇〇〇,〇〇〇
漢口中央銀行鈔票	三〇,〇〇〇,〇〇〇
漢口中央銀行補幣券	七,〇〇〇,〇〇〇
(二)國庫券	一八,〇〇〇,〇〇〇 (内既發行額)
湘鄂贛國庫券	九,〇〇〇,〇〇〇 (内既發行額)
直魯豫陝國庫券	九,〇〇〇,〇〇〇 (内既發行額)
(三)財政部借款概數	七三,〇〇〇,〇〇〇 (内既發行額)



最近支那財政概説

三三八

商務總會借款	一五、〇〇〇、〇〇〇
逆産借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇
房租借款	九、〇〇〇、〇〇〇
中國銀行借款	六、〇〇〇、〇〇〇
交通銀行借款	六、〇〇〇、〇〇〇
其他銀行團借款	一七、〇〇〇、〇〇〇

即ち武漢財政部は十五年末以來十六年初秋に至る間に於て、湖北省に於ける紙幣及國庫券の發行に依つて六千三百萬元を作り、借款政策に依つて七千三百萬元を作る等の應急政策に依つて、毎月の收入不足額九百四十一萬元を補給して來たのであつた。既述整理公債六百餘萬元の收入は更に右計算の外にある。

かくて漢口銀行團は現金集中條例に依つて其の所藏現洋を封印されるに共に、借款の名目の下に悉く押收されたのである。而して此等現洋が如何に消費されたか其の明細は不明であるが、北伐軍費として廣東政府時代に調達した借款の内拂ミ、各首腦者共が割取して、夫々安全地帯に送金貯藏のため各省に移出したものが、其の大部分を占めて居るのは疑ない所である。

民國十六年十月以降の財政問題には、特記すべきものはない様であるが、民國十七年七月、南京に於ける財政會議の際に、武漢政治分會財政委員會が提出した各議案ミ、其の附屬文件を見るに負債の現況は凡そ次の如くである

(一) 國庫券

第一回發行額	九、〇〇〇、〇〇〇元
第二回發行額	四、三九〇、〇〇〇元
計	一三、三九〇、〇〇〇元
十七年六月二十六日締切中央銀行在庫額	四、七九〇、九四七
十七年六月二十六日締切市中流通額	八、五九九、〇五三

(二) 鈔票(紙幣)流通額

區分	發行額	回收額	流通額
財政部發行	一一、〇〇〇、〇〇〇元	—	一一、〇〇〇、〇〇〇元
漢口中央銀行發行 (補助券共)	一九、六三三、九九三	三、八八七、一五一	一五、七四六、八四二 (六月二十六日)
中國銀行支店發行	二一、六三八、四〇五	七、八九二、七〇二	一三、七四五、七〇三 (五月十五日)
交通銀行支店發行	九、二八九、〇〇〇	一、八八二、二四〇	七、四〇六、七六〇 (五月十五日)
流通額計			四八、八九九、三〇五

(三) 各銀行商店よりの借款

各銀行商店借款元利

二五、〇〇〇、〇〇〇元



最近支那財政概説

三四〇

漢口中中央銀行立換或は貸越金

合計

三六、〇〇〇、〇〇〇  
六一、〇〇〇、〇〇〇

右三省の合計に、前述の整理金融公債の既發行額六、〇九〇、〇七四元を加算するときは、國民政府の武漢進出以來、財政會議當時に至る迄の期間に於ける武漢での借款、庫券、鈔票の發行現在額は、實に一二四、五八八、四三二元の多額に上るのである。

此の莫大なる負債の整理に關しては、全國經濟、財政兩會議に於て審議せられたのであつたが、現在流通の鈔票に對し、公債を發行して整理する以外、其の他のものに關しては、單に夫々整理方を講ずる言ふ程度の議決に止まり、具體的案を定むるに至らなかつた。鈔票は兌換停止に依り價格が著しく下落せるため、現金を以て整理するに於ては、奸商投機の恐れあるを以て、公債を發行して整理するを可し、此旨政府に申請することに議決され、其の結果十七年十一月中旬に至り、政府は四千五百萬元の十七年長期金融公債を發行すべく決定した。然るに本消息が漢口に傳はるや、同地の市場に非常なる恐慌を惹起し、商會の名を以つて之が發行を中止し、他に適當なる整理方法を講ぜられ度き旨を財政部に要求する所があつた。商民の反對理由は公債其物に反對するよりも、從來信用のあつた中國交通兩銀行券（兩行共民間資本を主す）の外に政府が武漢進出後應急策として不確實なる中央銀行券を亂發し、之が爲め各紙幣共信用を失墜したのであるのに、今公債を發行して此等を同一に整理するに於ては、商民の蒙る損害が莫大であるからに外ならないが、商民の猛烈な反對運動も其功なく遂に十八年早々計畫通り實施

されたのであつた。

第三款 收支の實況

一、民國十六年度收支總額

民國十七年七月二日の南京通信（一七、七、八庸報）に依るに、中央政治會議武漢分會財政委員會の作製した民國十六年度の管轄區域（兩湖）中央財政收支總額は次の如くである。支那の會計年度は七月一日から六月末迄を一年度とするは新會計法規にも變りはない。然るに六月三十一日に於て終るべき決算が、よし現計するもそんなに早く分る筈がないので、年度末の一部は概算に過ぎぬものと思はれるが、要するに最近一ヶ年間の收支として參考の價值はあるのであらう。例に依り内譯數字が總計に符合して居らぬが其儘掲げる。

(一) 收入總計

六五、五二七、一八五、二一

關 稅  
二 五 内地 稅  
鹽 稅  
禁 烟 特 稅  
煤 油 特 稅  
印 花 稅

五〇三、六五三、五九  
四、一四九、一八三、三八  
七、一七八、三八六、九六  
六、二八九、四八一、五二  
一、五〇九、〇五五、九六  
四八六、六二三、一七



最近支那財政概説

烟酒稅費	五六九、七九三・八〇
捲烟統稅	二、二八五、七八六・九七
郵包稅	三、七四六・三四
北伐費	九四八、六一四・八八
公債	一三七、五七二・五六
有契債券	九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
各種借入金	二三、四四八、四八三・五九
各處滙款	三六〇、〇〇〇・〇〇
二五庫券	一、二五〇、九七三・四九
青鹽價款	二、一七八、九九一・八六
司法收入	九、〇八四・九一
官產收入	一二、三一八・七一
雜項撥款	四六〇、〇六八・八一
雜收入	四、四〇八、一一五・六四
(二)支出總額	六八、二四九、八八五・四四

黨務費	七一九、五〇〇・〇〇
內務費	七〇〇、一四五・四九
外交費	一二七、六三五・一二
軍務費	五一五、二九、八七二・九二
財政費	一、五六一、二五四・五九
教育費	一八七、四一八・〇〇
司法費	一四七、七三六・七〇
實業費	一〇、〇〇〇・〇〇
農政費	三八、五七八・〇〇
勞工費	一三〇、五二一・二〇
交通費	一四七、〇〇〇・〇〇
雜項撥款	九、四八一、二三五・九一
雜支出	三、四六八、九八七・五一

二、湖北省地方支出

最近一ヶ年間の統計は發表されて居らぬが、民國十七年四月分の湖北財政廳支出額は次の通りである。



湘鄂政務委員會民政處兼管湖北民政事宜	二二、七一七元
湖北清鄉督辦公署	六七、五七七
湖北財政廳	三三、一〇五
湖北建設廳	一一六、七〇〇
湖北民政廳(開設費)	五〇〇
湖北教育廳	一二、九四七
湖北各教育費	一三九、四四五
法院及監獄等	四〇、五二九
武漢市武昌公安局	四五、九四八
軍事委員會(貸)	五〇、〇〇〇
民國日報館(貸)	七、〇〇〇
其他雜費	二四、八一八
合計	五六三、七一四

即ち總額五十六萬餘元であるから、年額はさつゝ其の十二倍六百八十萬元内外に見做される。

### 第十一節 湖南省財政

#### 第一款 財政の窮乏と其應急策

本省の財政は民國十三年頃から窮迫を告げるに至り、殊に民國十五年革命軍の北伐成功以來、軍費が急に増加して財政難は極端なつた。

民國十四年度豫算案を省政府から省議會に提出した所に依るに、收支の不足が五百萬元に達するため、公債五百萬元を發行して補充の計畫であつたが、議會に提出後該會の豫算分課會に於て詳細に審査の結果、公債五百萬元を發行する必要がないのみならず、次の如く一千八百餘萬元の過剩を來すこととなつた。財政の困難な本省で斯く徒らに收支を適合させた如きは、全く實際の價値を疑はれるものであると言はねばならぬ。

甲、歳入	一九、七七四、三九五元
内 譯	
歳入經常部	一三、三四八、七〇一
歳入臨時部	六、四二五、六九四
乙、歳出	一九、六四八、九四一元
内 譯	



最近支那財政概況

三四六

歳出 經常部  
歳出 臨時部

一六、一八三、一九八  
三、四六五、七四三

右は故らに收支を適合せしめたものに過ぎず、事實之が實行出來たにしても、内亂の影響で軍費が増加し財政は常に不足の一方で、之がため十五年末迄に於て田賦は十七、十八年甚しきは省南部地方で二十年度分迄を豫徴し、十三年以降十五年迄の三ヶ年間に發行した公債、庫券は次の通り約二千七百萬元に達して居る。

民國十三年	軍用短期公債(第一次)	一、〇〇〇、〇〇〇元
同	同	三〇〇、〇〇〇
同	同	(第二次)
同	十四年	同
同	同	一、〇〇〇、〇〇〇
同	十五年	同
同	地方公債	一五、〇〇〇、〇〇〇
同	定期省庫券	三、五〇〇、〇〇〇
同	國民公債	五、〇〇〇、〇〇〇
同	金庫兌換券	一、〇〇〇、〇〇〇
計		二六、八〇〇、〇〇〇

財政窮乏の原因は單一ではないが、其最大原因は軍隊の増加に伴ふ軍費の激増である。本省の民國八年度國家收入(中央直接收入を除く)豫算は五百九十餘萬元で、當時の軍費は三百五十六萬元即ち月額三十萬元内外であつた

ものが、屢次の内争で急激に増加し、殊に國民軍の武漢進出以後は甚しく、民國十五年頃本省の軍隊は第八軍(三ヶ軍に縮制)だけで十一萬人、軍費月額二百萬元を要する状態になつた。

軍隊の漸増と共に、財政の困難も漸次増加して來たものであるが、本省財政の眞に困窮の極點に達したのは民國十五年以來である。今最近二年來巨額の財政不足に對し本省當局の採つた應急策を述べるに、前述公債類の外大要次の如くである。

一、田賦の豫徴 民國十五年末に於て既に十八、十九年甚しきは民國二十年度分迄豫徴したのであつたが、國民軍進出後は逆賊政府のなしたる豫徴であるから、財政の界限を劃清する必要があるこの口實で、此分は別に整理するにこし、し、十五年十一月一日から民國十五年度の田賦を徴收し、十六年八月二十日から十六年度分を徴收した。

二、湖田溢畝の整理 洞庭湖周圍は漸次陸地が廣がりつゝあり、從來此地を開墾したものが頗る多いが、其の開墾面積が願出面積より頗る廣く、中には二倍にも達するものがあるのに着眼した當局は、之を嚴査して徴税することにこし、唐生智は第八軍教導師長に其の監督を命じて、十五年十一月から其の整理に着手した。洞庭湖を圍む縣數は十縣で、一縣多きは五十萬元少なくも二、三十萬元、合計四百萬元は徴收し得る豫算であつた。(銀行月刊 六卷十一號)

三、鹽稅票登記費 本省の鹽商の持つ鹽稅票は四百十票であるが、軍費として毎票から二千元宛を徴する案を、十六年四月十二日財政廳長から省財務委員會に提出討議の結果、毎票三千元に修正で議決した。此分合計百二十



三萬元である。(銀行月刊  
七卷四號)

四、遺産税 孫文の三民主義の民生主義に示す遺産税で、財務會議から省會議へ提出、十六年六月七日之が實施を  
布告した。(庸  
一六、六、二一報)

五、米禁開放 米は防穀令に依り省外移出を禁ぜられて居るが、軍費調達の手段として十五年十二月、第七次委員  
會で商米百萬石、軍米五十萬石の移出を許し、一石から護路費二元を徴する、即ち總額三百萬元に上る收入で、  
これは十六年一月一日から實施した。湖南省は米の産額が極めて多いのに、防穀令で移出が禁ぜられて居るこゝ  
は省農民の痛苦であるから、此方法は至極便利な徴税法である。當時長沙の米價は七元内外であつたから、省民  
は之がため省外に向つて約一千餘萬元の商賣をした譯である。

翌十六年には現金集中條例に依り市面に現金が缺乏したため、米一石が現洋四元内外に下落した。そこで省政府  
は現金を吸収して軍備に供する目的を以て、此度は三百萬石の移出許可を計畫し、省務會議に提出した。一石二  
元合計六百萬元の臨時收入である。會議の結果は不明であるが當然通過するものゝ觀察されて居つた。實施は十  
六年九月頃の豫定であつた。(最  
一六、八、一、五報)

六、現洋兌換券發行 十六年七月一百萬元を發行した(庸  
一六、七、三〇報)不換でなく兌換と稱しては居るが終には不換に  
なるこゝは各省共比々皆然りである。

### 第二款 財政整理策

財政整理に關する會議は、本省に限らず、何れの省でも、殆んど毎年の如く召集されるのであるが、本省の財政  
整理に關する一、二事項を述べて見るに、第一は十六年四月開かれた兩湖善後會議に、湖南省財政廳委員劉嶽時が  
提出した、財政整理計畫方策である。本案には縷々各收入の整理法を述べて居るも、要するに財政を統一して公  
開主義を採り、財源の見出し、支出の節約等を述べたものであるが、財政の基礎數字を上げて居らぬから之を略す  
る。(益世報  
一六、四、一六)

次は省政府の施政大綱に現れた財政事項である。新省政府が民國十七年六月一日成立後、同四日から九日迄特別  
行政會議を開いて、軍事、財政、教育、建設、司法の施政大綱を討論して、爾後の施政方針としたのであるが、財  
政に關しては次の十三項目を擧げて居る。(大公報  
一七、六、二五)

- 一、國稅省稅を劃分して省稅を以て地方經費を擔任す。
- 二、期限を定めて省豫算を成立せしめ豫算の審査機關を設立す。
- 三、會計制度の改良。
- 四、田賦を整理し並に田賦附加稅を整理す。
- 五、省政府對鹽商の債務關係を整理し以て鹽稅の整理に便す。
- 六、厘金制度を改良す。
- 七、新稅を推行す。



- 八、財政廳原定の徴收官吏考試任用條例を参照——考試を慎重に——稅收を整理す。
- 九、徴收官吏を養成し適宜の俸給を定め且つ徴收官吏服務保障條例を制定す。
- 十、湖南財政整理委員會を設立し全省財政を整理す。
- 十一、公産整理處を設立し公有財産を整理す。
- 十二、省銀行を設立し金融を調節す。
- 十三、積幣を剔除し貧官汗吏を嚴懲す。

本省爾後の財政は右の方針に基き實施せらるる筈であるが、然らば本省財政の近況如何、先づ民國十七年夏頃に於ける軍費を見るに(新聞報 十七年七月) 四軍、三獨立師及第六軍中の二師、兵數十萬餘、軍費月額十萬元で、全省の收入は軍費のみにも足らぬ窮狀にある。そこで魯滌平、陳嘉祐、何建の三軍長は、部下の雜色軍隊を裁減したのであつたが尙も毎月各軍二十五萬元を要し、吳尙の第八軍月額十七萬元、三獨立師月額各八萬元、第六師の在湖南部隊六元、其他臨時費月額十萬元を要し、以上の合計百三十萬元で省財政は到底支持さるべくもなかつた。

そこで第四集團軍の李總司令、武漢政治分會から本省政府に對し『湖南は國稅地方稅の分割を實行し、中央稅收を以て軍費に、地方稅收を以て政費及建設用に充當し、月收の如何を問はず、現地の收入を以て支へよ、武漢方面より協濟の餘力なし。最良の策は各軍事長官より自動的に裁兵して、困難を減するを可とする』旨電報に接したため、魯、何兩氏より各軍事長官に省政府委員の會合を要求し、軍費は爾後八割支給(毎月最多百萬元)を決議し

た。其の配當月額は次の通りであつた。

各軍	各二〇〇,〇〇〇元	計	六〇〇,〇〇〇元
吳尙第八軍			一三六,〇〇〇
三獨立師	各六〇,〇〇〇元	計	一八〇,〇〇〇
第六軍在湖南部隊 <small>(四團に編成換)</small>			五〇,〇〇〇
合計			九六六,〇〇〇

次に本省の中央收入に就きて見るに、整理後は月額百萬元に達する見込であつて、若し更に夫れ以上の收入があるときは、地方建設費に充當することに豫定されて居たが、民國十七年十月以前數ヶ月間の實績に依れば、中央收入のみで百三十萬元に達し、其後多少整理される軍費及中央各機關政黨各費月額百萬元を支出するも、更に三十萬元の餘裕を生じ、一面地方收入も七十萬元に上り、二、三十萬元の餘裕を生ずるに至り、省庫は従前の窮狀に大いに趣きを異にして來た。(上海申報 一七、一〇、二八)そこで果然起つたのは國稅剩餘金の處分問題であつた。湖南省に於ては共産禍、兵災、匪災、旱災の後であるから之が賑恤の必要あり、又除隊兵の失業救濟のためもあり、各種建設事業を興す必要上、同省に於て使用すべきことを主張し、一方湖北省に於ては、收入不足し、財政が依然困難であるため兩湖は有無相通すべきものとして、剩餘部分の協助力を主張し、十一月末頃迄には未解決の如くであるが、恐らく他省への協助力なり中央への送金は、現状を以てすれば肯せざるべく、此の點を見ても、財政會議に於て議決した財



政統一が決して容易でないことを窺知するに足るであらう。

第三款 民國十七年度豫算案

中央政府の命令に基き、國家税を地方税を劃分し、國家税を以て軍費を支辨し、地方税を以て本省政費に充當する方針の下に省政府に於て編纂され、省財政整理委員会で審査決定した本省の民國十七年度地方豫算は次の如くであつた。

▲歳入の部 總計

甲、經常部

一二、九七一、一四七・二八  
一一、七六四、一四七・二八

第一款 財政の部

田賦	一、六〇〇、〇〇〇	厘金	三、六〇〇、〇〇〇
契稅	二〇〇、〇〇〇	牙帖稅費	一〇〇、〇〇〇
當帖稅費	四〇〇	公產收入	八、八五一
省倉租金	四〇八	營業租金	一、一四〇
官營收入	二、六四〇	屠宰士硝	三四六、七八八
銀行整理處租金 及地皮房屋租金	二二、二五五		

第二款 教育の部

博物館、教育館及各種學校收入(內譯略)	四九、一五二・四八	第一紗廠	四、四一五、五八〇
建設廳	三八一、六四〇	電話局	六〇、八四〇
水口山礦局	八四〇、四六八		

第三款 建設の部

模範密業工場	五三、〇〇〇	市政籌備處	三〇、二〇八
勸業工場	二四、八〇〇	模範勸工場	五、九五六・八
平江金礦	一六、七四〇	實業化驗所	九六〇
嶽麓森林局	二〇〇	衡嶽森林局	六〇
賜山森林局	六〇		

乙、臨時部

第一款 米捐

一、二〇七、〇〇〇元  
一、二〇〇、〇〇〇

第二款 厘稅罰金

七、〇〇〇

▲歳出の部

總計

甲、經常部

第一款 省政府委員會	一一、九二九、八三七・一七六
第二款 民政	一〇、二七三、三五四・八五六
第三款 財政	三〇七、八六六・八〇〇
第四款 教育	一、〇九六、〇七九・二〇〇
第五款 建設	九九六、三八五・七六〇
第六款 司法	一、六五二、五九九・三六〇
	五、一七〇、四三〇・九〇〇
	七三六、九六三・二二六

第十章 各省財政



- 第七款 長沙警備司令部
- 第八款 財政整理委員會
- 第九款 清鄉督辦署

乙、臨時部

- 第一款 省政府委員會
- 第二款 民政
- 第三款 財政
- 第四款 教育
- 第五款 建設
- 第六款 司法
- 第七款 清鄉督辦署

- 二四、四七〇・〇〇〇
- 三一、四七〇・〇〇〇
- 二五七、五五九・六〇〇
- 一、六五六、四八二・三一六
- 二〇、〇〇〇・〇〇〇
- 一三七、二八九・六〇〇
- 二七一、六五七・四六六
- 一八四、四三〇・〇〇〇
- 一、〇一二、五五三・二五〇
- 五五二・〇〇〇
- 三〇、〇〇〇・〇〇〇

次は國家收入であるが、之は本省の關する所でないけれども、鹽稅年收九百餘萬元、特稅（即ち阿片烟稅）三百六十萬元、二五稅、烟酒稅、印花稅、二百四十餘萬元、合計一千五百萬元に達するのに對し、中央の支出は、軍費は減じて月額一百萬元となり、中央に屬する機關の政費、黨費月額十餘萬元、年額總計一千三、四百萬元であるから、收支差引尙餘裕がある計算で、本省の財政は前途樂觀するこゝが出来ると、長沙通信は報じて居るが（上海新聞）問題は豫算通り實行し得るか否かにある。果然最近の情報に依るに、本省財政は毎日五十萬元の太不足を來し、頗

る困難に陥つて居るやうである。（益世報）  
（一八、四、三）

### 第十二節 廣東省財政

#### 第一款 省歲計の概況

本省は東隣福建省と同じく、省内各地の軍隊は何れも其の勢力範圍内の收入を截留し、或は擅に稅局を設けて徵稅し、時に收入の多き地が各自爭奪の目標となる等、財政紊亂を極めて居つたので、民國十二年の總收入は一〇、三一六、五六七元、平均月八五八、〇〇〇元、民國十三年總收入七、九八六、九五二元、平均月六六五、〇〇〇元に過ぎなかつたが、民國十四年に至つて漸次財政權の統一を見るに至り、同年末近く現國民政府財政部長宋子文が廣東政府財政部長となつた當時から、漸く全省統一の運びになつたので、各軍長官と磋商して、従前截留の稅捐を政府に納めしめると同時に財政委員會を召集して、全省財政統一法として、

一、國家稅、地方稅を劃分し、國家稅の種類に屬するものは財政部の直接管理徵收に歸し、地方稅は省政府財政廳にて直接管理徵收すること。

二、國民政府委員會、軍事委員會に於て嚴重な範圍制限を定め、之を各軍長官に命令して、嗣後各種の正稅附稅等の截留を許さず、又擅に軍費調達のため局處を設けしめざること。

等を決議した。茲に附言するが、民國革命以來、西南諸省は數次に互り獨立し、其都度廣東は謀略の中心地とな



つたのである。孫文が香港から歸還して大元帥と稱したのも、民國十二年である。當時から所謂國民政府なるものは、廣東省の一隅を其の勢力範圍としたものであつて、國民政府は即ち廣東省政府と其の範圍を同じくしたのであつた。

兎に角十四年になるに、以前よりも多少勢力範圍が廣くなり、年末には略全省の統一を見たので、財政通を以て自ら許す宋子文氏の敏腕否辣腕は、十五年の歳計を次の通り躍進させた。

▲民國十五年廣東國庫及省庫歲出入一覽表

厘金稅	一三、四〇三、〇〇〇元
籌餉局收入	一四、〇〇四、〇〇〇
鹽稅	九、八七一、〇〇〇
雜稅	四、五八三、〇〇〇
禁烟(阿片)收入	五、三七五、〇〇〇
印花稅	三、五〇一、〇〇〇
田賦	三、八二二、〇〇〇
煙酒公賣費	二、九七三、〇〇〇

雜項收入	四、二九七、〇〇〇
石油稅	二、五五七、〇〇〇
稅外收入	一、七五二、〇〇〇
沙田稅	九五八、〇〇〇
爆裂品	五八八、〇〇〇
關稅(常關)	八二三、〇〇〇
內地稅及土系稅 <small>(十五年一月十日徵收)</small>	九四六、〇〇〇
公債庫券及中央銀行借入	三〇、五二六、〇〇〇
前年繰越	一五七、〇〇〇
計	一〇〇、一三六、〇〇〇

(二) 歲出

甲、軍事費	七二、八六二、〇〇〇
乙、行政費	一七、一一〇、〇〇〇
國務費	二、九四三、〇〇〇
外交費	四、三九七、〇〇〇



省政府費	三、五七五、〇〇〇
財政費	二、二六三、〇〇〇
內務費	三六二、〇〇〇
教育費	一、二二六、〇〇〇
司法費	一七二、〇〇〇
農商費	四六、〇〇〇
雜支	二、一二六、〇〇〇
出	九、四三〇、〇〇〇
丙、各種償還金	七三四、〇〇〇
年末殘高	一〇〇、一三六、〇〇〇
計	

即ち歳入に於て公債庫券等の收入が三千萬元以上であるが、其他の收入も激増して居る。同時に、支出も軍費だけで七千餘萬元の多きに達して居る、之は北伐の第一期工作たる武漢進出のための國民軍としては、最初の花々しき軍事行動に基くもので、言はゞ莫大な軍需を劃策した記録に外ならぬ。其次の民國十六年度に幾何の出入があつたかは、今に明らかになされて居らぬが、武漢進出後から南京移轉となり、其の後の革命事業進行のため、廣東省は重要な財源地として供給の任に當つて居たので、十六年の分は十五年に比し更に多いものも信ぜられる。

第二款 徹底した調査策

本省が民國革命の策源地として、狭い乍らも一通りの國家機關を備へ、民國十五年六月北伐着手後は、所謂成功のためには手段を擇ばぬの勢で、凡有る財源を見出して餘す所がない。民國十六年の初めに於て本省に行はれた税目は、大小百三十餘種に及び傳へられて居るのを見ても、大體が想像出来るであらう。

一、主要なる新税捐

民國十五年以後設けられたる主なる新税捐を解説するに次の如くである。

イ、阿片の公賣 十五年春季立案されたもので、開始期は不明であるが、確かに實施された筈である。阿片の産地 雲南が最多で貴州之に次ぎ、廣東省内はあまり多くない。雲貴兩省のものは廣西を経て廣東省に入るものが七、八十%、海防經由海路入るものが一、二十%である。廣東省政府では現金一百萬元を調達して、正副購買員を雲南、貴州に派遣し、且つ百邑、長安、柳州、南寧、梧州、海防に之が轉運處を設けて運輸に當らせる計畫であつた。

密賣の杜絶 廣東には禁烟局なるものがあり、從來でも禁烟の名目で公賣されつゝあつたが、毎兩(十匁)の價格熟膏(精製品)五元、生土(未製品)二元四角であつて、密賣品よりも非常に高價なため、密賣が盛に行はれ、廣州市の大を以て一日六百兩の賣行を見たのみで、毎月の收入全省で三十萬元に及ばない状態であつた。そこで將來政府の公賣價格を、生土一兩一元八角、熟膏二元六角とするときは、密賣品搬入賣却が跡を絶つて、政



府は之が取縮のために要する巨額の費用を節約し得る見込であつた。毎年、**收入豫算** 廣東の人口は約三千萬人で、吸煙者は其の百分の五の見當であるから、ざつと一百五十萬人である。一人一日の吸量を一匁とせば、毎日十五萬兩、一ヶ月四百五十萬兩となる。雲南の産價は每兩四角、之に廣西の軍費一角、運費半角を加へると、廣東に於ける原價は五角五分となる。故に一兩を一元八角と見積るも、一兩に付一元二角五分の利益がある計算で、毎月の利益は五百六十萬元、年七千萬元の多きに達する。右は生土のみの計算なるを以て、實際は更に多額に上るべく、依つて將來阿片公賣局を設立し、禁煙督辦署を廢止し、省内を四十一區に分けて、其の專賣を商人に請負はしめ、一區から毎月十六萬元を納めさせる計畫である。

ロ、土地税の徴收 阿片の大規模な公賣計畫と共に、本税の徴收を企て、土地廳を設け、都市土地登記及徵稅條例なるものを規定した。之は三民主義中の民生主義即ち地權の平等と資本の節制を實現せんとする豫備的な新稅で價格に按じ宅地は百分の二、その他の土地は千分の五を徵するのである。右は都市に限るものであるが、翌民國十六年七月には廣東省土地稅徵收辦法が發布され、土地廳に於て全省から土地稅を徵することに成り、農地は千分の十、宅地は千分の八、其の他の土地は千分の六を徵することに規定された。

ハ、筵席捐 本省では從來も本捐を徴收して居つたが、右二稅徵收開始と同時に、更に二分五厘を加へて、一割二分五厘を徵することにした。

ニ、石油特稅 十五年初頭に於て石油の專賣計畫を立てたが、英米の反對で遂に目的を果さず、同年七月十五日之

が廢止を發令し、同時に『煤油、汽油、特稅章程』なるものを發布し、每十ガロン（即ち一箱或は二罐）に付き二元を徴收することにした。

ホ、二五附稅 民國十五年十月十日から輸入品に對する二分五厘附加稅（奢侈品五分）を各國の反對にも拘らず強施した。

### 二、公債及庫券

本省では十四年七月、市政公債十六萬元を發行以來、次の如き順序で發行を行つて居る。但其以前に於ても、民國十四年には汕頭公債四十萬元の發行があり、づつと遡つて民國元年には工業獎勵公債等の發行もあり、其他臨時的の公債庫券は元より少くあるまいが、此等は最近の財政交渉を持たぬから略する。

年 度	公債庫券名	發行 額
民國十四年七月	市政公債	一六〇,〇〇〇元
同 十四年九月	金庫券	二,〇〇〇,〇〇〇
同 十五年一月	第一回有獎軍需公債	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十五年五月	國庫券	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十五年八月	第二回有獎軍需公債	一〇,〇〇〇,〇〇〇
同 十六年一月	第二回金庫券	一,〇〇〇,〇〇〇
同 十六年一月	第三回軍需公債	三〇,〇〇〇,〇〇〇

右は新聞雜誌上に傳へられたものを列舉したもので、其の實募額は全く不明である。第一回有獎公債は實募九十



九萬餘元、第二回分は百二十四萬餘元も傳へられて居るが確實でない。又第三回の三千萬元の如きは、民國軍が武漢進出後本省で募集されたもので、永らくごたつて居つたが結局は相當額の強募がされたい。十七年七月の全國財政會議に於て、同經濟會議から提出された粵漢債券整理案に依るに、第一乃至三回有契公債の發行額は總計一千七百萬元で、當時償還濟五百萬元、殘額一千二百萬元を報告されて居る。

右の外十五年春頃に於て、既に銀行からは紙幣を亂發し、商會等からは金庫券擔保の借金をしたり、又北伐開始後は地租の前徴も盛んに行はれ、民國十五年内に於て、既に十七八年度分を前借したを傳へられてゐる。

### 第十三節 福建省財政

#### 第一款 省財政の概要

本省の財政は、其の紊亂南部支那に於て第一に稱せられる程であるが、之は財政權を統一し得ざることに基因して居る。即ち本省は支那に於ける海軍の最大根據地であるが、海軍は一定の大地盤を占有して財政權を掌握し、土着軍隊は又夫々の地盤で同じく自給自足を行なう状態で、國稅地方稅の區別なく、豫算は全然實行せられない。民國十四年前後に於ける省財政廳の勢力範圍は、全省六十餘縣の内約半分の三十縣内外に過ぎぬのであつた。

本省財政廳の民國十二年度財政狀況説明書に據るに、收入年額は全省で七百七十五萬元であるが、實際勢力範圍たる三十數縣からは約十分の六、即ち四百五十萬元を得られ、又鹽務收入十二年分二百九十五萬元、烟酒稅收入十

三年度分三十六萬元、印花稅十二年八月から十三年七月迄の間九萬元、更に海關は厦門が海軍の徵收範圍であるが其他の閩海關十三年度常關收入十三萬元で、右鹽務收入以下は中央直接收入たるべきものであるのに、近年之を全部截留して本省の用に供して居る。依つて此等の收入を全部合計するに、少なくとも年額八百萬元以上に上るべく、地方豫算の收入は尙此外にあるので、一見收支適合し、財政状態は可なるべき筈であるが、實際は中央專款の全額を截留する如きは、既に窮餘の策に出たもので、此の程度に至る迄には外に複雑繁多な苛稅のあることは言を俟たざる所で、中にも民國十五年六月一日から施行した賭捐（賭博捐）の如き、又同時期頃に福州で實施せられた人頭稅（一人一ヶ月四十仙）の如きは、支那とは言へ其の頃に於ては珍稅であつた。當時の新聞が人頭稅を評して、『商鞅の酷、劉晏の毒、雖も猶ほ考へ及ばざる中國歴史上未曾有の惡稅』と酷評を下した程である。本省の地租は十五年夏迄に十八年度分迄即ち滿三ヶ年分を前徴して居た。

民國十五年秋、國民軍が本省に入るや、直ちに臨時財政整理處なるものを設立したが、財政整理とは財源を整理して軍費搾取に容易ならしめるために外ならず、是から先も本省民は誅求に苦むるのである。

財政整理處は間もなく財務委員會に改められたが、舊軍閥時代の苛稅雜捐は全部其儘繼續せられたのみならず、十六年早々に次の如き新稅捐が設けられた。

一、房產借租 屋賃月額五元以上のものは二分の一、十元以上のものは全額

二、商業牌照稅 商業資本の百分の一



三、内地税 即ち二分五厘附加税

四、煤油汽油特税 每罐大洋五十仙の印紙貼附

五、私有槍枝照費 私有銃免許料である、三等に分け一元、八十仙、五十仙を徴する。

右の外契稅清查處、官產處、禁烟處等が設けられて、あらゆる財源が見出された。右の内禁煙處は阿片私賣禁止の名目の下に設けられた官營の公賣處である。之は本省に限らず、南北新舊軍閥を問はず、凡て同時期に各地に設けられたのであるが、本省に於ては其以前に於ても煙苗捐と稱し、ケシ苗に苛稅を課することが既に行なはれて居た。同安一縣で該捐年額一百五十萬元に達し、漳泉、興、永各州收入合計一千萬元を下らぬこのことである。之は一般歳出入外に隠れたもので、支那財政の融通性はこんな處に見出される極めて意味深長な財源である。

第二款 財政會議と省財政の現況

國民政府は紊亂せる福建財政整理の目的を以て、民國十七年初春、第五十次常會に於て、財政部が提出した整理計畫案を通過して、整理福建財政委員會を組織したのであつたが、福建省に於ては右委員會開會前に、福建全省統一財政會議を召集し、四月二十六日から五月二日迄を豫備會議とし、五月三日から正式會議を開いた。出席者は省政府委員、陸海軍及各種財政機關代表を網羅して居る。豫備會議の席上陳財政廳長の報告に依るに、本省現在收支狀況は次の通りである。

國家歳入 一二、七九九、六五九元 國家歳出 一五、五三〇、三一九元

地方歳入 八、八三四、一八三 地方歳出 一五、二一五、七二六

右の内歳出は重要なもののみを計上したものであるのに國家地方共不足である。若し零碎なるものを加算するに於ては、其の不足更に巨額に上り、財政の困難極點に達して居る事情を述べて居る。

本會議に於て本省の歳出入現況を詳細に發表して居るが(五月十五日報)茲に之を略し、現在の借款狀況を述べるに次の如くである。(内譯不合なるも其儘掲記す)

甲、舊借款(舊軍閥時代のもの)

南洋軍務公債	二六二、〇〇〇元	臨時軍需公債	一、〇九九、〇一七元
省金庫有價證券	六〇〇、〇〇〇	軍事善後借款	一、二〇〇、〇〇〇
軍事短期借款	八〇〇、〇〇〇	八年内國軍債	二九六、五八五
十五年一期省債	六〇〇、〇〇〇	十五年二期省債	八〇〇、〇〇〇
臺灣銀行	四四〇、〇〇〇	林熊祥借款	二、〇〇〇、〇〇〇
商會借款	五五〇、〇〇〇	費毓楷印章	六〇〇、〇〇〇
酒業銀行借款	二、〇〇〇、〇〇〇	各銀商借款	二五〇、〇〇〇
其他三口	五一、〇〇〇		

乙、前財政委員會及財政處任内借入各款

廈門金滙豐	八〇、〇〇〇元	各富戶商帶帶臨時借款	四〇八、二四六元
福州錢幣	六四、四〇〇	廈門商會	一一〇、〇〇〇



最近支那財政概説

三六六

金 庫 券 五七〇、四五五

丙、現財政廳借入各款

二、八九五、九六〇元

中國中南等銀行錢

地方善後公債

六八五、四六一元

莊各商幣等十三口

庫 券 借 款

二八七、五六二

海軍司令部立替金

一、五五〇、四五九元

一八〇、〇〇〇

斯くして統一財政會議は五月十六日閉會し、五月二十一日からは國民政府の召集した整理福建財政委員會豫備會議が本省に開かれ、正式會議は六月四日、五日、七日の三日に互り開會、本省財政整理に關する基礎案が議了せられたのである。本會議出席者は國民政府軍事委員會、國民革命軍總司令部、海軍總司令部、財政部からの代表各一人、福建省各機關當局である。

支那の財政整理の根本問題は、中央地方を問はず、軍費問題が最大にして無二の案件で、本會議に於ても軍額軍費額及軍政費の配當が主要問題をなして居る。本會で議了した整理大綱は次の十二項目である。

- 一、張貞、盧興邦兩獨立師ミ、海軍陸戰隊の軍額は、各獨立師を以て標準ミなし、名稱は從來通りミし、何れも中央の命令に依るに非ざれば擅に兵額を増加するを得ず。
- 二、張、盧、陸戰隊三部には各々中央の規定する獨立師の軍費額に照し、毎月福建省國稅中より交附す。
- 三、各部の未拂軍費は中央に報告認可後、國稅整理剩餘金中より期限を分ちて賦拂を行なふ。
- 四、省防軍の名義は中央の定案通り取消すべし。但し已に收編の各部は、各地の土匪團肅清後一ヶ月内に、陸續省

城に移し裁汰改編し、省防旅團の名義は再び存留するを得ず。

五、嚴重盜匪を剷挖する。

六、凡ての徵收機關は中央及省政府より直接處理す、各部隊は再び干涉するを得ず。

七、各部の經費定額は財政特派員公署、財政廳より毎月支出し、不足するを得ず。各部は擅に各徵收機關の收入金を引出し系統を紊すべからず。

八、各部自設の非法苛稅捐は、財政廳より人を派して引繼後一律取消すべし。

九、遇々特殊の事情に依り、各地各稅收入減少し、各種支出毎月定額通り交附し能はざるミきは、財政特派員公署財政廳より毎月平均割引にて交付す。

一〇、各種軍費及政費は別表の額に依り支出す。

一一、省政府は毎月前月分の國地兩稅收支金額並に軍政及稅收整理情況を國民政府に詳報し、軍事委員會、財政部に通報すべし。

一二、以上各案は議決後國民政府に申請して發令施行するものミす。

附 本會議通過の各種豫算次の如し。

▲國家稅歲入豫算總額

一〇、九八一、〇四八元

厘 金

三、五九二、九五七

第十章 各省財政

三六七



常關	二八六、九七二
烟酒稅	八〇九、五六〇
煤油特稅	七〇九、四〇三
內地稅	七六〇、〇〇〇
印花稅	四一〇、〇三八
禁烟收入	一、三九三、一七六
鹽稅	二、六四九、五五二
司法狀紙費	四八、〇〇〇
爆裂品專賣局	八一、三九〇
盧部特別收入	二四〇、〇〇〇
▲地方稅歲入 總額	八、八四三、八九五
田賦	二、六四〇、〇〇〇
屠宰稅	六九一、二〇〇
驗契稅	四九六、八〇〇
茶稅	三八〇、〇〇〇

各捐稅

鹽運使直接收入鹽附加稅	一、〇一七、〇〇〇
海軍徵收鹽附加稅	一、七一〇、二四〇
各公安局收入	四六、一四〇
建設廳收入	八六二、九五二
海軍移交收入	五六三、二二三
	四三六、三四〇

註 右の内盧部及海軍の收入機關は本會議の議決に依り省政府に移管すべきものである

國家稅支出豫算 總計

獨立第四師	一〇、三九九、一八二元
獨立第十四師	一、九二〇、〇〇〇
海軍陸戰隊	一、九二〇、〇〇〇
服裝費	一、九二〇、〇〇〇
醫藥費	四五〇、〇〇〇
海軍行政費	六〇、〇〇〇
交涉署費	一、四四〇、〇〇〇
	四五、六〇〇



最近支那財政概説

三七〇

思明華洋審判所	九、一八〇
財政部特派員署	三九、九九〇
鹽務費	五三五、七七六
鹽本備資	五三四、四八〇
各種稅局費	五五八、二七六
兵器廠經費	四八〇、〇〇〇
陸地測量局經費	八一、七三二
陸軍軍械局經費	一四、一四八
臨時費	三九〇、〇〇〇
▲地方稅支出豫算 總計	五、八三〇、〇〇〇
黨費	四五〇、〇〇〇
政務費	二、三四〇、〇〇〇
財務費	六七五、〇〇〇
司法費	六三〇、〇〇〇
教育費	九〇〇、〇〇〇

農工費	一三五、〇〇〇
建設費	七〇〇、〇〇〇

右の外地方軍政費なり豫備費が必要であるが、之は盜匪肅清後軍隊整理の結果捻出し得る財源を以つて、地方軍事機關に必須の經費を充當する外、豫備費、公安費等にも充當し、但債務償還に供せんとするものである。該會議に提出された本省の地方費支出軍政費額は三百十四萬四千二百二十元であつた。

上述の如き整理方針に基き、陳財政廳長は先づ徵收機關の統一を圖り、未統一前の海軍支應局鄭局長を泉廈財政辦事處處長に任命し、從來海軍に於て管轄し來つた泉廈各地の財政全部を、十七年八月一日から財政廳に統一して泉廈辦事處に引繼がしめ、毎月收入の國家及地方稅は、該處から財政廳に代つて泉廈地方各機關の經費に振當て、且同地方で起された借款を仕拂ふ外、餘裕あるときは財政廳に送金するこゝこなり、福建の財政は茲に統一を見るに至つた(銀行月刊八卷八號)を傳へられて居るが、斯くなれば實質は兎に角、形式だけは統一したわけで同省のため慶すべきことであるけれども、省財政の困難なこゝこは依然たるもので、殆んご手の付けられない窮狀に沈淪して居る。

第三款 民國十六年度歲出入

本年度内には財政の統一を見るに至らず、従つて各地軍隊の截留額其他不明のものが多く、省全體の實況は明らかでないが、同省財政廳が財政部に報告した收支計算は次の如くであつた。

福建省民國十六年度國家地方收支表

第十章 各省財政

三七一



(一) 國家收入

鹽稅	一、三七五、八一三・〇二元	年額約二百六十四萬元なるも財政廳の收入額は上の如し其他は駐軍の裁留或は鹽運署にて收支報告なく未詳
關稅	七、三六八・一四	年額約二十八萬元なるも略右同理由に依る
印花稅	九三、九二三・九九	年額約四十一萬元同右
烟酒稅	二一八、八一八・四〇	年額約七十萬元同右
厘稅	二、一五二、〇三七・七三	年額約三百五十九萬元同右
禁烟稅	二二二、四二八・四八	年額約百三十萬元同右
田畝稅	一〇六、一七二・八六	本捐は中途にて廢止
硝磺	八六〇・六〇	年額約四萬五千六百元なるも他は特派員分署にて收支
特別新稅	一六一、一八六・九七	煤油稅内地稅原額各約七十萬元なるも他は特派員公署にて特別收入
特別收入	四七三、〇〇〇・〇〇	財政特派員より徵收せるものにして國稅款目の分類なし
海軍直接收入	二、四三八、〇五二・〇〇	海軍防地内に於ける直接收入にして陸戰隊費に充當せるものなり
地方立換金	三、七〇七、九三四・九五	軍費不足の財政廳より地方收入或は臨時借入れに依り立換へたる分
二、國家支出		一一、〇四七、五九七・一四
內		
外交費	三三、二六〇・九二	福州交渉署經費と厦門交渉の分は海軍支應局より支出
陸軍費	五、四七一、八四二・四六	各軍隊への支出但直接裁留の分は不明

海軍費	一、四八〇、八三八・七六	海陸戰隊の分にして同右
財政特派員へ貸	一、三六九、六〇三・〇〇	財政廳より借入れて特派員に交付軍費として支出
各稅厘局支出	二五五、〇〇〇・〇〇	
海軍直接支出	二、四三八、〇五二・〇〇	

(二) 地方收支

一、地方收入	
田賦	一、九三四、三八八・五七
屠宰稅	四九一、〇〇二・九一
契稅	四〇八、七二三・七五
茶稅	五〇九、二九八・九七
牙稅	二二五、二五九・四九
雜稅	一一、八三〇・四〇
肥料稅	二五、三八五・六二
買舖捐	一六九、四二六・四七
雜捐	三三八、四九七・六一
雜收入	六三、六〇一・五一
保證金	一九六、二七二・二二
金庫券	二二〇、八八二・二七

八、九七四、三五一・二二

原額は三百三十萬元なるも財政廳の收支額は上の如し其他は縣署公費司法費教育費慈善費に直接支出及徵收費査定額六十九萬元なりしも地方不靖なりしたため少なし査定額四十九萬元なりしも財政廳にて收入の分上の如し商人請負稅



最近支那財政概説

善後公債	三〇九、〇五九・五六	
臨時借入金	三、〇四七、九七八・一三	軍需緊急のため臨時借入
汀屬八縣收入	七二〇、〇〇〇・〇〇	
各捐稅前徵	三九一、七四三・七五	
二、地方支出		八、九七四、三五一・二二一

黨務費	四八五、七三五・〇〇	
政務費	九七三、二一六・八〇	
軍政費	四〇一、三三九・七七	
財政費	六七一、〇八一・〇一	
司法費	二四四、三八五・一五	
教育費	六二〇、四四三・七〇	
建設費	四二八、〇八六・九二	
農工費	五六、三〇〇・〇〇	
各捐款返濟	四二、三二五・九三	豫借捐款返濟用
保證金返濟	七二、五八八・〇〇	約稅請負商滿期時返濟保證金
前財政委員會借款返濟	二〇七、二〇七・六八	
借款償還	三〇一、九〇六・三三	
臨時立換金	四一、八〇〇・〇〇	各錢莊より財政部借入の分

汀屬地方支出 七二〇、〇〇〇・〇〇  
 國家經費立換 三、七〇七、九三四・九五

當地方は紊亂のため不詳に付從來の額を掲上

本表の内容を一見するときは、如何に同省財政が紊亂して居たか、知れるであらう。而も地方費收入約九百萬元の内、三百餘萬元即ち三分の一強は借入金で、其の金額に更に地方收入を補足して國家經費を立換へて居る。之は全く軍費の過多なためである。

### 第十四節 四川省財政

#### 第一款 省財政の概況

民國初年以來本省は常に動亂の絶間なく、殊に十三年頃からは甚しく、統一なき雜多な軍隊が各地に起伏して苛欽誅求を擅にして居る。民國十年から十一年にかけて、劉湘が川軍總司令兼省長たりし當時は、全省の軍隊は第一乃至第三軍九師十一混成旅に過ぎなかつたが、夫れでも全省の收入二千六百六十餘萬元中、軍費として二千三百五十萬元を消費し、他の一般行政、教育、實業、交通、自治警察等のために充當し得る分は、僅かに二百數十萬餘に過ぎず、即ち軍費が總收入の九割を占めて居るに於て、裁兵の聲囂々たるものがあつたが、其後數次の戦争と共に軍隊は益々激増し、十四年成渝戦争當時、楊森一人だけで師長十九名、混成旅長十七名、獨立旅長七名を任命した位である。然し幾ならずして楊は戰敗したが、其部下は劉湘軍に改編されて残され、其の外袁祖銘、鄧錫侯、田頌



堯、頼心輝等何れも舊來の軍隊以外に擴張する所があつた。其後多少の縮減を見たのであるが、十四年末に於て本省の軍隊は三十一師、二十二混成旅、二十一獨立旅、十四司、兩統領、兵數三十萬を有し、軍費月額二百五十萬元年額三千百餘萬元を要する狀況であつた。そこで紙幣の亂發、公債の發行各稅附加稅捐の亂設、租稅の豫徵等有らゆる手段が講ぜられ、破壊に破壊を重ねて今日に至つたのである。

本省は民國十六年以來、青天白日旗をか、げ、三民主義を奉ずることになつたのであるが、民國十七年三月在南京四川省藉國民黨員から、南京政府に呈出した請願書に依るに、本省の現在兵力は約四十一萬、一ヶ年所要軍政費は一億元以上、省内過半数の縣は既に民國三十五年分迄の納稅を了して居るに大袈裟に報告して居る。

### 第二款 亂暴な調査方法

多種多様の稅捐を設定して居ることは、他省も軌を一にして居るので取立て、言ふまでもないが、本省の特質も見るべきは、徵稅局所の多いことである。之は統一なき各種の軍隊が到る處に割據して居るためでもあるが、一例をあげるに輸入品が、重慶から成都に行く途中の遂寧迄四百五十支里の間に於て、二十六種類の納稅を強ひられる如き、全く想像も付かぬ亂暴さである。又食鹽は生活必需品で、之が加稅等は尤に慎むべきものであるのに、種々なる名義で各處に徵稅所が設けられ、全省二十六ヶ所の多きに達し、各處を通過する度に何回でも課稅される。以上は民國十四年頃の實情であるが、財政は愈々窮乏を告げつゝある今日、減稅されて居ることは思はれない。

民國十五年の初めに於て、本省の錢糧(地租)は、各縣共民國二十年乃至二十五年分迄、即ち五年乃至十年分を

先取りされた縣が多く、梓潼縣の如きは、當時既に民國四十六年迄、即ち三十年分以上の豫納済であつた、そうして今では半数以上の縣が二十ヶ年分に近き豫納をして居ることは前述の通りで、亂暴も茲に至れば極まりである。本省の紙幣は軍用手票に濼川源銀號の紙幣を濫觴して、發行額一千萬元以上に達したことがあるが、之が熊督軍在任中に全部回収したのであつたけれども、民國十二年の戰亂當時、資本金六十萬元の四川銀行を設立して、紙幣百萬元を發行したまゝ、其の資本は全部軍費に流用した。之と同時に官銀號からも四百萬元の不換紙幣を發行し又十四年春にも二百萬元の新紙幣發行問題で騒いだことがある。然し本省の銀行は規模が小さいだけ發行額も割合に少く、東三省に於ける奉天票の如くに、大なる害毒を流すに至らぬことは幸である。

惡質銅貨の亂鑄も一つの重要な調査手段で、十五年の善後會議で議決した收支豫算に、銅元鑄造利益年額一百二十萬元を公然計上した等は恐れ入らざるを得ぬ。

右の如き苛斂誅求に對し、民間からは度々坑議請願を試みた。民國十五年末の如きは、省城の商家大部分は商取引を閉止し、數萬の群衆が督辦署内に押寄せて示威的請願を試みたのであつたが、當局は口約こそすれ一向に効果ある改良は行はれて居ない。

### 第三款 善後會議と省豫算

貴州軍たる袁祖銘軍が、劉湘を助けて揚森を倒すや、袁の發起に依り民國十四年夏季臨時善後會議を召集し、川事善後に關する事項、殊に財政問題に關し研究對議の結果、省收支豫算を二千六百六十四萬元(内軍費二千一百萬



元)に定め別に鹽款短期八厘債券及整理四川鹽稅流通券各八百萬元發行の件を議決したが、右の收支豫算は支出額を無理に切詰めて収合を合致せしめたに過ぎぬもので、到底實際に適合せぬため、民國十五年早々に軍民兩長官協議研究の結果、次の如く莫大な豫算表を作成して善後會議に提出した。本案が此儘善後會議を通過したか否かは明瞭でないが、何れにしても必要なだけのものは搾取するに相違なく、本豫算は本省財政の内情を窺ふに足る資料たるを失なはぬ。

甲、收入總額	四三、六〇三、八五三元
一、地方收入	一〇、四八四、九三三
1. 田賦	六、八五七、一五九
2. 契稅	一、九八七、二一〇
3. 統捐	五七七、四一六
4. 糖稅	八二三、一一八
5. 茶稅	二二〇、〇〇〇
6. 礦稅	一一、六九四
7. 牙稅	三、三三六
8. 當稅	五、〇〇〇

二、中央收入

1. 鹽稅	一三、〇二〇、〇〇〇
2. 烟酒	八、〇〇〇、〇〇〇
3. 造幣廠餘利	一、七八〇、〇〇〇
4. 銅元局餘利	一、四四〇、〇〇〇
5. 印花稅	一、二〇〇、〇〇〇
三、臨時收入	六〇〇、〇〇〇
1. 護商	二〇、〇九八、九二〇
2. 禁烟罰金	四、〇〇〇、〇〇〇
3. 烟酒捐	六、〇九八、九二〇
4. 一ヶ年間糧賦豫徵	三、〇〇〇、〇〇〇

乙、支出總額

一、軍費	四三、六〇三、八五三
1. 川軍軍費	三八、八〇三、八五三
2. 貴州軍軍費	二二、八二〇、〇〇〇
	四、八〇〇、〇〇〇